

資料集 第1分冊
(共同声明等)

目 次

① 日米共同声明：未来に向けた共通のビジョン（2012年4月30日）	1
② TPP 第18回会合メディア声明（2013年7月25日：コタキナバル）	2
③ 共同プレス声明 TPP 閣僚会合（2013年8月23日：ブルネイ）	3
④ 共同プレスリリース 第19回会合（2013年8月30日：ブルネイ）	4
⑤ TPP 貿易閣僚による首脳への報告書（2013年10月8日：パリ）	5
⑥ TPP 首脳声明（2013年10月8日：パリ）	9
⑦ TPP 参加国閣僚・代表声明（2013年12月10日：シンガポール）	10
⑧ 共同プレス声明 TPP 閣僚会合（2014年2月25日：シンガポール）	11
⑨ 日米共同声明（2014年4月25日）	12
⑩ 共同プレス声明 TPP 閣僚会合（2014年5月20日：シンガポール）	13
⑪ TPP 参加国の閣僚及び代表による共同声明（2014年10月27日：シドニー）	14
⑫ TPP 貿易閣僚による首脳への報告書（2014年11月10日：北京）	15
⑬ TPP 首脳声明（2014年11月10日：北京）	21
⑭ 日米共同ビジョン声明（2015年4月28日）	22
⑮ TPP 閣僚声明（2015年7月31日：ハワイ）	23
⑯ TPP 閣僚声明（2015年10月5日：アトランタ）	24
⑰ TPP 首脳声明（2015年11月18日：マニラ）	25
⑱ TPP 閣僚声明（2016年2月4日：オークランド）	27

日米共同声明：未来に向けた共通のビジョン
(TPP関連部分抜粋)

2012年4月30日

(前略)

我々は、二国間の経済調和と地域経済統合の推進を通じ、両国の経済成長と繁栄を強化することを目指す。我々は、二国間の貿易・投資関係を深め、イノベーション、起業、サプライチェーン・セキュリティ、インターネット・エコノミー、科学技術、女性の起業や経済的なエンパワーメントにおける協力を促進するための方途を引き続き追求する。我々は、また、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を築くというAPECの長期的な目標に沿って、アジア太平洋地域の貿易・投資に関する高い水準のルールを築き、地域経済統合を推進することに共に取り組むことにコミットしている。我々は、現在行っている環太平洋パートナーシップ（TPP）に関する二国間協議を引き続き前進させ、どのように二国間の経済調和と地域経済統合を推進していけるのかを更に探求する。

(以下略)

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）第 18 回会合

メディア声明

2013 年 7 月 25 日 於・サバ州コタキナバル

7 月 15 日から開始された第 18 回環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）交渉が本日終了した。今回の交渉会合には、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムから、650 名以上の政府関係者が出席した。

7 月 23 日、我々は 12 番目の ＴＰＰ 交渉参加国として日本を歓迎した。この 2 日間にわたり、参加国は交渉の現状について日本に説明を行った。日本は、迅速に交渉プロセスに参加する意思を示し、積極的に交渉に参加した。日本の ＴＰＰ への参加は、7 億 9,000 万人からなり、27 兆米ドルの ＧＤＰ を生み出し、世界の 3 分の 1 に相当する貿易量を有する市場を創出することになる。

今回の会合では 13 の交渉グループに分かれ、投資、不適合措置、競争、市場アクセス、原産地規則、ＴＢＴ、金融サービス、電子商取引、一時的入国、知的財産権、環境、政府調達、法的・制度的事項について議論を行った。

我々は、中間会合で前進した論点を探り上げるなどして、ほとんどの交渉グループにおいて、より技術的な論点の解決に向けて、良好な進展を続けた。また、我々は、より困難な論点における立場の違いを狭め、これら論点のいくつかにつき早期の決着に道筋を付けた。知的財産、環境及び国有企業に関するより困難な課題について、交渉官は交渉グループにおいて、作業を進める様々なオプションを検討した。

工業製品、農産品、繊維及び衣料製品の市場アクセスに関して、包括的な自由化の目標の達成に向けた交渉を加速させるため、交渉官は作業計画に合意した。

第 18 回交渉会合を通じて相当な進展があったものの、依然として、追加的な作業が必要な論点が多く残されている。我々は、交渉官がより困難でセンシティブな論点に取り組まなければならない段階に差しかかっている。我々は、全ての重要な論点を取り上げる交渉会合間に行われる作業についての明確なスケジュールを通じ、より多くの論点が次回交渉会合で妥結されることを期待している。

過密な交渉スケジュールにも関わらず、交渉官達はステークホルダーと対話することができた。2013 年 7 月 20 日にステークホルダー会合が開催された。200 以上のステークホルダーが参加し、内 44 が、産業界、ＮＧＯ、学界、特定利益の団体にとっての幅広い関心・懸念についてペーパーを提出した。首席交渉官達も、ステークホルダーに対して交渉状況を説明し、寄せられた質問に対して回答を行った。

第 19 回 ＴＰＰ 交渉会合は、2013 年 8 月 22 日～30 日にブルネイで開催される予定。

共同プレス声明
ＴＰＰ閣僚会合
バンドルスリブガワン、ブルネイ・ダルサラーム
2013 年 8 月 23 日

ブルネイ・ダルサラーム — 2013 年 8 月 22 日から 23 日まで、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）参加国の閣僚は、包括的で高い水準の域内貿易投資協定に向けた交渉が最終段階に入るのと同時に、残る主要論点に取り組む方法を検討するため、全体会合及び二国間会合を行った。

現在、論点の大半は終盤にあることに言及しつつ、12 か国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム）は、最終的な交渉において、残るセンシティブで困難な論点や論点の順序付けについて取り得る着地点を含め、相互に受け入れ可能なパッケージを作り上げる方法を検討した。特に焦点となる分野としては、物品市場アクセス、サービス・投資、金融サービス、政府調達に関連する事項や知的財産、競争、環境についての協定テキストがある。また、我々は、労働、紛争解決、その他の分野に関して残る未解決の論点について議論を行った。

今回のＴＰＰ閣僚会合は、交渉官に対して指示を出し、各国の首脳によって合意された 2013 年中の妥結に向けた交渉の推進を後押しするため、第 19 回ＴＰＰ交渉会合の開催中に開かれた。我々は、域内の貿易投資を増やし、イノベーションや経済成長、開発を促進し、各国内における雇用の維持・創出を支える、野心的でバランスの取れた 21 世紀型の協定を達成するという共通の目標に整合的な形で、成果を達成するための最善の方法について議論を行った。

我々は、例年のようにＴＰＰ首脳が集まると見込まれる、インドネシア・バリのＡＰＥＣ首脳会議に至るまでに、積極的な関与を維持することに合意した。12 か国が、この画期的な協定を妥結するために集中的に作業を進めていく上で、今回の会合は重要な節目となるであろう。

共同プレスリリース

2013 年 8 月 30 日

第 19 回 T P P 交渉会合の間、 閣僚指示によって交渉官の作業が活性化

バンドル・スリ・ブガワン、ブルネイ — 環太平洋パートナーシップ (T P P) 参加国の交渉官は、最終的な交渉において残るセンシティブで困難な課題や課題の順序付けについて取り得る着地点について議論するために、ブルネイ・ダルサラームにおいて先週、会合を開いた閣僚の指示を受けて、各国間の立場の違いを狭めるために、今週、作業を活性化させた。T P P 参加国 (オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム) の閣僚会合において、域内の貿易投資を増やし、イノベーションや競争、経済成長や開発を促進し、各国内での雇用の創出・維持を支える、野心的でバランスの取れた 21 世紀型の協定を達成するための指示が交渉官に与えられた。

交渉官は、閣僚の関与と交渉を積極的に先導するコミットメントに後押しされ、市場アクセス、原産地規則、投資、金融サービス、知的財産、競争、環境に関するテキストについて、今次会合で技術的な作業を進めた。また、交渉官は、物品、サービス、投資、金融サービス、一時的入国、政府調達の世界市場に対して、相互にアクセスさせるパッケージを進展させた。全体及び二国間の議論は、多くの課題に対して創造的かつ現実的な解決策を作り出し、残る作業をさらに絞り込むことに成功した。また、今週、労働を担当する交渉官は、労働章において残る課題について作業を継続した。

交渉官は、今後の交渉の方向性を認識し、来週以降も、引き続き作業を進めるために再度中間会合を開催する予定である。全体会合の前に国内での協議に時間を要したために今回の会合において集まらなかった T B T、電子商取引、法的事項を含む、いくつかのその他の作業部会も、中間会合を行う予定である。例年のように T P P 首脳が集まると見込まれる、インドネシア・バリの A P E C 首脳会議に至るまで、中間会合において作業を行い、交渉の更なる進展を図る予定である。この会合は、12 か国が、今年、この画期的な協定を妥結するために作業を進めていく上で重要な節目となるであろう。

交渉官が T P P 関係地域から集まった 150 名のステークホルダーと現場で交流するため、8 月 27 日、T P P 交渉は一時休止した。ステークホルダーは、交渉官に対し幅広い事項にわたってプレゼンテーションを行い、首席交渉官も、特定の関心事項について詳細に議論するため、ステークホルダーと非公式に接触した。

環太平洋パートナーシップ
貿易閣僚による首脳への報告書
2013 年 10 月 8 日

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の年内妥結を追求するよう求める首脳
の指示に沿って、ＴＰＰ参加 12 か国の閣僚と交渉官は、ここ数か月間、集
中の作業を続けてきており、この画期的な協定の妥結に近づいている。閣僚
は、具体的な課題に対処し、交渉官に指示を与えるため、複数国間及び二国間
で積極的に関与してきた。交渉チームは、提案を交換し、残された課題に対す
る創造的かつ現実的な解決策を特定し、立場の違いを縮めるために、19 回の公
式な交渉会合と多くの中間会合を開催してきた。

高い基準と新しい規律を作り出す最先端の協定に向けた、ＴＰＰ首脳の共通の
構想と共同のコミットメントが、我々の作業を導いてきた。閣僚は引き続き、
残された課題について、相互に受け入れ可能な解決策を模索する。ここバリの
これらの課題（物品市場アクセス、サービス・投資、金融サービス、政府調
達、一時的入国、労働に関する課題を含む）についての更なる議論は、生産的
で、今後数週間の交渉官による作業を特徴づけるものとなるだろう。また、閣
僚は、参加各国間の貿易・投資を増大させ、各国のイノベーション、経済成長、
開発を促し、雇用の維持創出を支える、野心的でバランスの取れた 21 世紀型
の協定を達成する最善の方法について議論を行ってきた。

2011 年の前回のＴＰＰ首脳会合以来、メキシコ、カナダ、また最近には日本が
ＴＰＰ交渉に参加した。これらのパートナーが成功裏に交渉組み込まれたこと
は、これらの国の参加を積極的に促進するＴＰＰ既参加国の精力的な作業と、
野心的かつ時宜にかなう妥結に向けて建設的に貢献する新規加盟国の真剣な
努力を反映している。現在の参加国で、ＴＰＰは現在、世界で最も堅調な経済
を包むとともに、世界のＧＤＰの約 40%及び世界の全貿易量の約 3 分の 1 を占
めている。わずか数年前に 5 か国で始まった構想が 12 か国に増えたことは、
ＴＰＰの高い水準のアプローチが、アジア太平洋自由貿易圏に向けた有望な道
筋としての有効であることを実証している。

閣僚と交渉官、担当官は、首脳がコミットした透明なプロセスを確保するよう、
各国内でステークホルダーとの積極的な関与を続けていく。閣僚と交渉官は同
様に、数多くの課題についてステークホルダーによる詳細なインプットを真に
評価している。このような幅広いインプットは、異なる観点を反映しているこ
とが多い一方で、アジア太平洋地域の企業、労働者、消費者、家庭が直面する
重要な課題に対する理解を更に深める。閣僚は、広く共有される利益もたらす

包括的で変革的な協定を達成するため、こうした幅広い利害の適切かつ公平なバランスを取るような協定を策定することを引き続き追求していく。

交渉官は、将来の貿易協定の基準を設定し得る、この歴史的協定の決定的な 5 つの特徴それぞれの実現に向けて、大きく前進した。

(1) 包括的な市場アクセス

T P P 交渉参加 12 か国の交渉チームは、引き続き、相互の物品市場に包括的で関税のないアクセスを与え、同時に、サービス、投資、金融サービス、一時的入国及び政府調達に関する制限を除去する、包括的で高い水準の市場アクセスのパッケージの目標を達成することに集中している。物品市場アクセスについては、閣僚は、作業の速度を加速させ、首脳が描いている時期に全体パッケージを完成させるために、進捗に向けた時間軸に合意した。これまで多くの進展が見られたが、最もセンシティブな物品の取扱いについての合意はこれからの課題として残っている。首席交渉官と交渉チームのリーダーは、プロセスを成功裡に前進させるために、物品市場アクセスの各交渉チームの作業を調整している。

同時に、交渉官は、互いのサービス、投資、一時的入国、政府調達市場へのアクセスを T P P 交渉参加国に与えるパッケージに向けて進展を続けている。サービス・投資市場へのアクセスは、除外措置を取った場合を除き、アクセス可能と見なす「ネガティブリスト」に基づいて交渉されている。閣僚は、地域や世界の競争力の向上に対して、サービス分野の自由化が持ちうる実質的な利益を認識し、T P P 交渉参加各国は、この 1 年間、市場アクセスのオファーを相次いで改善してきた。しかし、高い水準の成果に向けた首脳の目的と整合的なサービス・投資の成果を達成するために追加的な作業が残っている。政府調達については、この地域の企業と労働者にとっての重要な機会を認識しつつ、T P P 交渉参加国は、合意に到達するため、市場アクセスのオファーの改善・強化を続ける。

(2) 地域全域にまたがる協定

T P P 交渉参加国間の生産・サプライチェーンや貿易を促進する後押しを行い、域内の雇用を支えるため、閣僚は、交渉官が単一の関税スケジュールを作成し、共通の原産地規則を有することに合意した。困難で時間が掛かる作業の中で、12 か国の交渉チームは、これらのルール of 相当部分を合意し、残された作業の完了を確保するために関与を強めている。閣僚と交渉官の目標は、協定を活用

するため、TPP参加国間で生産・サプライチェーンを促進し、大企業も小企業もより一層協定を活用しやすくする、域内の累積を奨励する貿易促進的な原産地規則を策定することである。更に、TPP交渉参加国間のバリューチェーンの展開を支援するため、交渉官は、税関、急送便、電子商取引、規格のような論点の合意に向けて進んでいる。これらの分野全てにおいて、目標は、全てのTPP交渉参加国において、貿易を促進し、企業と労働者に新たな機会を創出する高い水準の成果を出すことである。

(3) 分野横断的な貿易課題

交渉官は、分野横断的な4つの課題について作業の最終段階にいる。これらは、これらの分野においてAPECで着手されている作業を進め、貿易及びその利益の共有に影響がある問題に対応することを追求するものである。これらには、次のものが包まれる。

- ① 規制その他の非関税障壁：これらは、海外市場にアクセスする際に企業が直面する主な障害として、関税障壁に取って代わってきた。TPP交渉参加国は、規制の運用を改善し、透明性を高め、より貿易促進的な方法で規制手続を実施すると共に、特定の分野におけるアプローチを調和させるための方法について合意した。
- ② 競争力及びビジネス円滑化：この作業には、各国の市場の競争力を高め、雇用を維持する生産・サプライチェーンの展開に向けたTPP交渉参加国の進展を全体的に精査するための計画や、必要に応じて将来的にコミットメントを更新する仕組みが含まれている。
- ③ 中小企業：地域の貿易における中小企業の参加を拡大することは、TPPとその利益についての具体的で、関連する、使い勝手のよい情報及びリソースへのアクセスの向上によって後押しされる。
- ④ 能力構築、協力及び開発：この作業は、現在及び将来のTPP参加国が協定の野心的な規定を実行し、それによって協定の利益を十分に実現するニーズに対処することを追求するものであり、官民パートナーシップを通じたものを含め、我々各国の経済開発の優先課題にTPPが貢献することを可能にする追加的なコミットメントを含む。

(4) 新たな貿易課題

TPP協定の顕著な特徴は、国際貿易に出現した新たな課題の取扱いであろう。閣僚と交渉官は、これらの新たな課題の合意にむけた作業を継続する。これらの課題には、新たなデジタル経済の促進、グリーン成長や新たな技術の利益の

獲保、透明で競争促進的なビジネス環境の確保、貿易協定が公衆衛生や環境の主要な優先課題を支えることを確保するといった共通の政策目標の前進のための調整が含まれる。閣僚は、画期的な作業がこれらの分野で行われていることを認識する。そのようなものとして、取組は真剣かつ建設的であり、これらの複雑でセンシティブな分野において、立場の違いを橋渡しし、高い水準の規律を達成することに焦点を当てている。

(5) 生きている協定

前回の首脳会合以来、メキシコ、カナダ、日本がTPPへ参加したことは、TPPを更に強化することとなった。閣僚は、将来のTPP参加への他のアジア太平洋の国々の関心を喜んでおり、当初の協定の妥結の後の参加を円滑にするため、そのような国と関与する用意ができています。域内の国々へのTPPの拡大を可能にするという首脳のコミットメントを反映し、交渉チームは、TPPを生きている協定とし、貿易、投資、技術やその他出現しつつある問題と課題における将来の展開と共通の関心がある分野における将来の共同作業に対応して適切に発展し得るような、構成、制度、プロセスについて合意に近づいている。

次のステップ

閣僚は、成功裏の妥結に向けた交渉の前進に引き続き積極的に関与していく。我々は、そのために必要なリソースを投入する。また、我々は、作業を前進させると共に、各国それぞれのステークホルダーに積極的に関与し続けていく。TPP交渉の最終段階では、残る課題を解決するための創造的、現実的かつ柔軟なアプローチを見出すため、あらゆるレベルでの取組の強化と、TPP首脳が（もちろん、閣僚、交渉官も）追求している高い水準の野心的な成果に対する揺るぎないコミットメントが必要となるだろう。

環太平洋パートナーシップ首脳声明

2013 年 10 月 8 日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの首脳は、環太平洋パートナーシップ交渉が完了に向かっていることを本日公表できることを喜ばしく思う。閣僚と交渉官は、すべての条約文案と、物品、サービス、投資、金融サービス、政府調達、一時的入国の参加各国の市場へのアクセスに関する付属文書について、ここ数ヶ月間、大きく進展させた。我々は、2011 年にホノルルで設定した目標を達成し、協定の利益が完全に共有されることを確保し、かつ発展段階の多様性に配慮する、包括的でバランスの取れた地域協定を、年内に妥結することを目的に、これから交渉官は残された困難な課題の解決に取り組むべきであることに合意した。

最終的な環太平洋パートナーシップ協定は、各国の新旧の貿易と投資の課題に対応し、雇用の維持・創出を支え、経済発展を促進するための、包括的で次世代のモデルを作り上げるといふ、我々の共通の構想を反映するものでなければならない。可能な限り深く広範な貿易と投資の自由化は、各国の大小製造業者、サービス提供者、農業従事者及び農場経営者、また、労働者、イノベーター、投資家及び消費者にとって最大限の利益を確保することとなる。

我々は、環太平洋パートナーシップを、その高い野心と新たな貿易上の規律に関する先駆的な基準により、将来の貿易協定のモデルであり、アジア太平洋自由貿易圏を構築するという A P E C の目標への有望な道筋として見ている。我々は、この重要な交渉に対して関心が高まっていることに励まされており、T P P に将来参加する可能性について関心を表明する他のアジア太平洋諸国と接触している。

この地域のステークホルダーは、交渉会合の際や各国国内において、T P P 交渉チームに対して価値あるインプットを行ってきた。我々は、これらの交渉を妥結するべく取り組むにあたり、国民の関心に適切に対応する最終的な協定を作り上げるため、ステークホルダーとの協議を更に強化する。我々は、交渉妥結後、各国それぞれの国内手続と整合的な形で、我々の作業の成果について審査と検討が行われることを楽しみにしている。

環太平洋パートナーシップ参加国閣僚・代表声明
2013 年 12 月 10 日
シンガポール

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて 4 日間の閣僚会合を終えたところであり、環太平洋パートナーシップ協定の完了に向けた実質的な進展が見られた。

この会合の間に、我々は、テキストの主要な残された課題の大部分について潜在的な「着地点」を特定した。我々は、これらのテキストの課題と市場アクセスの課題を仕上げるために、柔軟性を持って作業を続ける。

全ての参加国にとって、2011 年にホノルルで設定された目標を達成する、野心的で包括的な高い水準の協定は、雇用を創出し、成長を促進し、各国の国民に機会を提供し、地域統合と多角的貿易体制の強化に貢献するために必要不可欠である。

したがって、我々は、今後数週間、そのような協定に向けた集中的な作業を継続することに決めた。また、我々は、ステークホルダーとの協議を促進し、自国の政治プロセスと連携する。

交渉官による追加的な作業に続いて、我々は、来月に再度会合を開催する予定である。

共同プレス声明 TPP閣僚会合
於：シンガポール
2014年2月22-25日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて4日間の閣僚会合を終えたところであり、最終的な協定に向けた更なる躍進を遂げた。

我々は、前回の閣僚会合で特定された着地点の大部分について合意した。いくつかの論点が残っているものの、我々は、包括的でバランスの取れた成果を目指す観点から、これらの課題を解決するための道筋を示した。また、広範な二国間会合を通じて、我々は、残りの作業の重要な部分を占める市場アクセスについても進展させており、市場アクセスの全分野に渡る野心的なパッケージの完成に向けた作業を継続する。

今回の会合を受けて、我々は、残された課題について各国国内で協議を行う。

我々は、昨年10月にバリで首脳から指示された通り、2011年にホノルルで設定された目標の達成に向けた協定について、できる限り早期に結論を得るために努力している。我々は、TPP参加各国において、国民の雇用、企業の手機、経済成長、発展を創出するような協定を実現するために必要となる相当な水準の努力を注ぐ。

日米共同声明：
アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国
(TPP関連部分抜粋)

2014年4月25日

(前略)

日米両国はまた、貿易自由化を前進させ、経済成長を促進するため、多国間の金融及び経済フォーラムにおいて緊密に連携する。両国の共同の取組は、自由で、開かれ、透明であり、技術革新を推進する国際的な経済システムを支持することに基づいている。経済成長を更に増進し、域内の貿易及び投資を拡大し、並びにルールに基づいた貿易システムを強化するため、日米両国は、高い水準で、野心的で、包括的な環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定を達成するために必要な大胆な措置をとることにコミットしている。本日、両国は、TPP に関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定した。これは、TPP 交渉におけるキー・マイルストーンを画し、より幅広い交渉への新たなモメンタムをもたらすことになる。両国は全ての TPP 交渉参加国に対し、協定を妥結するために必要な措置をとるために可能な限り早期に行動するよう呼びかける。このような前進はあるものの、TPP の妥結にはまだなされるべき作業が残されている。

(以下略)

共同プレス声明 TPP閣僚会合
於：シンガポール
2014年5月19-20日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて2日間の閣僚会合を終えた。その間に、我々は、先月の日米協議や先週のホーチミン市における首席交渉官会合の結果を含む、最近の二国間のやり取りについてレビューを行った。

一連の前向きな会合において、我々は、交渉を妥結させるために何が必要かについて共通の見解を確立した。我々は、特に、市場アクセスについて意味のある進展を図ることに集中し、また、残る立場の違いを狭めるために、残されたルール課題について前進させた。

交渉のモメンタムを更に構築するために、我々は、市場アクセスとルールについて、今後数週間に渡り、集中的な取り組みの道筋を決定した。二国間及びその他の形式で行われるその取り組みの一部として、我々は7月に首席交渉官が集まるように指示を出した。同時に、閣僚は、交渉を導き、調整し、最も困難な残された課題に取り組むために、二国間の関与を継続する。また、我々は、それぞれの国内の協議プロセスを継続する。

この重要な期間における我々の交渉は、首脳による指示と整合的な、野心的で包括的な高い水準の協定を実現するという長きに渡るコミットメントを反映するものとなる。また、我々は、何よりも、我々各国の国民にとって雇用、経済成長、機会を生み出すという共通の望みを引き続き指針としていく。

環太平洋パートナーシップ協定交渉
環太平洋パートナーシップ参加国の閣僚及び代表による声明

2014 年 10 月 27 日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、環太平洋パートナーシップ協定交渉の妥結に向けた基礎を作るための 3 日間の閣僚会合を終えた。我々の会合は、2014 年 10 月 19 日から 24 日まで行われた、1 週間に及ぶキャンベラでの事務レベルの議論に続いて開催された。

我々は、協定が発効し次第、TPP 地域を定義し、形成し、統合する、市場アクセス交渉及び貿易投資ルール交渉という、TPP 協定の要素となる部分について、ここ数週間で実質的に進展させたことを報告できることを喜ばしく思う。

週末の会合の間に、我々は、一対一の議論にかなりの部分の時間を費やした。これにより、我々は、物品、サービス、投資の市場アクセス交渉を更に進展させることができた。我々は、TPP 交渉を終結させる準備を行うのに役立つ様々な論点について決断を下すために、全体会合の形式で集まった。

我々は、野心的で包括的な高い水準のバランスの取れた協定の全体像が具体化しつつあると考えている。我々は、各国にとって意味のある経済的、戦略的な利益をもたらすために、閣僚間での取り組み及び交渉チーム間での取り組みに集中し、国内で幅広く協議を行い、残された課題を解決するべくお互いに集中的に作業を行うことを継続する。

我々は今、我々が与えた指示を実行するため、首席交渉官にバトンを手渡す。

我々は、本会合における進展を基に継続して前進し、数週間以内に再び会合を開催する。

環太平洋パートナーシップ
貿易閣僚による首脳への報告書
2014年11月10日

T P P交渉参加 12 か国の閣僚及び交渉団は、昨年開催された前回のT P P首脳会合以来、昨年バリで首脳から与えられた指示に従って、歴史的、野心的、包括的で、バランスが取れており、かつ高い水準のT P P協定を妥結へと導く大きな進展を達成してきた。我々は、過去数か月にわたり、各国間の残された課題を解決するための共同作業に専念してきており、その作業の結果として、今や残された課題の数は絞られ、進展のペースは加速してきた。閣僚は、終局が明確になりつつあることを受けて、妥結に向けて交渉を前進させることに強くコミットしている。我々の決意は、各国間の貿易投資を更に増加させ及び21世紀のグローバル経済において企業、労働者、農業従事者が直面する課題に対処するための高い水準のルールを設定する次世代の、かつ変革可能な協定の策定が首脳の共通の構想であり、かつ共同のコミットメントであるとの認識に立脚している。我々は、また、T P Pが各国におけるイノベーションを奨励し、競争力を強化し、経済の成長と繁栄を促進し、雇用創出を支え、及び協定の利益が市民の間で幅広く共有されることを確保するという首脳の目的を達成するための作業を行っている。

閣僚が積極的な関与を続けてきており、我々は、プロセスを加速し、及び残された課題に関する相互に受け入れ可能な成果について合意するための共同作業計画を策定した。その中で主要なものは、物品、サービス、投資、金融サービス、経済人の一時的入国及び政府調達を含む市場を相互に開放するコミットメントの野心的なパッケージを妥結するための道筋を特定することである。我々は、また、知的財産、国有企業、環境及び投資に関するものを含め、協定の条文の残された課題についての解決を継続して追求していく。閣僚は、北京においてこれらの課題に関する各国間の懸隔を絞る更なる進展を達成しており、我々の議論は、今後数週間の交渉団の作業の指針となる。しかしながら、我々の継続的な関与が必要となる機微かつ困難な課題が残されている。

我々は、残された課題の解決策を求めて作業を行う際に、ステークホルダーの視点が交渉における多くの課題に関する幅広い見解と視点を理解するための取り組みにとって不可欠であるため、ステークホルダーの詳細なインプットを継続して求める。閣僚は、我々の全ての市民に広く共有された利益を与える協定を達成するために、各国の幅広い利益を注意深くバランスさせる協定を策定する作業を継続する。

我々は、協定による最大限の利益を確保し、ＴＰＰを他の貿易協定と区別し、各国経済の競争力を地域的及び世界的に大きく向上させるという、首脳が明示したＴＰＰの目的の達成に向けた進展を検討してきた。

包括的な市場アクセス

閣僚及びＴＰＰ参加 12 か国の交渉団は、相互の物品市場に包括的かつ商業的に意味のあるアクセスを提供し、同時に、サービス、投資、金融サービス、経済人の一時的入国及び政府調達に関する制限を取り除く、野心的、高い水準かつ無税の市場アクセスのパッケージという目標を達成することに継続して専念する。

- 物品市場アクセスについては、ＴＰＰ参加国は、相互の関税パッケージを完成させるために作業を行っている。各国間の貿易は、既に世界の貿易全体の約 3 分の 1 を占めているが、我々は、我々の企業、労働者、消費者の機会を更に増やすことのできる、野心的な市場開放の成果を追求している。この目標を達成するための取り組みは、多くの国の間で大きく進展しているが、いくつかの品目の取り扱いやいくつかの国について作業が残されている。我々は、首脳が設定した野心の目標が満たされ、及び各国にとって持続可能かつ商業的に意味のある市場アクセスをもたらす成果を達成することを確保する一方、これらの品目に対処する方法を見つけることに重点的に集中して取り組んでいる。
- サービス、投資、金融サービス、政府調達、経済人の一時的入国の市場アクセスについても、作業は継続している。各国間のサービス貿易は、既に世界のサービス貿易の約 3 分の 1 を占めており、閣僚は、これらの分野における市場の自由化が、効率、競争及びＴＰＰの完全な利益を実現し得ることを確保するために必要となる経済基盤の開発を促進する上で果たし得る重要な役割を認識する。我々は、また、貿易のフロー及び地域のサプライチェーンを促進する上で重要な役割を担うと認識している投資に対する障壁を撤廃することを求めるというコミットメントを大きく進展させ、公共の利益のための政府の規制権限を維持するための、新しく、かつ強固な保護基準と両立させることに合意した。我々は、昨年以來、これらの課題に関するパッケージの完成に更に大きく近づいてきたが、首脳の目的と整合的な全ての国にとっての高い水準の成果を確保するために、いくつかの重要な作業が残されている。

地域全体にまたがる協定

我々は、ＴＰＰ首脳が最後に集まって以来、労働者及び大小双方の企業にとって協定の利益の活用をより容易にすることにより、雇用を支えながら、各国間の貿易をよりシームレスにする域内貿易の統合を促進する作業を大きく進めてきた。輸出者、輸入者及び投資家は、公平性及び予見可能性を求めているため、我々は、地域全体に共通の高い水準の、透明性のあるバランスの取れたルールを設定することにより、各国間の貿易投資を促進している。

- 12 か国は、各国間の生産・サプライチェーンを促進し、及び強化するために重要である相当数の品目について、共通の原産地規則を実質的に進展させた。我々は、シームレスなサプライチェーンを支える原産地規則を完成させるための残された作業の完了に向けた計画を策定した。
- ＴＰＰ参加国間のバリューチェーンの発展を支えるため、各国の交渉団は、貿易の形式的な手続きを簡略化し、企業がより早く、安く、及び容易に製品を市場に届けられるようにする税関、貿易円滑化及び物流のような課題に関して合意に向けて前進している。我々は、また、ＴＰＰ参加国の企業や労働者に協定の利益が向かうことを確保できるよう、密輸及び違法な積み替えを阻止する相互の取り組みを支援するための協力のコミットメントを完成させるべく作業している。
- 域内貿易の統合を更に促進するため、我々は、また、企業が外国市場にアクセスする際に直面する主要な障害として、関税障壁に次第に取って代わってきた非関税障壁を撤廃する方法、及び規制課題についての取り組みに関する協力を進めるための作業についても合意に近づいている。同時に、我々は全て、保健、安全及び環境保護を含む、公共の利益を保護する政府の権限を維持できるような形で、それらの取り組みを注意深く行ってきた。

新たな貿易課題

我々は、各国経済の将来の活力及び競争力の維持に役立つように、最近の貿易協定以来、世界経済に出現した新たな課題に対する共通の取り組みの策定に向けて大きく進展してきた。我々は、こうした課題に関するルールを策定する際に、真剣かつ注意深いやり方で取り組んできた。我々は、これらの新しい分野において合意に近づいている。

- 新しい市場に向かおうとしている小規模企業にとってのものを含め、イン

ターネットの経済的な潜在力を認識しつつ、また、過去数年間に世界のインターネット利用者数が急増し、今後も増加の一途を辿るであろうことに留意しつつ、我々は、プライバシー保護のための規制を含め、政府の正当な公共政策の利益と整合的な方法で、デジタル経済の発展を促すルールについて合意に近づいている。

- また、我々は、国有企業と民間企業が同等の競争条件で競争できることを確保するルールの確立を含め、各国間の公平な競争を促すための作業を進めてきた。このＴＰＰにおける先駆的な作業は、各国経済の効率性及び競争力を高めるための多くの政府による取り組みを強化するものである。
- 我々は、イノベーションが人々の利益並びに経済の成長及び競争力の重要な源であることを理解し、イノベーションの利益を促進し共有する知的財産に関するバランスの取れたコミットメントを策定する作業に励んできた。これは、協定の最も複雑で困難な分野の一つであるが、全参加国に裨益する創造的かつ技術的な進展を促す共通の取り組みの策定について実質的に進展させてきた。我々はまた、医薬品やオンラインコンテンツの公正な利用への市民のアクセスを確保し、ＴＰＰ経済の多様性を反映するような、適切なバランスを取るべく作業してきた。
- 強力な環境の保護及び保全に対する全ＴＰＰ参加国のコミットメントを認識しつつ、我々は、一連の執行可能な環境の規律に関する合意に向けて大きく進展してきた。
- 貿易の利益が広く共有されることを確保するため、我々は、ＩＬＯの主要な労働者の権利を具体化する労働者の権利に関する一連の執行可能なコミットメントについて合意に近づいている。

分野横断的な貿易課題

12 か国の交渉団は、首脳が設定したＴＰＰの目標を完全に達成し、協定の全ての条項から市民にもたらされる潜在的利益を最大化するために重要であると我々が考える分野横断的な課題についての作業の完了に近づいている。

- 標準や様々な規制課題に関する協定上の他の作業を強化しつつ、我々は、透明性を促進する措置によるものも含め、規制慣行を改善し、及び規制の一貫性を促し、並びに貿易促進的なやり方で規制プロセスを実施する方法について合意した。

- 更なる統合と競争を促すため、我々は、生産・サプライチェーンを深化させ、並びに協定の規定が市場における雇用を促進させることを確保するための作業の完了に近づいている。
- 全参加国の経済において中小企業が果たす重要な役割を認識しつつ、我々は、多くの国における雇用創出の多くを担うこれらの企業が協定を十分に活用できることを確保するための方法について合意した。
- 貿易投資の増加が市民の利益と矛盾しないことを確保するため、我々は、透明性及び良質なガバナンスを確保し、並びに腐敗防止の取り組みを強化するためのコミットメントを策定する作業を行ってきた。
- 現在及び将来のＴＰＰ参加国の開発及び能力構築を促進することは、ＴＰＰ成功のための鍵であり、我々は、開発途上国が特定する分野における能力構築の提供、能力がまだ発展途上の分野におけるコミットメントへの移行、女性や低所得者の経済的機会へのアクセスの改善、及び官民パートナーシップの奨励によるものも含め、12 か国全てが協定の利益を実現し得ることを確保する方法について合意した。

生きている協定

我々は、将来のＴＰＰへの参加に関心を表明した経済にと引き続き関与してきた。高い水準のコミットメントを引き受ける準備ができている地域内の他の経済に参加を拡大できる潜在的な枠組みとしてＴＰＰを発展させるという首脳のコミットメントを反映しつつ、我々は、ＴＰＰを生きている協定とする仕組み及びプロセスについて合意に近づいている。我々はまた、ＴＰＰが貿易、投資及び技術における将来の発展、又は他の新しく出現した論点や課題、若しくは、共通の利益となる分野に対応して適切に進化を続けられることを確保する方法について協定横断的に作業を進めてきた。

次のステップ

首脳が前回集まって以来のＴＰＰに関する大きな進展、及び今回の北京会合への準備期間において交渉のペースが更に加速したことを踏まえ、閣僚は、交渉妥結の正確なタイミングは交渉の中身の進展振りが決するものであることを理解しつつ、協定を完成させるために一層の努力を行うことにコミットした。ＴＰＰ参加国のような、経済的、発展段階的及び地理的に多様な国の間で、Ｔ

PPのような複雑かつ野心的な協定を妥結することは容易ならざる目標である。しかしながら、12 か国全てが、交渉の完了を最優先とすることにコミットしており、各国の経済成長及び発展、並びに地域的、世界的な競争力に対するTPPの重要な貢献を認識しつつ、そのために必要な資源を割り当てる。そのため、我々は、首脳が共有された目標として特定した高い水準かつ野心的な成果に忠実である一方、各国の必要性に対応できる解決策を見出すために、妥協策を求め、实际的、柔軟かつ創造的に作業を行う必要がある。

環太平洋パートナーシップ首脳声明

2014年11月10日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの首脳は、閣僚から我々に報告があった通り、この画期的な環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉を妥結へと導く過去数か月の大きな進展を歓迎する。我々は、閣僚及び交渉官が、昨年バリで我々が与えた指示に従って、協定の条文案の残された懸隔を狭め、相互に市場を開放するための野心的かつバランスの取れたパッケージの完成に集中的に取り組んでいることに勇気づけられている。終局が明確になりつつあることを受けて、我々は、閣僚及び交渉官に対し、企業、労働者、農業従事者及び消費者ができる限り早期にTPP協定による実際の実質的利益を享受し始めることができるように、この協定を妥結することを最優先とすることを指示した。

我々は、交渉を妥結させるために交渉団を集める際に、最終的な協定が、各国における経済の競争力を強化し、イノベーションと企業家精神を奨励し、経済の成長と繁栄を促進し、及び雇用の創出を支援する、野心的、包括的、高い水準かつバランスの取れた協定という我々の共通の構想を、反映することを確保することに引き続きコミットしている。我々は、協定の利益が持続可能で、幅広く、及び包括的に開発の促進に役立つこと、並びに協定が各国の発展段階の多様性を考慮することを確保することに従事している。我々が策定しているオープンな取り組みが地域全体に更に幅広く拡大すれば、TPPが各国それぞれにもたらす利益は更にもっと拡大し得る。我々は、TPPの高い水準を採択する準備ができている他の域内のパートナーを加入させ得るTPPの仕組みに引き続きコミットし続ける。

このプロセス全体を通じての我々の閣僚に対する基本的な指示は、各国それぞれに可能な限り最大の利益を生み出す成果を得ることであった。各国政府は、それを達成するため、各国がステークホルダーから受け取ったインプットを交渉に反映させる作業を行ってきた。継続的な協議は、閣僚が交渉において残された課題を解決するために作業を行う際に重要であろう。

日米共同ビジョン声明
(TPP関連部分抜粋)

2015年4月28日

(前略)

日米両国は、地域の繁栄を追求する上で、透明性が高く、ルールに基づき、漸進的なアプローチにコミットしている。この地域における日米両国のリーダーシップは、環太平洋パートナーシップ (TPP) を通じた貿易及び投資、開発協力並びにインターネット・ガバナンスを含む。日米両国は、ダイナミックかつ急成長するアジア太平洋地域及び世界中において、貿易及び投資のルールを定めるための取組を主導している。日米両国は、TPP の二大経済大国として、これまでに交渉された貿易協定の中で最も高い水準の協定をまとめるために取り組んでいる。TPP は、より多くの雇用を後押しし、賃金を引き上げ、地域の平和及び安定の促進を含む広範な長期的な戦略目標における日米の共同の取組を強化することによって、日米両国及びアジア太平洋地域の全体にわたって経済成長及び繁栄を牽引する。日米両国は、二国間の交渉において大きな進展があったことを歓迎するとともに、より広い協定の迅速かつ成功裡の妥結を達成するために、共に取り組むとのコミットメントを再確認する。

(以下略)

環太平洋パートナーシップ閣僚声明 2015 年 7 月 31 日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの貿易大臣は、一週間以上の生産的な会合を経て、実質的な進展を成し遂げ、環太平洋パートナーシップ交渉の妥結に向けた道筋をつけつつ、限られた数の残された課題の解決に向けた作業を継続することを発表する。

閣僚及び交渉官は、交渉官が共通の土台を見つけるために集中的な関与を継続するよう密接に連絡を取り続けることにより、今回の会合のモメンタムを更に高めることにコミットしつつ、ハワイを出発する。交渉官は、また、今週成し遂げられた業績を公式なものに整えるための作業を継続する。

この交渉の最終段階において、我々は、ＴＰＰが妥結間近であり、雇用及び経済成長を支えることについてこれまで以上に確信している。

今週成し遂げられた進展は、アジア太平洋地域にわたり、雇用及び経済成長を支える、野心的で、包括的な、高い水準のＴＰＰ協定を生み出すことに対する我々の長年にわたるコミットメントを反映している。

環太平洋パートナーシップ閣僚声明 2015 年 10 月 5 日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの貿易大臣は、環太平洋パートナーシップを成功裏に妥結したと発表できることを嬉しく思う。5年以上の集中的な交渉の後、我々は、アジア太平洋地域にわたり、雇用を維持し、持続可能な成長を促進し、包摂的な開発を発展させ、イノベーションを向上させる合意に至った。更に重要なことに、本協定は、各国の国民に利益をもたらす、野心的で、包括的な、高い水準の、バランスの取れた協定という、我々の示した目標を達成している。

TPPは、世界経済の 40%近くにより高い基準をもたらす。本協定は、各国間の貿易及び投資の自由化に加えて、各国の発展段階の多様性を考慮しながら、21世紀に各国のステークホルダーが直面する課題に対処している。我々は、この歴史的な協定が、経済成長を促進し、高賃金の雇用を維持し、イノベーション、生産性及び競争力を向上させ、生活水準を高め、各国の貧困を減らし、透明性、良質なガバナンス並びに強力な労働及び環境の保護を促進することを期待している。

本協定の成果を公式なものに整えるために、交渉官は、条文の法的面からの検討、翻訳並びに起草及び確認を含め、公表のために整えられた条文を準備するための技術的な作業を継続する。我々は、この協定の具体的な特徴についてステークホルダーと関与し、本協定を整備するための国内手続に着手することを楽しみにしている。

環太平洋パートナーシップ首脳声明

2015 年 11 月 18 日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの首脳は、今日、環太平洋パートナーシップ協定の妥結を記念し会合した。我々は、5 年以上の交渉の後、各国の閣僚及び交渉団が、太平洋に跨り、3 つの大陸に接し、8 億の人々を纏める、包括的で、バランスの取れた、変革的な地域協定という、2011 年に定めた目標を達成する成果を実現させたことを祝福する。

21 世紀の通商を支援する高い水準の貿易規律を設定し、貿易投資の野心的な自由化を提供することにより、TPP は、相互に裨益する各国の結び付きを強化及び拡大し、我々の地域的及び世界的な競争力を向上させ、雇用及び若者への新たな機会の創出を支援し、各国における経済成長及び発展を促進し、イノベーションを支援し並びに貧困の軽減を促進し、各国民に最大限のメリットを確保する。

我々は、TPP 協定の交渉テキストが、現在、署名の前の検討及び考慮のためにその全体が利用可能となっていることを喜ばしく思う。我々は、各国の国内手続と整合的に、TPP が署名後速やかに検討され及び承認されることを期待している。我々は、その後、各国の消費者、労働者、農家及び大小双方の企業が、できる限り早急に TPP の共通利益及び TPP がもたらすより良い将来を実現し始めることができるように、TPP 協定を完全に実施することに集中していく。

我々の焦点は現在のパートナーとの交渉結果の承認及び実施である一方、我々はまた、域内に渡る複数の経済からの関心を目にしてきた。この関心は、T P Pを通して、我々が世界で最も速く成長し、最もダイナミックな地域の一つにおいて、新しく魅力的なモデルを創造していることを確認している。

我々は、2週間前の就任後初めてT P P首脳会合に参加するトルドー首相を歓迎する。我々は、また、同首相による新政権として協定を検討し、協議のプロセスに従事するとのコミットメントを歓迎する。

環太平洋パートナーシップ閣僚声明

2016 年 2 月 4 日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの閣僚は、本日、環太平洋パートナーシップに署名したことを発表できることを嬉しく思う。

5 年以上の交渉の後、我々は、アジア太平洋地域にとって歴史的な成果を示す T P P の全ての合意を公式なものにできることを光栄に思う。

T P P は、世界で最も速く成長し、最もダイナミックな地域の一つにおいて貿易及び投資の新しい基準を設定する。我々署名国は、世界の G D P の約 4 割、8 億人以上の市場及び約 3 分の 1 の世界の貿易を占める。我々の目標は、我々の国民すべての繁栄を強化し、雇用を創出し、持続可能な経済発展を促進することである。

協定の署名は、重要な節目であり、T P P の次の局面の始まりを示す。我々の焦点は、現在、各国の国内手続の完了に向けられている。

我々は、域内に渡る多くの他のエコノミーが表明している関心を認識する。この関心は、T P P を通じ、将来のより広範囲な経済統合のための高い基準を促すプラットフォームを創設するという我々の共有された目的を確認している。

資料集 第2分冊
(交渉会合参加前)

目 次

① 野田総理記者会見（2011 年 11 月 11 日）	1
② TPP 交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合（2011 年 12 月 13 日）	6
③ カトラー米国通商代表補の冒頭発言（2012 年 3 月 1 日）	8
④ 安倍総理記者会見（2013 年 3 月 15 日）	12
⑤ 関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算（2013 年 3 月 15 日）	20
⑥ 日米協議合意：駐米日本大使発書簡（2013 年 4 月 12 日）	23
⑦ 日米協議合意：米国通商代表代行発返簡（2013 年 4 月 12 日）	25
⑧ 日米協議合意：自動車貿易 TOR（2013 年 4 月 12 日）	27

野田総理記者会見

平成23年11月11日

【冒頭発言】

本日は11月11日ということでございます。東日本大震災の発災から8カ月目の節目を迎えます。この節目に当たりまして、改めて震災からの復旧・復興、そして福島原発事故への対応に最優先で取り組んでいく決意をまず表明をしたいというふうに思います。

TPPへの交渉参加の問題については、この間、与党内、政府内、国民各層において活発な議論が積み重ねられてまいりました。野田内閣発足後に限っても、20数回にわたって、50時間に及ぶ経済連携プロジェクトチームにおける議論が行われてまいりましたし、私自身も、各方面から様々な意見を拝聴をし、熟慮を重ねてまいりました。この間、熱心にご議論をいただき、幅広い視点から知見を提供いただいた関係者の皆さまに心から感謝を申し上げたいと思います。

私としては、明日から参加するホノルルAPEC首脳会合において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることといたしました。もとより、TPPについては、大きなメリットとともに、数多くの懸念が指摘されていることは十二分に認識をしております。

私は日本という国を心から愛しています。母の実家は農家で、母の背中の籠に揺られながら、のどかな農村で幼い日々を過ごした光景と土の匂いが、物心がつくかつかないかという頃の私の記憶の原点にあります。

世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村、そうしたものは断固として守り抜き、分厚い中間層によって支えられる、安定した社会の再構築を実現をする決意であります。同時に、貿易立国として、今日までの繁栄を築き上げてきた我が国が、現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れていかなければなりません。このような観点から、関係各国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたいと思います。私からは以上でございます。

【質疑応答】

(記者)

今、総理、冒頭でTPPに関して、関係国との協議に入ると明言されましたので、これは交渉への参加方針の表明だと受け止めて、質問させていただきます。

質問は二点あるんですが、まず一点は、昨日の政府・民主三役会議で、総理は一日ゆっくり考えさせて欲しい、とおっしゃって、この表明を今日まで一日延期されました。ただ、民主党の方ではまだ、慎重派の議員の方々が反発を強めていらっしゃるし、党内では分裂や混乱、ということ懸念する声も出ています。こうした情勢を、総理としてはどのように受け止めていらっしゃるか。これが一点目です。

二点目はですね、今回のその政府側の対応なんですが、直前にあったように、閣僚委員会ということの確認にとどめていらっしゃるんですけども、この閣僚委員会は全閣僚の方が

メンバーでいらっしゃいます。全閣僚ならば、きちんと閣議に格上げしてですね、閣議決定をするという手法もあったかと思うのですが、内閣としての姿勢や覚悟、国民に対する示すにふさわしいテーマだと思うんですが、閣議決定というプロセスを取らなかった理由は何なのでしょう。この二点を。

(野田総理)

まず第一の質問でございますけれども、経済連携PT、先ほども申し上げた通り、大変長時間にわたって闊達なご議論をいただきまして、そして提言をまとめていただきました。その提言について、昨日前原政調会長からご報告をいただきましたけれども、要は、APECにおいて交渉参加の表明をすべきか。この議論については時期尚早である、あるいは表明すべきではない、という意見と、表明すべきである、という議論があって、前者の方がその意見は多かったと。従って、慎重に対応を、ということがご提起でありました。そういうご提起もございましたし、それを踏まえて、まさに熟慮をした、ということでございますが、政府・民主党の三役会議を断続的に行い、関係閣僚とも断続的協議を行った結果、今申し上げたような方向性を打ち出ささせていただいた、ということでございます。

二点目が、何故閣議決定ではないのか、ということでございますけれども、これは別に、TPPの協議に入るか、入るという話で、協議に入る前に閣議決定、という外交交渉はありません。これはいかなる場合もそうであって、閣議決定が必要なのは、例えば政府が署名をする場合、あるいはいわゆる批准をする場合、そういう時には、これは閣議決定でありますけれども、これが外交交渉でありますので、そこは誤解のないように。でも、全閣僚の、まさに参加をしている関係閣僚委員会において、今申し上げた方向性、方針については私からご説明をさせていただきましたので、この方針に基づいて、これから対応をしていきたいというふうに思います。

(記者)

TPPの交渉に参加する、ということですからね、アメリカの議会ではですね、原則関税を撤廃するルールに対して、日本側はどこまでやる気があるのか、というふうな意見も出ていますし、今総理も言いましたけれども、国益の視点に立ってTPPの、関して結論を得たいとおっしゃいましたが、各国ですね、激しい外交交渉がこれから待ち受けていますけれども、具体的にどのような視点で、国益というものを勝ち取るのでしょうか。

そしてですね、また、国益にそぐわないと判断した場合は、これは途中で離脱する、ということはあるのでしょうか。例えばですね、先ほど農業についても触れられましたけれども、農業についてこれまで、国会答弁で触れた4次補正予算案を含めて、どの段階でどういうふうに農業の対策を打つのでしょうか。

(野田総理)

3点、ということですか。基本的にはこれTPPは、原則として関税を撤廃をしていくと、10年以内になくしていく、ということですが、その中身、例えば即時撤廃がどれくらいあるのか、とか、あるいは長い時間をかけて段階的な撤廃、ってどういうものができるのか、とか、あるいは例外というのはあるのか、とかを含めてまだ、これ定まっていないというふうに思います。従って、協議に入る中でですね、国益をまさに実現をするために、しっかりと協議をしていきたいというふうに思います。

それで、二つ目が農業だったですか。

(記者)

離脱の話です、離脱です離脱。途中で離脱するか、です。

(野田総理)

これは、協議に入る際には、守るべきものは守り抜き、そして、勝ち取るものは勝ち取るべく、ということの、まさに国益を最大限に実現するために全力を尽くす、ということが基本であるというふうに思います。失礼いたしました。その上で、農業、4次補正の話・・・。

(記者)

含めてですね、農業対策ですね。

(野田総理)

この間国会でご質問いただいたのは、二重ローンはどうするんだと。これは3次補正、今、衆議院を通過しましたけれども、ようやく与野党で合意した二重ローンの予算措置はどうするんだ、ということのお尋ねがあった中で、二重ローンの問題も含めて、あるいは追加財政需要が出た場合には予算措置をします、という言い方を私は申し上げていて、別に第4次補正という言い方はしていません。

その予算措置はやるということなのですが、その上で農業に向けての予算措置、のお尋ねだと思いますけれども、これは10月に、食と農林漁業再生のための基本方針と行動計画をまとめさせていただきました。そこにはですね、規模の集約化、規模拡大、あるいは6次産業化、等々の項目があります。これを5年間で集中的に行っていく、というのが基本方針、行動計画です。それに基づいて、必要な予算措置を行っていききたい、というふうに思います。

(記者)

総理はこれからAPECのホノルルに出発されて、その方針を伝えることになると思うんですけども、それはTPPの関係国の会合の場でおっしゃるつもりなのか、それともオバマ大統領との会談の場でおっしゃるのか、どういう場を想定して日本の意思を伝達されるおつもりなのかお伺いしたいということと、せっかくの記者会見なので消費税について、これからのTPPの次は消費税だと思うんですけども、TPPのこの反対派との関係で、消費税の問題に影響はないか、あるいは自民、公明党の議員の論者の人たちは、消費税に反対の、今回の引き上げについて否定的な、その協議開始にですね、否定的な考え方を示されていましたが、党内と対野党で、消費税の準備法案について、どのような見通しを持っていらっしゃるでしょうか。

(野田総理)

明日ホノルルに向かってAPECを、というよりもですね、いわゆるTPP関係国との会議もあると思いますので、そこはちょっと扱いがまだオズバーナーなのかどうなのかわかりませんが、そこで可能ならば、その意思をお伝えをすると同時に、これは日米の首脳会談もごさいますし、議長国はアメリカでございますので、その際にもお伝えをするなど、関係国にはそれぞれしっかりお伝えをしていきたい、というふうに思います。

それから消費税の話でございますが、これは税と社会保障、社会保障と税の一体改革、成案を6月にまとめて、それを具体的に今詰めていくという作業を行っております。社会保障の安定財源を確保するために消費税を充てていく、ということ。この議論は、厚生労働省の中の部門の下で、社会保障に関連するいろいろな審議会のご議論も行われて

いますし、税はこれから、税調において本格的な議論になっていくというふうに思いますが、それはまさに、成案で書いてある通りの具体化をしていくなかで、それは与野党も是非参加をしていただいて、野党にも参加をしていただいて、是非成案をまとめていきたいと
思いますし、これは法律上は、平成21年度の税制改正法の附則に書いてある通り、
23年度末までに法案を提出する、ということになっていますので、その準備をしっかり
やっていきたいと
思います。その可能性のお話だと思うんですが、これはもう大きな山
ばかりでありますけれども、今各地域でポスター貼らせていただいています、一つ一つ
乗り越えていく、ということではしっかりと対応していきたいというふうに思います。

(記者)

総理はTPP交渉への参加を内外に向けて表明したわけなんですけれども、ただ、今、
国際的なビジネスの世界では、オリンパスの損失隠し問題が一企業の問題にとどまらず、
日本企業の企業統治の在り方全体、日本の金融・証券市場の信頼性全体の問題になって
捉えられています。TPP交渉参加以前の問題として、日本政府はこのオリンパスで
起こった問題をどのように受けとめ、再発防止、信頼回復に取り組むおつもりか、お考えを
お聞かせ下さい。

(野田総理)

オリンパスについての不適切な会計処理があったということは、誠に遺憾であるという
ふうに思います。もともと政府としては、会計処理については厳格かつ透明にするように
すべきであると、またそのことが極めて重要であるというふうに考えてまいりました。
従いまして、このような不適切な事例が出た場合には厳格な対応をしなければいけないと
いうふうに思います。そういうことによって、日本の金融市場における信頼というものを
是非とも確保していきたいというふうに考えております。

(記者)

総理は、なぜ国会でTPP交渉参加をすると断言した上で、ご自身の意思をお示しに
なった上で、十分な論議に臨まれなかったのでしょうか。それが一点目。

それからもう一つ。PTで50時間論議したということですが、この論議は公開され
ませんでした。なぜ非公開で、密室での議論にとどめたのでしょうか。

3点目。このPTにおいて圧倒的に少数派であった推進派の方から出た主張というのは、
経済的なメリットを主張するよりも、これが本質的には安全保障問題だと、中国の脅威
というものを指摘した上で、米国との関係を深める、安全保障上関係を深める上で必要
なんだという意見でした。これは前原政調会長もよくおっしゃっておりますけれども、
こうした安全保障問題との絡みでこのTPPを論じるというのは、公の場でなされていた
ことが非常に少ないと思います。総理のお考えをお示しいただきたいと思います。

(野田総理)

最初の、まず国会の中で、国会審議の中で方針を示すべきだったのではないかと
いうお尋ねでございますが、もちろんそれは間に合えばそういうことができたと思うん
ですけれども、政府、民主党内の意思決定のプロセスを経ることによって、結果的に
今日は衆参の集中審議が終わったあとにその決定、結論を出したということになりました。
これは結果的にはそうだったということでもありますけれども、ただし、基本的な、
例えばTPPのメリット、あるいはデメリットの問題については、これは審議ができた
と思っていますし、

これからも国会でのいろいろな審議の場においてはしっかりとご説明をしていかなければいけないというふうに思います。

それから、2点目は、これはPTとしての何か決め方があったんだろうと思うんです。その運営の仕方については、詳しくは承知をしておりません。その中で、党内の議論はそういう形でやっていただきましたけれども、ただ、このTPPの問題については、例えばネットで公開をしながらの討論会などもやってまいりましたので、できるだけ多くの人たちに、国民的議論に供するような、そういう工夫を、これから政府内においても与党内においても、していかなければいけないなというふうに思います。

それから、安全保障との観点でこのTPPを論ずる議論があったというご指摘ですが、私自身は、あくまでアジア太平洋地域における、まさに成長力を取り込んでいくという経済の観点。特に貿易立国、投資立国である日本が、アジア太平洋地域において、よりフロンティアを開拓をしていくというところに意義があると思っております、アジア太平洋地域における、まさにこれからの日本の存在感はどう考えるべきかということを、まず経済を中心に考えていて、その方向性を考えたということであります。

(記者)

TPPについて確認になりますけれども、総理はTPPの交渉参加に向けて関係国と協議に入ることになりましたとおっしゃいました。ストレートに交渉に参加しますという表現にならなかった、総理が使われたこの表現になったのは、昨日から一日じっくり考えたとおっしゃったと聞いておるんですけれども、こういう表現になった理由についてお聞かせ下さい。

(野田総理)

これは、TPP参加に向けて協議に入ると。それは、まさに国益を最大限実現をするための、まずプロセスの第一歩であるということであります。これまでは、昨年11月、包括的な経済連携のための基本方針をまとめた中で、TPPについては情報収集のための協議ということでございました。その段階を、更に歩みを前に出すことによって、まさにTPP交渉参加に向けての協議という、そういう位置付けになったということであります。

ＴＰＰ交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合

平成２３年１２月１３日

平成２３年１２月１３日、野田総理は総理大臣官邸で、第１回となるＴＰＰ交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合に出席しました。

本日の会合では、ＴＰＰ協定交渉に関するマレーシアからの情報収集の結果報告、ＴＰＰ交渉参加に向けた関係国との協議のための体制等について話し合われました。

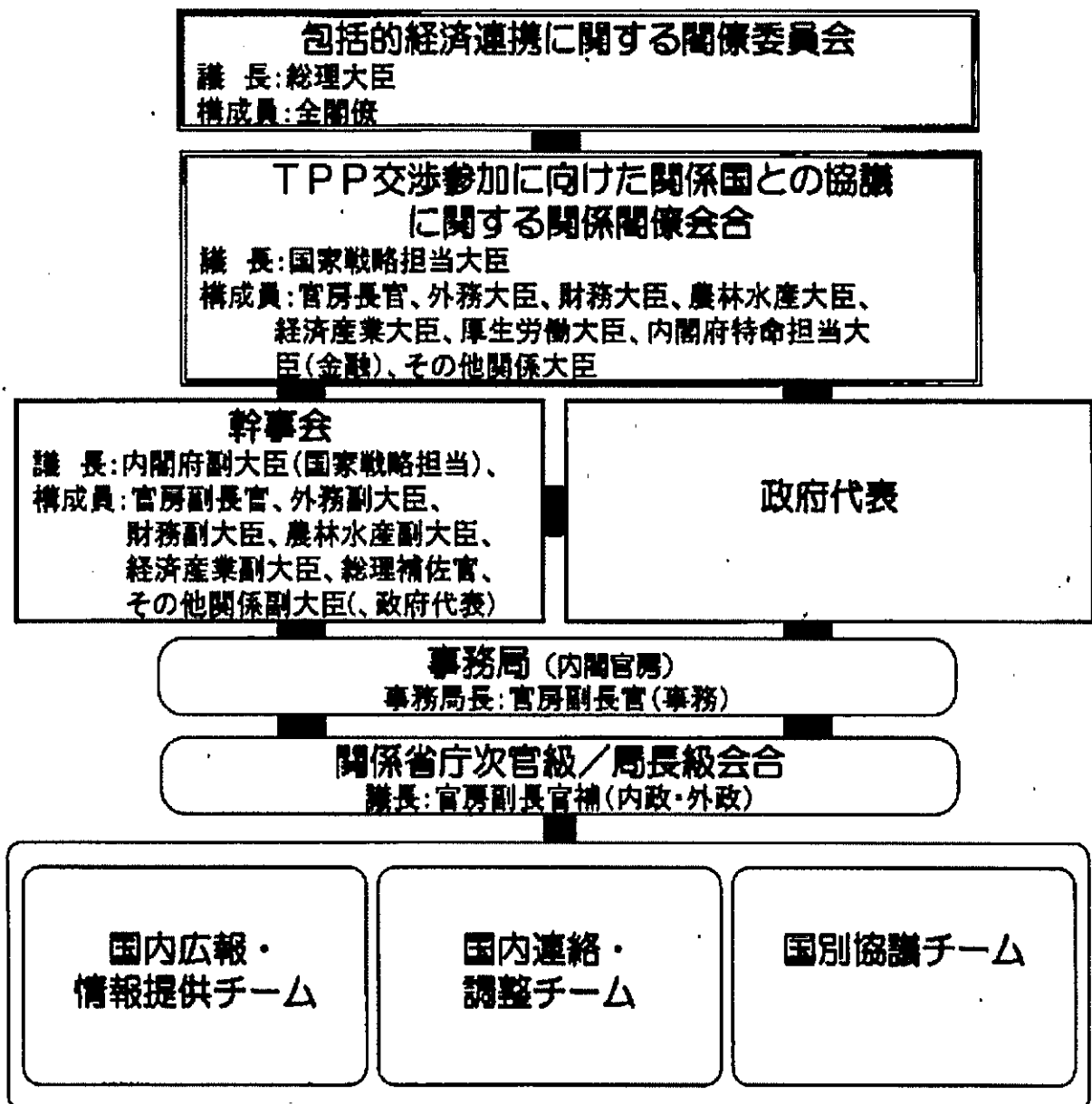
野田総理は本日の議論を踏まえ、「ＴＰＰ協定交渉参加に向けた関係国との協議の中で、国益の視点に立って結論を得ていくためには、関係する全ての府省が政府一体となって検討を進めて、我が国全体の視点から国益を判断していく必要があると思います。

外務省から９か国によるＴＰＰ交渉マレーシア中間会合についての報告がございましたが、こうした対応をさらに進めていくために、本日、省庁横断型の強力な体制を内閣官房に構築することで合意をしました。関係各大臣におかれましては、この体制を政府一体となって支え、ご協力をいただきたいと思います。

こうした結論を得ていくためには国民に対する説明と情報提供が不足をしているという指摘も踏まえまして、政府を挙げて一層の説明や情報提供に取り組み、幅広い国民的な議論を行っていく必要があります。

この情報提供の仕方とか説明会の在り方については、幅広く関係国と協議を行う中で、関係国が何を求めるか、我が国に求めるのか、それを明らかにするにつれて、きちっと情報提供を行って、十分な国民的な議論を行った上で、あくまで国益の視点に立って結論を得るというのが我々の合意事項だと思います。」と述べました。

TPP協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する体制



ウェンディ・カトラー米国通商代表補の冒頭発言
APCAC 2012 米国アジア・ビジネスサミットのパネルディスカッション
「TPPとアジア太平洋地域における貿易構築の展望」

2012年3月1日、東京

(前略)

さて本日のテーマに移りましょう。日本にいるほとんどの皆さんが関心を持っていると思われる、あるいは少なくとも私をつかまえて話をしようとする皆さんが関心を持っているテーマ——環太平洋パートナーシップ協定（TPP）です。

TPPが高い関心を呼び、既にこの地域に大きな影響を及ぼしていることは間違いありません。ここ日本においては、特にこの影響が感じられます。本日、大変多くの皆さんにお集まりいただいていること自体が、TPPへの関心の高さの表れだと思います。

日本ではTPP参加の是非に関し、活発な議論が行われていると言っていると思います。このような議論は日本がアジア太平洋経済協力会議（APEC）を主催した年（2010年）に始まり、日本が関係国との協議入りに関心を持っていることを昨年11月11日に野田首相が表明した後さらに活発になりました。正確に言えば野田首相は「TPP交渉参加に向けて（協議に入る）」と言いました。

ここ数週間の日本の新聞を読んだだけでも、（TPP関連の）記事や社説の多さに非常に驚きました。今回の会議のために日本を訪れている多くの皆さんもおそらくお気づきと思います。日本の皆さんが自問し、議論している多くの疑問点は、私たちの多くにとっても、2国間の自由貿易協定（FTA）や、TPPのような地域のFTAへの参加の是非について決断を下さなければならなかったどの国にとっても、なじみのあるものです。

こうした疑問点の例を挙げてみます。

- ・ 参加すると、自国にどのような影響が出るのか。
- ・ 参加しないと、自国にどのような影響が出るのか。
- ・ 参加すると、自国の経済、国民、生活水準にどのような影響が出るのか。
- ・ 参加すると、アジア太平洋地域や世界における自国の立場や他国との関係にどのような影響が出るのか。

本日お集まりいただいた多くの皆さんは、TPPの概要についてよくご存じだと思います。TPPの交渉に入り、交渉が進展するに際し、（各国の）米国商工会議所からいただく支援、助言、情報に深く感謝しています。

私が今日ここで話しする間にも、TPP第11回交渉会合がオーストラリアのメルボルンで始まり、各国の交渉担当者が集まって20を超える分野で協議を続けています。

本日はTPPに関する米国と日本との協議という視点から、お話ししたいと思います。日本で議論となっているいくつかの疑問点に関する米国の見方を提示し、TPPが追求していることと追求していないことを明らかにすることにより、この活発な議論に貢献するとともに、米国がTPPに対する日本の関心を真剣に受け止め、国内の協議手続きを開始したことを、その理由も含め説明したいと思います。

TPPについて

はじめにTPPそのものについて少しお話ししたいと思います。TPPについて一つだけ知るべきことがあるとすれば、それはTPPが非常に高い基準の協定であるということです。包括的な関税の撤廃のみならず、非関税措置、知的財産権の保護とエンフォースメント、サービスと投資、労働や環境面の規律などの分野にも取り組んでいます。

さらにTPPは、これまで拘束力のある貿易協定で取り扱われることのなかった、各国経済が直面する新たな喫緊の問題にも対応しています。私たちはこれらの問題を21世紀の課題と呼んでいます。実はこれらの課題の多くについては、ここにいらっしゃる多くの皆さんから注意を喚起されてきました。なぜなら皆さんこそ、この地域でビジネスをしている方々だからです。規制の統一、サプライチェーン、FTAを中小企業にとって魅力的なものとする方法など、私たちはこうした課題をTPPの議題に加えてきました。

私たちはTPPをいわゆる「オープン・プラットフォーム」の協定にしようとしています。つまり高い基準の協定の順守を約束すれば、他のアジア太平洋地域の国・地域も交渉に参加できるようにしています。これはTPPの重要な特徴のひとつです。

TPPは「スパゲッティーボウル」または「ヌードルボウル」と呼ばれた、複数の協定が入り組んだようなシステムからの決別であり、この地域のさまざまな国で事業を営む企業にとってより好都合な、より統合されたシステムへ向かっています。

ここでTPPは米国がつくり出した協定ではないことを確認しておきたいと思います。実際には何年も前に、P4諸国と呼ばれるアジア太平洋地域の4カ国が始めたものです。ここにいる皆さんがP4諸国とはどの国かご存じかどうか分かりませんが、念のため申し上げますと、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイの4カ国です。

米国は2年程前に(TPPに)参加しました。その決定に至るまでに、参加した場合の利点について米国内で詳細に議論し、現在の日本と同じように、反対派や懐疑的な意見にも直面しました。

これらの懸念を全て考慮した上で、オバマ政権は(TPPに)参加し、高い基準の協定を追求する他の諸国との地域的な取り決めの作成に携わることが、米国の国益になるという判断を下しました。

米国の参加により、この地域的な貿易交渉への関心と重要性が高まったことに疑問の余地はありません。同様にもし日本が参加すれば、この交渉(への関心と重要性)はさらに高まり、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を実現するための最も期待できる手段になる可能性がさらに大きくなるでしょう。

日本の経済規模が非常に大きいことから、(日本が参加すれば)TPPは強化されるでしょう。日本の国内総生産(GDP)は、米国を除く他の8つのTPP参加国のGDPの合計の約2.5倍です。また日本は既に他のTPP参加国との間で緊密な貿易関係を築いています。米国と日本の2国間貿易額は、米国と他の8つのTPP参加国との貿易額の合計より2500億ドル以上大きくなっています。

これら全てを勘案すれば、TPPへの参加制度が機能するためには、両国が適正な評価を行い、互いの期待する点、優先順位および懸念について十分に理解することに加え、国内で広く協議し、この取り組みについて国内の支持を取り付けることが重要です。現在私たちはこうした作業に取り組んでいるところです。

昨年11月11日に野田首相が日本のTPP交渉参加に対する関心を表明した直後、オバマ大統領は私の上司であるカーク米国通商代表に、国内の協議手続きを開始するよう指示しました。ホノルルから帰国してすぐに、私たちはこの手続きを開始しました。国内の協議手続きの目的は、日本にTPPに参加する用意ができているかの評価です。

この用意には2つの側面があると思います。まず日本がTPP協定の高い基準に従って行動し、これを順守する用意ができているかを評価しています。日本だけでなく、他のFTAやTPPの参加国についても同様の評価をしてきました。その際、交渉中の問題をひとつずつ検証し、新しい参加国も共有する必要があるさまざまな義務について、何を期待するかを伝えました。

同時に私たちは、日本に特定の問題および懸念分野に対処する用意があるかも検討しています。この点は重要です。なぜなら長年にわたる2国間の懸案事項を解決し、あるいは解決へ向けた道筋を開くことにより、交渉で他の課題を重点的に議論できるようになると思うからです。こうした姿勢には困難な課題に立ち向かう国の決意、政治的な意思、取り組みも表れます。

評価への参考とするため、私たちは利害関係者や連邦議会の議員とも会い、彼らの意見や情報の提供を求めてきました。連邦官報(Federal Register)に公告を出し、100件を超えるコメントを受け取りました。

2009年から開始したKORUSの手続き(の経験)から、今の段階で時間を割いて利害関係者に会いに行き、彼らの懸念を理解し、彼らと向き合うことが、長い目で見れば有意義であることを学びました。

そしてKORUSについては、この協定が超党派の強い支持を得て昨年10月に連邦議会を通過した際に、こうした手続きが真に有意義なものであることが分かりました。

私たちは日本との協議も開始し、先月(2012年2月)2回の会合を持ちました。2月7日に外務省の担当者がTPPについて協議するため、関係省庁の代表で構成されるチームを率いてワシントンへやってきました。米国側は日本に国内の協議手続きの進行状況や、利害関係者の意見を説明しました。日本側からも同様に、日本国内の手続きについて進行状況の説明がありました。

そしてつい先週、各分野の専門家から成るチームが(日本から)2日間の会合のためにワシントンを訪れました。会合では各分野のTPP交渉担当者と会い、それぞれの分野で期待されている点を明確に理解するため、問題をひとつずつ議論しました。

具体的な日程は決定していませんが、今後もこうした協議を継続する予定です。

日本のTPPへの参加については、他のTPP参加国の場合と同様、米国が決定するのではなく、TPPの全参加国の総意を得る必要があります。他のTPP参加国も日本の参加申し入れを真剣に検討しています。

米国の国内手続きが他のTPP参加国より多少入念なことは確かですが、米国が多くの点でやるべきことが他の国よりもたくさんあるのは、他の多くのTPP参加国と異なり、現在米国は日本との間に自由貿易協定を結んでいないからです。

TPPの参加国が個別に意思決定した後に、参加国全体の判断が下されます。

先ほど申し上げたように、こうした手続きが現在進行している一方で、私たちがここで議論している間もTPP交渉がメルボルンで続いています。ホノルルでの機運に乗り、できるだけ迅速な進展を図るため、定期的な会合が開かれる予定です。

はっきり申し上げておきますが、現在2つの手続きが同時に進行しています。TPP交渉がそのひとつであり、日本の評価は別の手続きで進んでいます。ある時点でこれら2つの手続きは統合されるでしょう。その時期は、日本と米国が協力し、日本がTPP交渉に参加する用意ができていると私たちが確信を持てるようになるまでにかかる時間によって決まります。

以上の全ての点に関し、手続きを進めるには内容が伴わなければならないことをはっきり申し上げたいと思います。これは単に決定の日を選ぶという問題ではなく、私たちが確実に宿題をしなければならないということです。適正な評価を行い、互いが何を期待しているかを明確に理解し、懸念に対処する有意義な措置を取り、成功すると強く確信しなければなりません。

こうした作業の全てを通じ、私たちが取り組んでいる仕事には画期的なものとなる可能性があること、そしてＴＰＰが追求していることと追求していないことを常に心に留めておく必要があります。

これから説明することは、米国商工会議所の皆さんというよりは、日本の友人そして日本の報道関係者に対するものです。まずＴＰＰが追求していないことを明らかにし、その後ＴＰＰが追求していることを明らかにしたいと思います。

- ・ ＴＰＰは日本、またはその他のいかなる国についても、医療保険制度を民営化するよう強要するものではありません。
- ・ ＴＰＰはいわゆる「混合」診療を含め、公的医療保険制度外の診療を認めるよう求めるものではありません。
- ・ ＴＰＰは学校で英語の使用を義務付けるよう各国に求めるものではありません。
- ・ ＴＰＰは非熟練労働者のＴＰＰ参加国への受け入れを求めるものではありません。
- ・ ＴＰＰは他国の専門資格を承認するよう各国に求めるものではありません。

次にＴＰＰが追求していることをお話しします。ＴＰＰとは、他の手本となる高い基準を設定した、野心的で包括的な貿易協定をまとめ上げるという共通の目的の下、アジア太平洋地域の諸国が協力して取り組んでいるものです。

ＴＰＰは 21 世紀の貿易ルールづくりにおいて最前線にあります。

ＴＰＰは各国の競争力を強化し、雇用の創出と維持を支え、生活水準の向上を推進し、子どもたちのために各国の経済を将来に備えさせようとしています。

最後に日本のＴＰＰへの参加の見通しについて申し上げます。日本の参加は重要であり、歴史的な意味を持つとともに、率直なところ、とても楽しみです。

しかしそう申し上げた上でお伝えしますが、日本のＴＰＰ参加は、日本のみならず、米国そして他のＴＰＰ参加国にとっても大きな課題を提示することになります。私たちはこうした課題に正面から対処する準備を整える必要があります。それにより、皆さんが事業を展開するこの活力に満ちた地域において、将来的にどのような形で経済統合が実現するかを方向づけ、明らかにする機会を私たちは得ることができます。

ありがとうございました。

【出典】在京米国大使館ホームページ

安倍内閣総理大臣記者会見

平成25年3月15日

【安倍総理冒頭発言】

本日、TPP/環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。その旨、交渉参加国に通知をいたします。

国論を二分するこの問題について、私自身、数多くの様々な御意見を承ってまいりました。そうした御意見を十分に吟味した上で、本日の決断に至りました。なぜ私が参加するという判断をしたのか、そのことを国民の皆様にご説明をいたします。

今、地球表面の3分の1を占め、世界最大の海である太平洋がTPPにより、一つの巨大な経済圏の内海になろうとしています。TPP交渉には、太平洋を取り囲む11か国が参加をしています。TPPが目指すものは、太平洋を自由に、モノやサービス、投資などが行き交う海とすることです。世界経済の約3分の1を占める大きな経済圏が生まれつつあります。

いまだ占領下にあった昭和24年。焼け野原を前に、戦後最初の通商白書はこう訴えました。「通商の振興なくしては、経済の自立は望み得べくもない」。その決意の下に、我が国は自由貿易体制の下で、繁栄をつかむ道を選択したのであります。1955年、アジアの中でいち早く、世界の自由貿易を推進するGATTに加入しました。輸出を拡大し、日本経済は20年間で20倍もの驚くべき成長を遂げました。1968年には、アメリカに次ぐ、世界第2位の経済大国となりました。

そして今、日本は大きな壁にぶつかっています。少子高齢化。長引くデフレ。我が国もいつしか内向き志向が強まってしまったのではないのでしょうか。その間に、世界の国々は、海外の成長を取り込むべく、開放経済へとダイナミックに舵を切っています。アメリカと欧州は、お互いの経済連携協定の交渉に向けて動き出しました。韓国もアメリカやEUと自由貿易協定を結ぶなど、アジアの新興国も次々と開放経済へと転換をしています。日本だけが内向きになってしまったら、成長の可能性もありません。企業もそんな日本に投資することはないでしょう。優秀な人材も集まりません。

TPPはアジア・太平洋の「未来の繁栄」を約束する枠組みです。

関税撤廃した場合の経済効果については、今後、省庁ばらばらではなく、政府一体で取り組んでいくための一つの土台として試算を行いました。全ての関税をゼロとした前提を置いた場合でも、我が国経済には、全体としてプラスの効果が見込まれています。

この試算では、農林水産物の生産は減少することを見込んでいます。しかしこれは、関税は全て即時撤廃し、国内対策は前提としないという極めて単純化された仮定での計算によるものです。実際には、今後の交渉によって我が国のセンシティブ品目への特別な配慮など、あらゆる努力により、悪影響を最小限にとどめることは当然のことです。

今回の試算に含まれなかったプラスの効果も想定されます。世界経済の3分の1を占める経済圏と連結することによる投資の活性化などの効果も、更に吟味をしていく必要があります。

詳細については、TPPに関する総合調整を担当させることにした甘利大臣から後ほど説明させます。

TPPの意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。日本が同盟国である米国とともに、新しい経済圏をつくります。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わります。こうした国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけではなくて、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信をしております。

さらに、共通の経済秩序の下に、こうした国々と経済的な相互依存関係を深めていくことは、我が国の安全保障にとっても、また、アジア・太平洋地域の安定にも大きく寄与することは間違いありません。

日本と米国という二つの経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、単にTPPの中だけのルールにはとどまらないでしょう。その先にある東アジア地域包括的経済連携/RCEPや、もっと大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏/FTAAPにおいて、ルールづくりのたたき台となるはずです。

今がラストチャンスです。この機会を逃すということは、すなわち、日本が世界のルールづくりから取り残されることにほかなりません。「TPPがアジア・太平洋の世紀の幕開けとなった」。後世の歴史家はそう評価するに違いありません。アジア太平洋の世紀。その中心に日本は存在しなければなりません。

TPPへの交渉参加はまさに国家百年の計であると私は信じます。

残念ながら、TPP交渉は既に開始から2年が経過しています。既に合意されたルールがあれば、遅れて参加した日本がそれをひっくり返すことが難しいのは、厳然たる事実です。残されている時間は決して長くありません。だからこそ、1日も早く交渉に参加しなければならないと私は考えました。

日本は世界第3位の経済大国です。一旦交渉に参加すれば必ず重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりをリードしていくことができると私は確信をしております。

一方で、TPPに様々な懸念を抱く方々がいらっしゃるのとは当然です。だからこそ先の衆議院選挙で、私たち自由民主党は、「聖域なき関税撤廃を前提とする

限り、TPP 交渉参加に反対する」と明確にしました。そのほかにも国民皆保険制度を守るなど五つの判断基準を掲げています。私たちは国民との約束は必ず守ります。そのため、先般オバマ大統領と直接会談し、TPP は聖域なき関税撤廃を前提としないことを確認いたしました。そのほかの五つの判断基準についても交渉の中でしっかり守っていく決意です。

交渉力を駆使し、我が国として守るべきものは守り、攻めるものは攻めていきます。国益にかなう最善の道を追求してまいります。

最も大切な国益とは何か。日本には世界に誇るべき国柄があります。息を飲むほど美しい田園風景。日本には、朝早く起きて、汗を流して田畑を耕し、水を分かち合いながら五穀豊穡を祈る伝統があります。自助自立を基本としながら、不幸にして誰かが病に倒れば村の人たちがみんなで助け合う農村文化。その中から生まれた世界に誇る国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度。これらの国柄を私は断固として守ります。

基幹的農業従事者の平均年齢は現在 66 歳です。20 年間で 10 歳ほど上がりました。今の農業の姿は若い人たちの心を残念ながら惹き付けているとは言えません。耕作放棄地はこの 20 年間で約 2 倍に増えました。今や埼玉県全体とほぼ同じ規模です。このまま放置すれば、農村を守り、美しいふるさとを守ることにはできません。これらは TPP に参加していない今でも既に目の前で起きている現実です。若者たちが将来に夢を持てるような強くて豊かな農業、農村を取り戻さなければなりません。

日本には四季の移ろいの中できめ細やかに育てられた農産物があります。豊かになりつつある世界において、おいしくて安全な日本の農産物の人気が高まることは間違いありません。

大分県特産の甘い日田梨は、台湾に向けて現地産の 5 倍という高い値段にもかかわらず、輸出されています。北海道では雪国の特徴を活かしたお米で、輸出を 5 年間で 8 倍に増やした例もあります。攻めの農業政策により農林水産業の競争力を高め、輸出拡大を進めることで成長産業にしていきたいと思います。そのためには TPP はピンチではなく、むしろ大きなチャンスであります。

その一方で、中山間地などの条件不利地域に対する施策を、更に充実させることも当然のことです。東日本大震災からの復興への配慮も欠かせません。

農家の皆さん、TPP に参加すると日本の農業は崩壊してしまうのではないかと、そういう切実な不安の声を、これまで数多く伺ってきました。私は、皆さんの不安や懸念をしっかりと心に刻んで交渉に臨んでまいります。あらゆる努力によって、日本の「農」を守り、「食」を守ることをここにお約束をします。

関税自主権を失ってしまうのではないかとという指摘もあります。しかし、TPP は全ての参加国が交渉結果に基づいて関税を削減するものであって、日本だけが一方的に関税を削減するものではありません。そのほかにも様々な懸念の声

を耳にします。交渉を通じ、こうした御意見にもしっかりと対応していきます。そのことを御理解いただくためにも、国民の皆様には、今後状況の進展に応じて、丁寧に情報提供していくことをお約束させていただきます。

その上で、私たちが本当に恐れるべきは、過度の恐れをもって何もしないことではないでしょうか。前進することをためらう気持ち、それ自身です。私たちの次の世代、そのまた次の世代に、将来に希望を持てる「強い日本」を残していくために、共に前に進もうではありませんか。

本日、私が決断したのは交渉への参加に過ぎません。まさに入口に立ったに過ぎないのであります。国益をかけた交渉はこれからです。私はお約束をします。日本の主権は断固として守り、交渉を通じて国益を踏まえて、最善の道を実現します。

私からは、以上であります。

【質疑応答】

（内閣広報官）

それでは、質疑に移ります。指名された方は、まず所属と名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

それでは、高橋さん、どうぞ。

（記者）

総理、共同通信の高橋です。よろしくお願いします。

総理は、今、TPPの交渉参加を表明されて、その国益を守るという固い決意を述べられたわけですが、具体的に言いますと、米とか麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖、こうした重要5品目と国民皆保険制度について、昨日も自民党がこれを聖域として最優先で確保してほしいと、こういう要望をされています。総理としても、この聖域を守り抜くという決意があるかどうか、そして守れない場合は、交渉を離脱するという可能性もあるというお立場なのかどうか、まず一つお尋ねしたいのと、もう一つは、詳しい政府の統一試算の結果については、後ほど甘利大臣の方からという御紹介でしたけれども、農業においては、その生産額が3兆円にもわたって減少するとも言われております。この点については、農業団体からは強い反発も予想されるということで、夏の参院選に与える影響についてはどのようにお考えになるか。そしてまた、農業支援策についての検討状況についてもお聞かせください。

（安倍総理）

まず、離脱するかどうかという御質問がございましたが、我々は国益を守って、それを中心に据えて交渉を進めていくわけでありまして、だからこそ交渉に参加をしました。ですから、今ここで離脱するかどうかということを申し上げるのは、むしろ国益にも反するわけであって適切ではないと、このように思

います。昨日、自由民主党からも守るべき項目について決議文をいただきました。我々はしっかりとそれを胸に強い交渉力をもって結果を出していきたいと、このように考えています。

そして選挙についてであります。これは選挙如何にかかわらず、この時期しかないとは私は判断して、本日交渉に参加をすることを決断しました。

その上において、我々は長い間の農村、農家との信頼関係があります。そうした信頼関係を通じながらしっかりと説明していくことによって信頼をつなぎ止めていきたいと、信頼を獲得していきたいと考えています。

そして農業に対するダメージについて、試算については後ほど甘利大臣が御説明をいたしますが、そもそも関税が全くゼロになって、全く対応をしていない、対策をしていないという前提の数字ですから、そもそもそういうことには絶対になりません。そのことははっきりと申し上げておきたいと思えます。むしろ今、最初にお話をしたように、これを、ピンチをチャンスに変えていくことこそが求められているのだらうなと思えます。

同時に多面的機能がありますから、ですからその多面的な機能ということを入りながら、守るべきものは様々な政策を駆使して守っていかなければならないと、このように考えております。

対策についても、今日、交渉参加を決めました。これから、しっかりとした交渉を行っていくと同時に、強い農業、攻めの農業、そして多面的機能を守っていくための対策、メニューについて、しっかりと議論していきたいと思っております。

（内閣広報官）

それでは、次の方。それでは、古田さん、どうぞ。

（記者）

東京新聞・中日新聞の古田と申します。総理、よろしくお願いします。

総理は今、国民に対して、交渉過程については丁寧に情報を提供していくということを約束するというふうに述べられましたけれども、今後の交渉過程及び交渉参加に関わる情報については、どのように公表をされていくおつもりか。例えば会見をなさるとか、定期的に報告を政府として出されるとか、どのような形で公表をされていかれるのか、その考えをお聞かせいただきたいというのと、先ほど総理は、既に参加を決めて、交渉に入っている国々、11か国ありますけれども、こちらで一旦合意したことに関しては引っくり返せない、そういうことが厳然たる事実だということは認めるというふうにおっしゃいました。こちらが聞いている限りでは、カナダ、メキシコが交渉参加を決める際には、今の合意したことを引っくり返せないというほかにも、例えば交渉を打ち切る権利は、最初の参加を決めた9か国にしか認められないといった不利な条件も受け入れさせられたというふうに聞いています。

総理は、こういう不利な条件に関しては、参加をすることを重視して今後受け入れざるを得ないというふうにお考えになっているということなのでしょう。今後そういう条件が提示された場合に、政府としてどのような対応をなされるのか、その考えをお聞かせください。

（安倍総理）

まず、TPP に関する情報提供については、先の訪米において、首脳会談後に日米共同声明を発出をして、内外記者会見で説明するなど、我々はできる限りの説明を行ってきました。

また、与野党の関係会合等で TPP に対する安倍政権の基本的考え方や交渉の進捗状況について、随時御説明をしております。交渉でありますから、相手国との関係で公表できることとできないことがあります。交渉に参加すれば、今よりも大分情報が入手しやすくなると考えています。公開できることは、進捗の状況に応じて、しっかりと国民の皆様提供していきたいと、このように考えています。

そして、交渉について、今まで既に参加をしている国が決めたルールについて、これを後から入って行って、既に決まっていることを蒸し返すことは難しいということは十分承知の上であります。ただ、今まで、まだ、例えば関税等についてはほとんど議論がされていないわけでありまして、これから決めることもたくさんむしろあると言ってもいいと思います。むしろ、ここで交渉に参加しないことは、もう TPP そのものを事実上私は諦めなければならない。つまり、交渉に全く参加できないのですから、全く日本はルールづくりには参加できないということになってしまえば、そうなっては、そういう TPP は、参加は国益にかなわないという、よりそういう状況になっていき、かつ、そのまた先に RCEP、FTAAP という、この TPP で決めたことを核に新しい体制ができていく、それを全て手放さなければならないというところに今、来ているのだということは認識しなければならないと思います。

その上で、報道にて、メキシコとカナダに送付されたとされているような念書については、我が国は受け取っていません。ですから、それがどうなのかという仮定の質問にはお答えすることはできませんが、可能な限り、早期に正規に交渉に参加をして、強い交渉力をもって、我々は国益を守っていきたいと考えていますし、何と言っても、世界第3位の経済力を持つ日本です。その存在感は大きなものがあるはずでありますから、我々はこの力をフルに活用していきたいと考えています。

（内閣広報官）

それでは、次の方どうぞ。

それでは、関口さん、どうぞ。

(記者)

ダウ・ジョーンズの関口と申します。

TPP 交渉参加の論争では、日本の農業を守るための農産物関税の扱いが最大争点のような印象を受けますが、関税を撤廃することによって、消費者が受ける恩恵の優先順位はこれより下に位置するのでしょうか。大企業は所得増を次々に発表していますが、マーケットの好調が反映されにくい中小零細企業や年金生活者には、総理の掲げる物価上昇目的などは、生活を苦しくさせる面もあります。

安い外国米や畜産物が入っていることを望む消費者と、農業の聖域化の狭間にある溝を総理はどのように受けていらっしゃるか御説明ください。

(安倍総理)

まず、多くの関税が撤廃されていくことによって物の値段が下がっていく。これは消費者が享受できる利益だと思います。そして、その分、購買力が増すことによって、GDP にプラスの寄与をします。そうした計算も我々はしているわけでありまして、つまり、消費者の得る利益は我々も計算に入れているということでもあります。

その上において、農業は多面的な機能を保有しています。水を涵養し、地域を守り、環境を保全し、そして CO2 を吸収する。これは都市の人々も、これによる恩恵には浴しているわけでありまして、つまり、この多面的な機能を考えれば、それは農業は一つの産業。そこで働く人はもう要らないのだということには決してならないわけでありまして、ですから、この重要性、この多面的な機能、そしてそれは日本のまさに文化にも通ずるものがありますから、これについてはしっかりと守っていくのが私は当然なのだろうと、このように思っているところでございます。

また、今、私たちが進めている経済財政金融政策についてのお話でしたが、もし我々が今の政策を行わなければ、毎年毎年国民の収入は減っていくのですから、更にどんどん収入が減っていくという状況になっていきます。年金は物価にスライドしていきますから、デフレになれば年金収入は減っていきます。株価が下落をしていけば、年金の運用損がどんどん出ていきます。例えば株を売却して、それを被災地のために使う、JT の株の売却も売却益は減っていきます。

つまり、今やっている政策をやらなければ、受けるマイナスははるかにはるかに大きいということを考えていただきたいと思うわけでありまして、つまり、行き過ぎた円高によって根っこから仕事を失ってしまうという状況を今、変えて、まさに日本の経済を上昇させていくことによって、経済を活性化させ、そして職を増やし、雇用を増やし、賃金を上げていく、今そういう局面に入って

いったわけでありますから、大切なことはさらにそれを多くの方々に均てんしていく、広げていくことではないかと思っています。

（内閣広報官）

予定の時間が来ておりますが、もう1問だけ。

それでは、佐々木さん、どうぞ。

（記者）

時事通信の佐々木です。

今回の TPP 参加表明に当たって、これまで政府はアメリカと事前協議を行ってきました。特に米国製自動車に対する関税の段階的撤廃の受け入れなど、一定の進展はあったと思うのですけれども、このいわゆる事前協議、もう事前という言葉は取れるのかかもしれませんが、この協議はもう終わりなんのでしょうか。そんなことはないと思うのですけれども、いわゆる 90 日ルールというものを考慮すると、夏以降に始まると見られる交渉会合参加に向けて、ほかに自動車や保険など残る課題について、どのような姿勢でそのルールづくりに関わっていくのか、そのところを具体的にお聞かせください。

（安倍総理）

まず、先般の日米首脳会談において、日米間の協議を継続していくことで一致をいたしました。そのことを受けて、今、協議を実施をしているところであります。我が国の TPP 交渉に対する米国の同意が可能な限り、速やかに得られるよう、今後更に取り組んでいく考えであります。

（内閣広報官）

それでは、以上をもちまして、総理会見を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算

平成25年3月15日

内閣官房

1. 試算の仮定

TPPによる関税撤廃の経済効果については、これまで、内閣官房、農林水産省、経済産業省がそれぞれの試算を公表してきたが、今般、政府として統一的な試算を実施。

なお、試算は現実の経済動向を一定の仮定の下に捉えたものであることに留意する必要がある。

<試算方針>

- (1) 本試算は、TPP(11か国)に日本が参加した場合の経済全体及び農林水産物生産に与える影響を試算。その際、以下の仮定を置いている。
 - ① 関税撤廃の効果のみを対象とする仮定(非関税措置の削減やサービス・投資の自由化は含まない)
 - ② 関税は全て即時撤廃する仮定
 - ③ 追加的な対策を計算に入れない仮定
- (2) TPPの経済全体に与える影響については、WTO等の国際機関や日米欧等の主要国政府において各国の経済連携の効果を試算するために使用されているグローバルスタンダードの分析道具であるGTAPモデルを用いる。GTAPモデルは、信頼性向上のため、国際機関や主要国が集まり継続的に改定が行われている。
- (3) 農林水産物への影響については、農林水産省が個別品目ごとの生産流通の実態、関係国の輸出余力等をもとに精査し積み上げた生産減少額を示すとともに、これをGTAPモデルに組み入れて試算。

<GTAPモデルの特徴>

- (1) GTAPモデルによる試算結果は、一定の仮定の下で貿易自由化による経済全体への影響を、経済構造調整を終えて中長期均衡に達した時点において、貿易を自由化しなかった場合と比較したもの。
- (2) 試算結果の実質GDPの増加効果は、ある時点に限られたものではなく、経済構造調整を終えた段階以降の継続的な経済の底上げ効果である。

(3) 経済連携による効果を包括的に推計するため、日本のみならず世界各国の動向や全産業について、生産者への影響のみならず、消費者のメリット等を総合的に勘案し、経済効果を試算。

(4) 産業構造の変化に応じ雇用が流動することが仮定されており、雇用数全体については関税撤廃前と不変。

※一般的には、GDPが増加すれば雇用も増加する傾向

＜農林水産物への影響試算の考え方＞

農林水産物については、以下のシナリオをGTAPモデルに組み入れて影響を試算。シナリオの仮定及び計算方法の詳細は別紙「農林水産物への影響試算の計算方法について」を参照。

(シナリオ)

① 内外価格差、品質格差、輸出国の輸出余力等の観点から、輸入品と競合する国産品と競合しない国産品に二分。

② 競合する国産品は、原則として安価な輸入品に置き換わる。

生産減少額＝国産品価格×競合する国産品生産量

③ 競合しない国産品は安価な輸入品の流通に伴って価格が低下する。

生産減少額＝価格低下分×競合しない国産品生産量

(注1) 試算対象となるのは、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上である33品目の農林水産物

2. 試算結果:TPP加入による経済効果

(1) 日本経済全体:GDP(図表参照)

輸出+0.55%(+2.6兆円)、輸入▲0.60%(▲2.9兆円)、

消費+0.61%(+3.0兆円)、投資+0.09%(+0.5兆円)

結果0.66%増加、3.2兆円増加

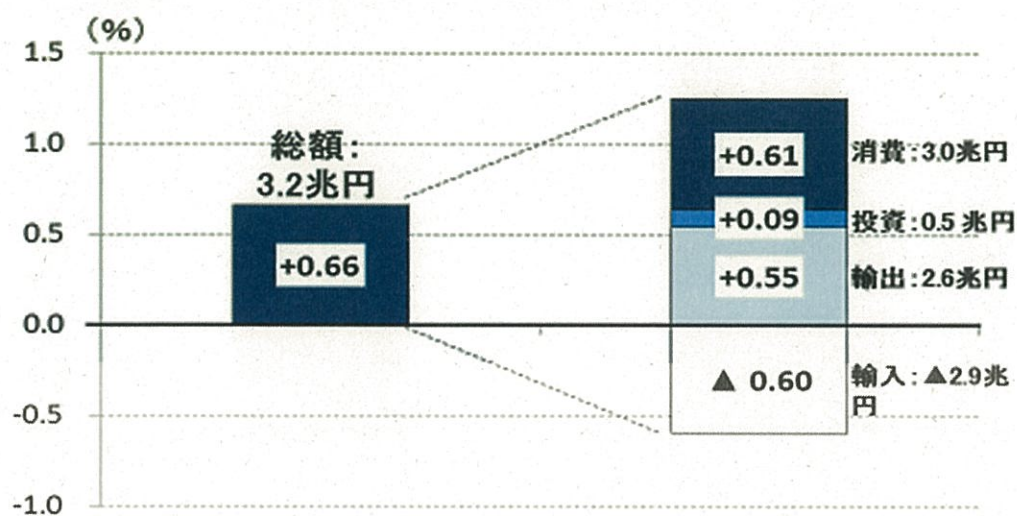
(2) 農林水産物生産額

3.0兆円減少

(注2) 平成22年11月、全世界を対象とした試算を公表。これと同じ方法でTPP交渉参加11か国に対して、関税を撤廃した場合の農林水産業の生産減少額は3.4兆円。

(図表) 関税撤廃した場合のマクロ経済効果

・実質GDPが0.66%(3.2兆円)増加



2013年4月12日

拝啓

安倍晋三内閣総理大臣は、TPP交渉への参加を追求するとの決定を正式に表明しました。日本政府及び米国政府は、TPP交渉参加への日本の関心に関する二国間協議を続けてきました。これらの協議の結果として、日本政府を代表して、以下を確認する光栄を有します。

これらの協議を通じて、両国政府は、日本がTPP交渉に参加する場合には、日本が他の交渉参加国と共に、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認しました。地域で最大かつ最も発展した二つの経済大国として、日本と米国は、経済成長を更に促進し、二国間の貿易を更に拡大し、及び法の支配を更に強化すべく、共に取り組んでいきます。

この目的のため、両国政府は、TPP交渉と並行して、保険、透明性／貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置¹の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定しました。これらの非関税措置に関する交渉は、日本がTPP交渉に参加した時点で開始されます。両国政府は、これらの非関税措置については、両国間でのTPP交渉の妥結までに取り組むことを確認するとともに、これらの非関税措置について達成される成果が、具体的かつ意味のあるものとなること、また、これらの成果が、法的拘束力を有する協定、書簡の交換、新たな又は改正された法令その他相互に合意する手段を通じて、両国についてTPP協定が発効する時点で実施されることを確認します。

米国は、自動車分野の貿易に関して長期にわたる懸念を継続して表明してきました。それらの懸念及びそれらの懸念にどのように取り組むことができるかについて議論を行った後、両国政府は、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定しました。交渉は、添付されているTORに従い、日本がTPP交渉に参加した時点で開始されます。さらに、2013年2月22日の「日米の共同声明」に基づき、両国政府は、TPPの市場アクセス交渉を行う中で、自動車に係る米国の関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおいて自動車に係る米国の関税について規定されている扱いを実質的に上

回るものとなることを確認します。

日本と米国は、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において共に緊密に取り組んでいくことを楽しみにしています。

TPPに関する二国間の協議が成功裡に妥結したことを確認する貴使の返簡を楽しみにしています。

敬具

日 本 国 大 使
佐々江賢一郎

¹ 日本及び米国は、世界貿易機関（WTO）の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

2013年4月12日

拝啓

TPP交渉参加への日本の関心に関する日米間の二国間協議に関する2013年4月12日付けの貴使の書簡の受領を確認するとともに、米国政府を代表して、以下に記述された内容を確認する光栄を有します。

これらの協議を通じて、両国政府は、日本がTPP交渉に参加する場合には、日本が他の交渉参加国と共に、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認しました。地域で最大かつ最も発展した二つの経済大国として、日本と米国は、経済成長を更に促進し、二国間の貿易を更に拡大し、及び法の支配を更に強化すべく、共に取り組んでいきます。

この目的のため、両国政府は、TPP交渉と並行して、保険、透明性／貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置¹の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定しました。これらの非関税措置に関する交渉は、日本がTPP交渉に参加した時点で開始されます。両国政府は、これらの非関税措置については、両国間でのTPP交渉の妥結までに取り組むことを確認するとともに、これらの非関税措置について達成される成果が、具体的かつ意味のあるものとなること、また、これらの成果が、法的拘束力を有する協定、書簡の交換、新たな又は改正された法令その他相互に合意する手段を通じて、両国についてTPP協定が発効する時点で実施されることを確認します。

米国は、自動車分野の貿易に関して長期にわたる懸念を継続して表明してきました。それらの懸念及びそれらの懸念にどのように取り組むことができるかについて議論を行った後、両国政府は、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定しました。交渉は、添付されているTORに従い、日本がTPP交渉に参加した時点で開始されます。さらに、2013年2月22日の「日米の共同声明」に基づき、両国政府は、TPPの市場アクセス交渉を行う中で、自動車に係る米国の関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおいて自動車に係る米国の関税について規定されている扱いを実質的に上回るものとなることを確認します。

日本と米国は、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、ＴＰＰにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において共に緊密に取り組んでいくことを楽しみにしています。

日本及び米国は、世界貿易機関（ＷＴＯ）の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（ＳＰＳ協定）に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

貴使の書簡に対し、ＴＰＰ交渉参加への日本の関心に関する二国間協議が成功裡に妥結したことを確認します。米国政府は、現在のＴＰＰ交渉参加国と共に、ＴＰＰ交渉への日本の参加をできる限り速やかにかつ円滑に促進するために取り組んでいく用意ができています。

敬具

米国通商代表代行
デミトリオス・マランティス

自動車貿易 T O R

米国政府及び日本政府（以下「両国政府」という。）は、以下に従って、T P P交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行う。

- ・ 本交渉の成果は、W T O協定に整合的なものとする。
- ・ 本交渉の成果は、両国政府の権限の範囲内のものとする。
- ・ 両国政府は、交渉の結果として合意される権利及び義務をT P P協定に附属される米日二国間の市場アクセスの表に組み入れ、したがって、これら権利及び義務は、T P P協定の紛争解決手続の対象となる。また、この分野における現行のM F N関税を再び課すこと（「スナップバック」手続）ができる特別な加速された紛争解決手続も、交渉を通じて定められる。

並行交渉は、以下の事項を取り上げ、これらの事項に対して具体的で意味のある成果をもたらすものとする。

特別自動車セーフガード：自動車分野における関税交渉の結果を考慮しつつ、自動車に関する特別セーフガードの実質的及び手続的な要素（損害の検証、適用期間及び補償を含む。）が取り上げられる。

透明性：両国政府は、自動車の製造、輸入、販売又は使用に影響を与え得る政府の規制措置の準備、採用及び適用に関する、意味があり予見可能で強固な透明性メカニズムの重要性について認識する。以下を含む分野における事項が取り上げられる。

- － 規制措置案の十分な事前通知
- － ガイドライン及び類似の措置の提案を含む規制措置の策定に関する透明性及び無差別
- － 当該措置の策定及び実施の過程を通じての意見表明のための意味のある機会
- － 新たな規制に適合するための合理的な期間
- － 規制の実施後の見直し
- － その他の措置

基準：型式認証の一層の円滑化及びコスト削減を含む、自動車分野における任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する事項並びに自動車部品を含む関連する事項が取り上げられる。両国政府は、更に、国連欧州経済委員会自動車

基準調和世界フォーラム（WP 29）で進行中の作業に特に焦点を当てつつ、自動車の環境性能及び安全に関する基準を調和させるために二国間で協力することの重要性を認識する。

PHP：日本の輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下での更なる円滑化のための実質的なステップが並行交渉で取り上げられる。

環境対応車／新技術搭載車：両国政府は、代替燃料又は代替エネルギー源を利用した自動車の貿易を円滑化することの重要性を認識し、無差別な取扱いを確保することの必要性を含む、これらの自動車の製造、輸入、販売及び使用に関連して生じる事項を取り上げる。

財政上のインセンティブ：税制の運営に関する政府の主権的な権利を害することなく、財政上のインセンティブ又はその他の措置が、それらが両国の市場における競争条件に及ぼす影響に関連して、米国車（PHPを通じて輸入されたものを含む。）に対して差別的な効果を与えないことを確保するため、取り上げられる。

流通：自動車の流通及び整備に関連する事項が取り上げられる。

第三国協力：自動車に関する様々な事項（他国における市場アクセス及び投資を円滑化するための方法を含むが、これに限られない。）が議論される。

その他の事項：自動車貿易政策に関連する税関の事項を含むその他の事項は、いずれか一方の政府の要請に応じて提起され得るとともに、相互の合意により並行交渉に含まれ得る。

資料集 第3分冊
(交渉会合参加後)

目 次

1	澁谷審議官記者ブリーフ（2013年7月24日）【コタキナバル】	2
2	甘利大臣談話（日本の正式参加）（2013年7月25日）【コタキナバル】	3
3	甘利大臣ぶら下がり冒頭発言（2013年8月22日）【ブルネイ】	5
4	澁谷審議官記者ブリーフ①（2013年8月22日）【ブルネイ】	6
5	甘利大臣記者会見冒頭発言（2013年8月23日）【ブルネイ】	8
6	澁谷審議官記者ブリーフ②（2013年8月24日）【ブルネイ】	9
7	澁谷審議官記者ブリーフ③（2013年8月25日）【ブルネイ】	11
8	澁谷審議官記者ブリーフ④（2013年8月26日）【ブルネイ】	12
9	澁谷審議官記者ブリーフ⑤（2013年8月27日）【ブルネイ】	13
10	澁谷審議官記者ブリーフ⑥（2013年8月28日）【ブルネイ】	14
11	澁谷審議官記者ブリーフ⑦（2013年8月29日）【ブルネイ】	15
12	澁谷審議官非公式記者ブリーフ①（2013年9月18日）【ワシントン】	17
13	澁谷審議官非公式記者ブリーフ②（2013年9月19日）【ワシントン】	19
14	澁谷審議官非公式記者ブリーフ③（2013年9月20日）【ワシントン】	21
15	澁谷審議官記者ブリーフ①（2013年10月1日）【バリ】	23
16	澁谷審議官記者ブリーフ②（2013年10月2日）【バリ】	24
17	甘利大臣ぶら下がり冒頭発言①（2013年10月3日）【バリ】	25
18	甘利大臣ぶら下がり冒頭発言②（2013年10月4日）【バリ】	26
19	甘利大臣ぶら下がり冒頭発言③（2013年10月6日）【バリ】	27
20	甘利大臣記者会見冒頭発言（2013年10月8日）【バリ】	28
21	澁谷審議官記者ブリーフ①（2013年11月20日）【ソルトレイクシティ】	30
22	澁谷審議官記者ブリーフ②（2013年11月21日）【ソルトレイクシティ】	31
23	澁谷審議官記者ブリーフ③（2013年11月22日）【ソルトレイクシティ】	34
24	澁谷審議官記者ブリーフ④（2013年11月23日）【ソルトレイクシティ】	36
25	澁谷審議官記者ブリーフ⑤（2013年11月25日）【ソルトレイクシティ】	39
26	西村副大臣ぶら下がり（初日）（2013年12月7日）【シンガポール】	41
27	西村副大臣ぶら下がり（2日目）（2013年12月8日）【シンガポール】	42
28	西村副大臣ぶら下がり（3日目①）（2013年12月9日）【シンガポール】	43
29	西村副大臣ぶら下がり（3日目②）（2013年12月9日）【シンガポール】	44
30	西村副大臣記者会見冒頭発言（2013年12月10日）【シンガポール】	45

31	澁谷審議官記者ブリーフ①（2014年2月18日）【シンガポール】	48
32	澁谷審議官記者ブリーフ②（2014年2月19日）【シンガポール】	50
33	澁谷審議官記者ブリーフ③（2014年2月20日）【シンガポール】	52
34	甘利大臣ぶら下がり冒頭発言①（2014年2月22日）【シンガポール】	54
35	甘利大臣ぶら下がり冒頭発言②（2014年2月23日）【シンガポール】	55
36	甘利大臣ぶら下がり冒頭発言③（2014年2月24日）【シンガポール】	56
37	甘利大臣記者会見冒頭発言（2014年2月25日）【シンガポール】	57
38	甘利大臣記者会見（日米閣僚協議）（2014年4月10日）【東京】	59
39	甘利大臣記者会見（日米閣僚協議）（2014年4月18日）【ワシントン】	60
40	甘利大臣記者会見（日米閣僚協議）（2014年4月25日）【東京】	61
41	澁谷審議官記者ブリーフ①（2014年5月13日）【ホーチミン】	63
42	澁谷審議官記者ブリーフ②（2014年5月14日）【ホーチミン】	65
43	澁谷審議官記者ブリーフ③（2014年5月15日）【ホーチミン】	67
44	澁谷審議官記者ブリーフ④（2014年5月16日）【ホーチミン】	69
45	甘利大臣記者会見冒頭発言（2014年5月20日）【シンガポール】	72
46	澁谷審議官記者ブリーフ①（2014年7月5日）【オタワ】	74
47	澁谷審議官記者ブリーフ②（2014年7月6日）【オタワ】	75
48	澁谷審議官記者ブリーフ③（2014年7月7日）【オタワ】	76
49	澁谷審議官記者ブリーフ④（2014年7月8日）【オタワ】	78
50	澁谷審議官記者ブリーフ⑤（2014年7月9日）【オタワ】	79
51	澁谷審議官記者ブリーフ⑥（2014年7月11日）【オタワ】	81
52	澁谷審議官記者ブリーフ①（2014年9月4日）【ハノイ】	84
53	澁谷審議官記者ブリーフ②（2014年9月5日）【ハノイ】	86
54	澁谷審議官記者ブリーフ③（2014年9月8日）【ハノイ】	88
55	澁谷審議官記者ブリーフ④（2014年9月9日）【ハノイ】	90
56	澁谷審議官記者ブリーフ⑤（2014年9月10日）【ハノイ】	92
57	甘利大臣ぶら下がり（日米閣僚協議）（2014年9月24日）【ワシントン】	95
58	澁谷審議官記者ブリーフ①（2014年10月20日）【キャンベラ】	97
59	澁谷審議官記者ブリーフ②（2014年10月22日）【キャンベラ】	98
60	甘利大臣ぶら下がり①（2014年10月25日）【シドニー】	100
61	甘利大臣ぶら下がり②（2014年10月26日）【シドニー】	101
62	甘利大臣記者会見冒頭発言（2014年10月27日）【シドニー】	102
63	澁谷審議官記者ブリーフ③（2014年11月5日）【シドニー】	103
64	甘利大臣ぶら下がり（2014年11月8日）【北京】	105
65	甘利大臣記者会見（2014年11月10日）【北京】	106

66	澁谷審議官記者ブリーフ①（2014年12月9日）【ワシントン】	108
67	澁谷審議官記者ブリーフ②（2014年12月10日）【ワシントン】	110
68	澁谷審議官記者ブリーフ③（2014年12月11日）【ワシントン】	111
69	澁谷審議官記者ブリーフ④（2014年12月12日）【ワシントン】	113
70	澁谷審議官記者ブリーフ⑤（2014年12月15日）【ワシントン】	115
71	澁谷審議官記者ブリーフ①（2015年1月27日）【ニューヨーク】	118
72	澁谷審議官記者ブリーフ②（2015年1月28日）【ニューヨーク】	120
73	澁谷審議官記者ブリーフ③（2015年1月29日）【ニューヨーク】	122
74	澁谷審議官記者ブリーフ④（2015年1月30日）【ニューヨーク】	124
75	澁谷審議官記者ブリーフ⑤（2015年2月2日）【ニューヨーク】	125
76	澁谷審議官記者ブリーフ①（2015年3月11日）【ハワイ】	129
77	澁谷審議官記者ブリーフ②（2015年3月12日）【ハワイ】	131
78	澁谷審議官記者ブリーフ③（2015年3月13日）【ハワイ】	133
79	澁谷審議官記者ブリーフ④（2015年3月16日）【ハワイ】	135
80	甘利大臣ぶら下がり（日米閣僚協議）（2015年4月21日）【東京】	139
81	澁谷審議官記者ブリーフ①（2015年4月24日）【メリーランド】	141
82	澁谷審議官記者ブリーフ②（2015年4月27日）【メリーランド】	142
83	澁谷審議官記者ブリーフ①（2015年5月18日）【グアム】	145
84	澁谷審議官記者ブリーフ②（2015年5月22日）【グアム】	147
85	澁谷審議官記者ブリーフ③（2015年5月25日）【グアム】	149
86	澁谷審議官記者ブリーフ④（2015年5月27日）【グアム】	151
87	澁谷審議官記者ブリーフ（2015年7月26日）【ハワイ】	155
88	甘利大臣ぶら下がり①（2015年7月28日）【ハワイ】	157
89	甘利大臣ぶら下がり②（2015年7月29日）【ハワイ】	158
90	甘利大臣ぶら下がり③（2015年7月30日）【ハワイ】	159
91	甘利大臣記者会見冒頭発言（2015年7月31日）【ハワイ】	160
92	澁谷審議官記者ブリーフ（2015年9月28日）【アトランタ】	162
93	甘利大臣ぶら下がり①（2015年10月1日）【アトランタ】	164
94	甘利大臣ぶら下がり②（2015年10月2日）【アトランタ】	165
95	甘利大臣ぶら下がり③（2015年10月3日）【アトランタ】	166
96	甘利大臣記者会見冒頭発言（2015年10月5日）【アトランタ】	167
97	澁谷審議官記者ブリーフ（2015年11月18日）【マニラ】	173
98	高鳥副大臣ぶら下がり概要（2016年2月4日）【オークランド】	175

コタキナバル (2013 年 7 月)

澁谷内閣審議官記者ブリーフィング

日 時：平成 25 年 7 月 24 日（水）

場 所：マレーシア（コタキナバル）

【澁谷審議官からの説明】

- ・本日はいわゆる日本セッションが 15：30 から 17：45 頃までであった。テーマは物品マーケットアクセス、税関手続き（貿易円滑化）、繊維製品、TBT、SPS、投資、金融サービス。金融サービスの途中で時間切れとなり、残りは明日以降となった。鶴岡首席によると、テーマごとに各国の首席交渉官から丁寧に説明を受けたとのこと。日本は、参加は遅れたが、今後積極的に交渉に臨んでいくために有意義な会合であった。日本側からも、質問するだけでなく、要すれば意見を述べた。
- ・今夜 19 時から、鶴岡首席が各国の首席交渉官および分野ごとの交渉官 120 名ほどを招いて非公式な分科会を行う。限られた時間を有効に使うのが目的。テーマごとにテーブルを設け、簡単な夕食を摂りながら非公式に交渉の続きを行う。交渉では、公式の場と非公式の場で発言が異なることもあるので、有意義な時間になると思う。
- ・明日は、日本セッションの続きが行われ、15 時ころからの共同記者会見をもって第 18 回会合が終了する。次回交渉会合についても、共同記者会見で発表される。

（以上）

日本のＴＰＰ交渉への正式参加について

７月１５日から２５日まで、マレーシアのコタキナバルにおいて、第１８回ＴＰＰ交渉会合が開催され、我が国は２３日午後から正式に交渉に参加した。

同会合には、鶴岡公二首席交渉官（政府代表）をはじめとする各分野担当の交渉官らを派遣し、精力的に交渉させるとともに、自分も担当閣僚として、現地との連絡を緊密に維持してきた。日本のＴＰＰ交渉への参加について、各国からは歓迎の意が表明された。

我が国は、首席交渉官会合の他、知的財産、政府調達、原産地規則、環境、制度的事項など５分野の作業部会に参加した。２４日午後と２５日は「日本セッション」が開催され、首席交渉官に加えて、各分野の交渉官が参加し、分野別の議論を行った。また、代表団は二国間でも各国と頻繁に接触した。

今回の交渉会合では、ＴＰＰ交渉に臨む我が国の基本的立場を説明したほか、交渉状況について各国から説明を受け、議論を行った。

安倍総理が常々述べているように、アジア太平洋地域における新たなルールを作り上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらし、この地域の安定にも貢献するものであり、日本が一旦交渉に参加した以上、重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりをリードしていく旨表明するとともに、我が国として、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、積極的かつ建設的に議論に参加するという基本的な姿勢を明らかにした。

限られた時間を最大限に有効活用するため、我が国の主催により、夕刻以降に非公式分科会を開催し、各国の首席交渉官及び分野別の交渉官の参加を得て、議論を行った。

交渉参加と同時に交渉テキストにもアクセス可能となり、現在、２１分野の交渉官が交渉テキストの精査・分析を鋭意進めており、今後の交渉に備える。

次回（第１９回）交渉会合は、８月２２日から３０日まで、ブルネイで開催予定である。

今後も我が国としては、強い交渉力を持って、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めていくことによって、我が国の国益を最大限に実現するよう全力を挙げて交渉にあたる。

平成２５年７月２５日

ＴＰＰ政府対策本部長 甘利 明

ブルネイ
(2013 年 8 月)

8月22日（木）に行われた甘利大臣によるぶら下がり会見の冒頭発言

本日は、午前中にＴＰＰ閣僚会合、お昼にブルネイ主催の昼食会に出席した。そのあと、国王に謁見し、午後はブルネイ、マレーシアの大臣とバイ会談を行った。閣僚会合の冒頭、日本の参加に歓迎の意が表明された。

私からは、ＴＰＰ交渉への我が国の基本的考え方を説明した。ＴＰＰは、①アジア太平洋地域に２１世紀型の経済統合の新たなルールを構築する野心的な試みであること、②自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を有する国々とともにルール作りをすることは地域の安定に貢献すること、③本年中の交渉妥結という目標達成のため我が国も積極的かつ建設的に議論に参加すること、の３点を表明した。

各論については、簡単に触れると、まず、物品市場アクセスについては、「ＴＰＰの輪郭（アウトライン）」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくという目標を我が国も共有すること、同時に、各国とも一定の製品についてセンシティブティを有しており、こうした製品の取り扱いについて、今後精力的に議論していきたいという考えを表明した。

また、ＴＰＰはモノだけではなく、サービス、投資、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、電気通信、国有企業の規律など幅広い分野で新たなルールを構築し、成長著しいアジア太平洋全体に大きなバリュー・チェーンを作り出すことを目指すものであり、こうした分野の交渉にも我が国として積極的に参加していく考えであることを発言した。

また、環境や労働など、新しい分野が含まれていることは２１世紀型の経済統合を目指すＴＰＰにとって重要な要素であり、この関連で、我が国の漁業補助金は国際的な水産資源の管理の観点からも重要な取組であるという我が国の考えをしっかりと表明した。

今日はこのあと、メキシコとバイ会談を行い、夜は日本主催で閣僚夕食会を開く。ブルネイを除いてすべての閣僚が参加する。明日の午前は引き続き各国閣僚とバイ会談、午後は再び全体会合でラップアップの予定である。ハードスケジュールだが、関係閣僚と精力的に議論を進め、また、閣僚同士の信頼関係を深めたい。

（以上）

8月22日（木）に行われた渋谷内閣審議官による記者会見の冒頭発言

19時半からブルネイ日本大使公邸で、日本主催の夕食会を開催。日本以外の11か国の関係者がすべて出席。甘利大臣以外に、大臣として閣僚会合に出席した8か国のうち、ブルネイ以外の閣僚はすべて出席。その他の国は大臣の代理として閣僚会合に出席している方、ブルネイは首席交渉官が出席。ホスト国以外の国がこのようなことを実現し、すべての人に来てもらうのはなかなかないこと。

午前に全体会合があり、明日も予定されている。本日も、会議の場では、夕食会で続きをしようという話もあったほど、日本が全体の雰囲気づくりに貢献している。

本日から19回目の交渉ラウンドも開始された。本日、朝9時から知的財産、政府調達の分科会が開始された。9時から18時まで行われたということで、18時過ぎに両分野の交渉官から疲れた表情で報告してもらった。議論が遅れている代表の一つである知的財産については、30日までのロングランである。多くのブラケットを一つでも外すための話し合いが始まったが、なかなか簡単でないのが初日の印象である。政府調達については、日本は世界トップクラス、最も解放されている国である。WTOのGPA（政府調達協定）に入っている国はTPP交渉参加の12か国中、日本、米国、カナダ及びシンガポールの4か国のみ。残りの8か国に市場開放をお願いするのが分科会の主なミッションと言える。12か国中4か国しかWTOのGPAに加入していないにも関わらず、TPP交渉で政府調達という分野が設けられて議論されていること自体が画期的である。最終的な合意がなされれば、残り8か国の政府調達の市場開放が何らかの形で実現することとなる。日本にとっては参入機会が増え、また、日本のインフラ整備などのノウハウを世界展開するチャンスでもある。開放する側にとっても、他のTPP参加国から幅広く調達する可能性が増え、生産性の向上にもつながる。

物品市場アクセスも本日から開始だが、最初はバイの会談を進める。相手国名は、いずれ話ができるように工夫するが、当面は言えない。今日の時点で、オファーの交換をした国1か国とバイの交渉をしている。オファーの交換をした国との初めての交渉である。また、その他の1か国と協議をしている。明日は3か国と交渉予定。知的財産、政府調達、物品市場アクセスはバイの交渉が予定されている。明日から原産地規則が9時から18時まで行われる。明日は、4分野の会合が大臣会合の裏で行われることとなる。

大臣がICC（International Convention Center）の会場入りの際や会見でも言ったが、TPPは21世型の新しい交渉である。この意味は、物品の関税を下げて国際分業を効率的に行ってお互いにメリットを受けるといった古典的経済理論をさらに進め、新しい国際経済秩序、経済統合を実現するということである。また、TPPは共通のルールを守る国の集まりでもある。民間企業が安心してTPP加盟国との間で自由にグローバルなサプライチェーンを築き、新たなバリューチェーンを域内で構築するのが最大の狙い。関

税だけでなく、知的財産、政府調達、原産地規則などさまざまな新しいルールに合意し、透明性が高く安心感のある大きな市場を形成するのが、21 世紀型の新しい考え方である。国境措置だけでなく、国境措置の内側にある様々なルールについても決めていくのがまったく新しいところ。こうした意欲的な新しいルール作りに日本も貢献したいと、今日の全体会合でも様々な議論がされた。

(以上)

8月23日（金）に行われた甘利大臣による記者会見の冒頭発言

本日の朝からバイ会談を行った。東京で会ったフローマン代表との立ち話を含め、今回閣僚が参加したすべての国とバイ会談を行うことができた。しめくくりの全体会合が開催されたが、これらの会合を通じて、各国が、野心的でバランスのとれた 21 世紀型の協定を年内にも作り上げるという目標を共有しており、そのために 10 月の APEC 首脳会議が大きな節目になると認識していることが確認できた。APEC 首脳会議において、具体的成果を実現するためには、交渉参加国それぞれが相当な努力をすることが必要である。TPP による新たなルール作りは、ある国の制度や法律をその他の国に押し付けるということではない。皆でともに知恵を出し合って、アジア太平洋地域に、世界の模範となる全く新しい経済秩序を構築することが大事という点を強調し、参加国の理解が得られた。

物品市場アクセス、サービス・投資、金融サービス、政府調達、知的財産、競争、環境など、いくつかのセンシティブで困難な問題が残されており、今回の閣僚会合においては、それらの分野について、取り得る着地点を含めて、相互に受け入れ可能なパッケージを作り上げる方法を検討した。交渉の年内妥結のために残された時間は多くない。全参加国が切迫感をもって早急なとりまとめに向けて最大限努力しようということに一致した。もちろん、日本もそのための努力を惜しまない旨を表明した。

日本はこれまで米国と親密な関係を築いてきた一方で、アジアの一員としてアジアの国々との信頼関係がある。日本のこうした立ち位置を活かし、橋渡し役を務めたい。日本は遅れて参加したが、日本の参加によって TPP 交渉が各国にとってバランスのある成果を出せるのではないかという強い期待を感じた。

これからも来週にかけて、ブルネイにおいて首席交渉官以下での会合が続く。今回、閣僚の間で一致したこうした認識を踏まえ、早急に具体的成果を出すよう、首席交渉官、分野別交渉官に指示をした。私自身も先頭に立って調整を行い、各国からの日本に対する期待に応えていきたい。

（以上）

23日は、22日からの知的財産、政府調達、物品市場アクセス、23日からの原産地規則の分科会が行われた。さらに、これら4分野に加えて投資の分科会が本日から開催されているので、本日は5つの分科会に参加した。原産地規則と投資は28日までの予定となっている。また、本日午後2時から6時過ぎまで首席交渉官会合が開催された。首席交渉官会合において、第19回交渉会合の進め方について意見交換がなされた。それを踏まえて各交渉官に具体的指示を出すということになった。物品市場アクセスについては、初日の22日からこれまで4か国とバイの協議を行った。昨日までがバイ会談の日で、今日は全体でテキストの議論を行った。本日はバイの議論はないが、明日以降バイの協議が再び始まる。

大臣が帰国し、本日から首席交渉官以下で交渉に臨むことから、午後1時から現在来ている交渉チームを集めて鶴岡首席交渉官から訓示を行った。首席交渉官からは、各分科で議論が堂々巡りになったら、どんどん首席交渉官会合で議論するので、首席交渉官に話を上げて欲しいとの発言があった。大臣会合では、交渉をまとめるに当たって柔軟性が重要ということが共通認識だった。その柔軟性をもって積極的に議論に参加してほしいという指示を交渉チームに行った。

政府調達については本日で全体会合が終了した。しかし、今後も議論が必要であるので、引き続き宿題を持ち帰り、9月に入ってから何らかの形で情報交換、意見交換することになっている。

本日から開始の投資分野について説明したい。TPPの場合、金融やサービスについては別のチャプターになっている。投資には様々なものがあるが、基本的には、TPP加盟国域内で投資がなるべく自由に行われるようにという考え方でルール作りをしている。ただ、各国には、国内の投資を含めて様々な投資に関するルールができあがっている。例えば、ある業種を日本国内で営業するなら、国内に営業所を置くことを義務付けることなどが業法で決まっている。これは内外無差別であるので問題ないが、後で問題が起こらないよう、このような、内外無差別で一定の政策目的を有するそれぞれの国内制度を予めお互いに認め合わない、規制に引っ掛かる度に訴えをし合うというのは効率が悪い。投資、サービス、金融を含めて、お互いにあらかじめ投資を合理的に規制する国内制度については、自由化措置の例外として、TPPの協定に明示するというをしようとしている。いわゆるネガリスト方式だが、それぞれのチャプターではなく、NCM（Non-Conforming Measures）という分科会でネガティブリストだけを議論する。NCMは、マレーシアではかなり時間かけて議論した。今回は30日と31日だが、予定では9時から22時までみっちりやることになっている。NCMとして認められた制度は守られるが、そこにはない規制が突然発動されて投資家が損害を被るような場合、救済措置がないとTPPのルールが有名無実化する。ルールの実効性を担保するための措置としてISDSがある。

ISDSには様々な誤解があるが、3点説明したい。1点目は、例えば、外国の会社が日本の土地を買おうとした場合に不動産会社が断ったら訴えられるのではないかと懸念が業界にもある。こうした意見を正式に受け取っているだが、これは誤解。ISDSは、Investor-State Dispute Settlementと言われる通り、投資家と国家の争いに関するもの。不当な日本国政府の制度で損害を被った場合に日本国政府を訴えるというもの。不動産をたまたま売らなかった相手の会社を訴えるというような民—民の争いにはならない。日本の企業が外国の企業からどんどん訴えられるということにはならない。2点目は、ISDSが乱発されて、国内制度が変更を余儀なくされるのではないかと心配が聞かれるが、先ほど説明したように必要な制度は留保されるので心配ない。3点目は、TPPは投資市場を開けてない国を共通のルールで自由化しようとするものである。日本はすでに外国からの投資も自由化している国である。日本にとっては、ISDS条項が明記されることで、日本企業が安心して外国に進出できるというものである。日本にとっては攻めの素材。1978年以降、投資関連の協定が多く結ばれているが、24の協定でISDSが入っている。1978年以降、日本は

ISDS を認めている。そして、日本が訴えられたことは一度もない。日本にとっては意味のある攻めの材料として、ルール化をきちんとしていきたいと思っている。投資の分科会は本日始まったばかりであることから、テキストについて細かな交渉が行われる。

(以上)

8 月 25 日（日）に行われた渋谷内閣審議官による記者会見の冒頭発言

今日から金融サービスの議論が始まった。また、物品市場アクセスについて、今日までに 7 か国とバイ会談を行っている。

閣僚会合での議論を経て、各分野の交渉官に交渉のための具体的な指示が出され、その指示に従って各分野の交渉が行われている。また、分野毎の交渉と並行して行われているバイでの交渉が分野全体の議論の障害となっている場合には、首席交渉官がバイ会談に参加してバイでの調整を進め、全体としての議論の進捗を図っている。

本日から議論が開始された金融サービス分野では、国境を越えた金融サービス提供のためのルールづくりを検討している。たとえば、我が国の中小企業がアジアの国等に進出する際、融資を受けるためのコストや信用リスク等の問題から現地の大手銀行からの資金調達が困難なために進出を断念する場合があるが、金融サービス分野での交渉が進展し、相手国の市場の開放が進み日本の金融機関の進出が進めば、日本の銀行から融資を受ける現地の大手銀行から日本の中小企業が融資を受けられるようになり、日本の中小企業の海外進出が進展することが期待されている。金融サービス分野で議論されている内容は、これまでの通商協定を超えた新しいルールをつくろうという TPP を象徴している。金融サービスについては、議論の進展に大きな問題はなく、実務的な話し合いが確実に進展しており、28 日まで議論が続けられる。なお、金融サービス分野は、簡保などに象徴される保険分野の議論を行う場であるとよく誤解を受けるが、簡保など日本郵政の問題は、仮に取り上げられることがあるとしても、どちらかと言えば競争分野の国営企業という文脈で議論されることがあり得る、ということではないか。

明 26 日は、27 日（火）のステークホルダー会合に先立って、ステークホルダーに対する事前の説明会をナショナルスタジアムにおいて開催する予定。また、28 日（水）にはステークホルダーとの意見交換会を同じ会場で開催することを予定している。なお、明日 26 日説明会の取材機会は、冒頭のカメラ撮りのみだが、28 日の意見交換会はフルオープン of 取材機会提供を予定している。

（以上）

8月26日（月）に行われた渋谷内閣審議官による記者会見冒頭発言。

本日の分科会は、知的財産、金融サービス、物品市場アクセス、投資に加え、本日から環境が30日までの予定で行われる。計5つの分科会に参加している。本来は原産地規則の一部である繊維についてのワーキンググループが今この時間に行われている。これも入れると6つということになる。物品市場アクセスは、今日午前中にバイの交渉の予定だったが、明後日に延期された。物品市場アクセスは、今日の午後明日もテキストの議論が行われる予定である。首席交渉官会合では、個別分科会の進捗状況のヒアリングが行われ、個別分科会の交渉官に指示が出された。これは毎日やっているもの。また、本日19:30より、鶴岡首席交渉官主催の非公式の分科会、ワーキングディナーが行われている。

本日からスタートした環境の分野について紹介したいと思う。TPPは、先進国も途上国も同じルールを守る国同士で経済連携を進めようとするものであるが、環境や労働基準を犠牲にしてまで経済連携を進めるものではないため、環境という分野が置かれている。これは、WTOにも過去のEPAにもない新しい視点である。ただ、環境に関する国際条約との関係について整合性が議論されているが、前例がないので、関係者試行錯誤して、テキストを詰めてきた。だが、詰めが十分でなく、閣僚会合での指示で、環境分野は議長国においてもう一度テキストを見直すようにという指示が出されたと聞いている。環境分野は、今日がブルネイでの初日の会合でもあることから、総論的なところからおさらいしている。なお、大臣会合の報告の際にも紹介したが、甘利大臣が閣僚会合の初日の全体会合で、環境分野で議論されている漁業補助金について、日本のように資源管理をしっかりとすることを前提とした補助金は日本にとって極めて重要と発言した。日本は、操業許可の発行、漁船の隻数制限、漁獲割当量の徹底など、資源管理をしっかりとしている。こうした政策の下で、こうした取り組みに参加しないと、漁業補助金の対象とはならない。このように、日本は適正な資源管理を前提にした補助金を出している。もともと環境分野で漁業補助金が議論されているのは、無制限に漁業を奨励することが乱獲や資源の枯渇につながるという懸念があるからで、適正に管理された漁業を進めることは環境に貢献するというのが日本の主張である。本日は、漁業補助金について具体的には議論されておらず、この先議論されると思う。今後も、大臣の発言も踏まえて交渉を進めていくことになる。

（以上）

午前は、ステーキホルダー会合があったため、公式な交渉は行われなかった。午後は環境、知的財産、金融サービス、原産地規則、物品市場アクセス、投資の分科会が行われた。現在も分科会は進行中である。物品市場アクセスはテキストの議論だけ。

ステーキホルダー会合は、9時から12時まで行われたが、これまでと違う形式で行われた。9時から11時までは予め登録を受けた希望する団体が、1団体あたり7分のプレゼンテーションを行った。会場が二つに分かれ、一つの会場で知的財産に関するプレゼンテーションが行われ、こちらは、日本の団体の参加はなかった。もう一つが知財以外のテーマに関するもので、10団体が参加した。そのうち5団体が日本からで、日本消費者連盟、TPPって何？、TPPを考える国民会議、精糖工業会、日本の畜産ネットワークがプレゼンテーションを行った。

日本消費者連盟は、食の安全について中心的に話をし、現状より厳しい規制が必要との主張をしていた。TPPって何？は、ネット上の様々な情報を分析し、日本の国民の多くはTPPにネガティブな意識を持っているとの結論を主張していた。TPPを考える国民会議は、結論はTPPに反対ということだが、食の安全、ISDS、健康保険や農業などの分野でTPPには強い懸念があるという主張をしていた。精糖工業会は、南西の島々で採れるサトウキビがいかに地域の生活を支えているか、地域にとって重要なものなので、これを失うのは非常に厳しいという話を行った。日本の畜産ネットワークは、食の安全の観点から、多くの肉を輸入に頼るようになると、輸出国で病気が起こった場合に大変なことになるという観点も含めて、国内の畜産を大切にすることが必要であるということを主張し、併せて衆参の農水委員会のTPPに関する決議を紹介していた。プレゼンテーションは質疑応答なしで行われた。マレーシアの時は、知的財産関係のプレゼンテーションがほとんどであったようだが、日本が交渉に参加したこともあり、物品関係のものもかなりあったというのが今回の特徴だと思う。

その後の11時から12時までは、オープンダイアログという今までにない形式で行われた。立食パーティで使用するようなテーブルが用意され、各国の首席交渉官がそれぞれのテーブルに立っており、自由に首席交渉官と意見交換ができるようになっていた。これは、ブルネイの首席交渉官によると、これまでの首席交渉官との意見交換で採られていた共同記者会見方式では、どんな質問に対しても答えられない、という返答が多く、しかも15分程度で終了していたことから、形式を設けずに自由に話してもらうという趣旨で採られた形式であるとのことだった。複数の首席交渉官と話すことが可能となり、また、コーヒーや軽食もあり、首席交渉官と自由に話ができるのは、ステーキホルダーにとって貴重な機会だったと思う。一番人気は鶴岡首席交渉官で、多くの人に囲まれていた。日本の農業関係団体や消費者関係の団体が鶴岡首席を囲んで色々な議論をしていた。外国からのステーキホルダーにも、鶴岡首席交渉官は有名らしく、名刺交換などをしていた。マレーシアのステーキホルダーに囲まれる場面もあり、日本とマレーシアの友好関係について語っていたようだ。日本の参加者に聞いたところ、アメリカやニュージーランドの首席交渉官とも直接対話できるなど、共同記者会見方式よりもじっくり話ができたとあり、喜んでいただ様子である。私からもこのような会合をアレンジしてくれたブルネイの首席交渉官にお礼を述べた。

明28日10:30からは、ナショナル・スタジアムで我々と日本のステーキホルダーとの意見交換会を行う。昨日の説明会は政府から交渉の概要を説明するという情報提供が主目的だったが、明日は、各ステーキホルダーから、彼らの得た情報やご意見を頂戴する場と考えている。交渉も大詰めだが、最終的なラウンドの状況は明後日の説明会で行う。日本のステーキホルダーたちは初めてステーキホルダー会合に参加した。昨日の参加者に聞いたところ、他国のステーキホルダーの方々との横の連携がとれたことに加え、直接首席交渉官と話ができたのがよかったという意見であった。

(以上)

8月28日(水)に行われた渋谷内閣審議官による記者会見の冒頭発言

本日は、環境、知的財産、金融サービス、原産地規則、物品市場アクセス、投資の各分科会と首席交渉官会合が行われた。このうち、金融サービス、原産地規則、物品市場アクセス、投資の各分科会が、予定上の最終日であった。また、今日から競争、そして、今晚から明日までの予定で一時的入国の分科会が始まった。一時的入国は、ビザの発給や家族の同伴に関する手続きなど、ビジネスマンの入国や滞在に関する手続きについてのものである。こうした手続きの簡素化を求めるものであり、広い意味での市場アクセスの一種である。日本の経済界からも強い要望が寄せられている。以上のように、本日は8分科会が行われた。

物品市場アクセスについては、本日は2か国と協議を行った。物品市場アクセスの交渉状況は、30日に説明する。

本日で終了した原産地規則は、難しく、かつ、重要な分野である。製品の原産地を決める基準や証明手続きについて議論するものである。この分野では、証明手続き等を別として、大きく2つの点で議論が進行している。1つ目は、個別品目ごとの工程をどこまで認めるかというもの。繊維製品を例に挙げると、輸入を制限しようと思う国は、厳しいルールを設けようとすることになる。一般的に、繊維製品の製造には、綿花から糸を紡ぎ、布を作り、縫製するという3つの工程がある。3工程全てをその国で行わないとその国の原産と認めないとする考えは、アメリカが結んでいるEPAには多く見受けられるもので、一番厳しいパターン。逆に輸出を促進したい国が主張する緩いパターンは、最終工程がその国で行われれば、その国の原産と認めるというもの。こうした意見の対立があり、繊維の分科会で議論が交わされている。こうしたことを品目ごとに決めることをProduct Specific Rule (PSR)という。原産地規則は物品市場アクセスの裏番組みたいなものであり、関税を下げると原産地規則を厳しくしてその品目を守ろうとする。その逆もありうる。これは、タリフラインに合わせて、一品目ごとに議論されるものであり、膨大な作業が必要となる。したがって、関税の交渉が煮詰まらないうちに、原産地規則を厳しくしていいのか緩くしていいのかの判断ができない。これがこの分野が遅れている理由である。PSRの作業は順次進んでいるが、半分以上残っている状況である。

個別品目とは別に共通ルールについても議論されている。共通ルールとは、例えば、3工程がTPPの域内国で行われれば、原産地と認めるというもの。日本の原材料で日本で部品を作ってベトナムで組み立てればTPP国内産として、TPP域内の低くなるであろう優遇された関税が適用されることになる。これが、累積という考え方であり、これが認められれば日本の強みになる。日本の製造業は、最終の加工工程が途上国に出ている場合が多いが、日本の強みは部品のような中間財であり、この分野は高度な技術を要するものである。また、中間財である部品の製造は中小企業が強い。ところが、ベトナム産とするにはベトナムで生産された部品を使う必要があるというルールとなると、部品メーカーもベトナムに進出しないといけなくなり、組み立て工場だけでなく、部品工場も空洞化してしまうことになる。そうでなく、TPP域内の部品を使用していれば、TPP域内産としてもよいとなれば、日本にいながらTPP域内産としてTPP加盟国向けに優遇関税で部品を輸出できる。空洞化をせずにビジネスを拡大できる。だが、累積をどこまで認めるかは、表の関税交渉が煮詰まらないうちに、煮詰まらない。今回のブルネイ会合ではこれら以外の難しくない部分については技術的な詰めを行ったようだが、物品市場アクセスと表裏一体の部分は、その状況も見ながら詰めていく予定である。日本では物品市場アクセスも関心が高いが、原産地規則についても、メディアのみなさんも関心を持ってもらいたい。

(以上)

8月29日（木）に行われた渋谷内閣審議官による記者会見の冒頭発言

明日30日は、事実上のラウンド最終日である。最後に鶴岡首席交渉官の会見が予定されている。私からは、23日を除いて、22日から7回会見を行った。本日は、環境、知的財産の分科会が行われ、これは明日までの予定である。競争は31日まで開催される。また、一時的入国は本日22時まで行われる。これらの4分科会と首席交渉官会合が行われた。明日の共同プレス声明は、午後の遅くない時間に出るのではないかと。16時30分を予定している鶴岡首席交渉官の会見の前に共同プレス声明が出るかもしれない。一方、もし午前中の首席会合で共同プレス声明について意見があれば遅れるかもしれない。

本日は、今回のラウンドで分科会が開催されていない分野について紹介したい。まず、労働分野は、環境分野と並んでEPAには珍しい分野である。環境と同様、途上国が労働基準を下げてまで投資を受け入れたり、ビジネスを行ったりするのは公正な競争に反するという問題意識がある。公正な競争のため、労働基準を守ってほしいという発想である。労働者の権利義務そのものについては争いが無い一方、権利義務の履行確保について議論が残っているが、ラウンドとは別に、収束に向けた調整がなされている。

電子商取引の分野は、通信インフラを有する主要なサービスの提供者についてのルールを定めるものである。21世紀型の協定らしい分野である。また、日本の得意分野でもある。この分野は争いの少ない分野であり、議論が進んでいる。来月も、テレビ会議や対面での会合において、議論が進むだろう。

TBT（貿易の技術的障害）は、環境に関する国内の規格や基準が貿易歪曲的にならないように一定のルールを定めるものである。WTOにもTBT協定があるが、それを下地に新しい問題が議論されている。これも中間会合が開かれるだろう。

SPSは、衛生植物検疫と言われるが、検疫というより衛生に関するものと考えてよい。衛生に関する措置が貿易歪曲的であるかどうかという視点である。時々誤解が見受けられるが、ここで言う貿易歪曲的とは、貿易に少しでも邪魔になるというのではなく、ある制度が、政策目的に比べて不当に、不必要に貿易を阻害するものになっていないかどうかという観点から議論されるものである。WTOのSPS協定がベースだが、WTOプラスアルファの部分となる紛争解決などについて議論が続いている。SPSについては、様々な心配事が議論になっているが、現状の各国の個別の措置について口出しするものではない。共通のルールを決めるものである。テキストについては、技術的な議論をメールなどで行っている。毎日各分野の状況を解説したので、物品市場アクセス以外のものも関心持ち、幅広く取材してほしい。

（以上）

ワシントン

(2013 年 9 月)

澁谷審議官非公式記者ブリーフ概要（1回目）

日時：2013年9月18日（水）

場所：米国（ワシントン）

【澁谷審議官からの説明】

首席交渉官会合は18時までの予定であったが、19時10分までかかった。午前中も昼休みにずれ込んだ。9時半から昼食を1時間半はさみ19時10分まで行ったことになる。首席交渉官会合は、事務的な話であり、かつ、中間会合の話は外に言わないのが原則である。したがって、具体的にどの分野を取り上げたかは申し上げにくい。本日の議題は5つであったが、5分野ということではない。議題とチャプターの整理は微妙に違う。1つ目と5つ目の議題は全体横断なものなので、独立したチャプターを議論したわけではない。特に今日と明日は、各分科会の議長国の首席交渉官がその分科会の議論の状況を整理して、今日でこの分野終わりというものはなかったものの、その分野を終わらせるため、首席交渉官が各分科会に指示を出した。基本は、バリまでの整理の方向性を出した。指示の中身はものによって異なるが、特定の国どうして議論が滞っているものは、締切りを定めてその国同士で話し合って、早く解決せよというもの。締切りは、早いものは明日までであるが、基本は、バリまでである。一番多い指示の出し方は、方向性を示した上で、バリまでに議論して結論を出すようにというもの。本日の議題のほぼすべてで指示が出された。ほぼ終わったというものも1つあったが、これは、1つの国がこだわっており、とにかく早くまとめろという指示が出された。全体を横断的にカバーする分野については時間をかけて議論されたようだが、こまかい話が多かった。細かい議論しているからTPPはまだ終わらないのではないかという趣旨のことを鶴岡首席も述べたと聞いている。ただ、分科会で議論されているので、首席交渉官もないがしろにできず、熱心に議論し、分科会に指示を出した。

今日話題にあった話で、これまで日本で報道されているようなものは出ておらず、技術的な話が多かった。首席交渉官が指示を出すことで、分科会レベルでバリまでに目途がつくものは、具体的指示を出して早く終わらせるというのが、特に今日と明日に行われること。明日は4つの議題の予定。これも微妙にチャプターの数とは違う。今回の会合は、アジェンダが流動的である。バリの閣僚会合に向けてどういう整理をするのか、どういう議題を上げるのかという話を会合の後半にするとと思う。明日、それについても話されると思う。

会議の進め方は、アメリカのワイゼル首席が進行するが、個別の議題は、それぞれの議題の議長国が全体をリードする。本日の会合が長引いたのは、一番最後の議題の首席交渉官の説明が長かったのが一因と聞いている。会合の全体の雰囲気としては、終わらせるものは早く終わらせたいというもの。各国、足を引っ張るというより、全体のしきりに協力的だった。今回の首席からの指示は、我々からも各交渉官に伝える。指示の内容は、会合の場でスクリーンに出して一つ一つ確認していったという。後にメールなどで配られるだろう。それにしたがって、交渉官同士でバリまでにある程度の結論を得ることになるだろう。ただ、今日の議題5つがバリまでに閉じるかは、ものによってである。各分野、関連する他の分野が終わらないと終われないものがある。それぞれの分野で、自己完結できる

ものはできるだけワシントンで整理するという。一部報道で半分終わったというものがあるが、終わったということの定義が難しい。例えば、一時的入国などは、各国の産業界からの具体のリクエストを含むリクエスト&オファーの繰り返しこれから本格化する。こういうものは、テキストの一般的なものは終わっても、パリの後まで続くだろう。テキストがきれいになっても必ずしもその分野が終わったとは言えない。市場アクセス系は、オファー&リクエストがこれから本番というのが結構ある。テキストそのものがクリーンになっても、難しい論点は付属書のような形で別建てにすることもある。そうでないところだけテキストになったりする。このように、いつ終わるかというのは難しい。事務的に解決できないものは、閣僚会合で時間を取って、方向性だけでも閣僚会合で示してもらうということになるだろう。今回は、首席交渉官だけで方向性が出せるものについて分科会に指示を出したが、パリでは、より高度な判断を要するものは閣僚から指示を出してもらうことになるだろう。今回はある意味パリの予行演習である。

(以上)

澁谷審議官非公式記者ブリーフ概要（2回目）

日時：2013年9月19日（木）

場所：米国（ワシントン）

【澁谷審議官からの説明】

首席交渉官中間会合の2日目である。午前は9時半から12時半、午後は2時から予定を過ぎて7時までかかった。当初4つの議題の予定であったが、3つになった。残りは明日に持ち越しである。議論が盛り上がったようだ。最初の議題は30分程度で終了し、首席交渉官からの指示もなく終わった。2つ目と3つ目の議題は3、4時間ずつであった。2つ目の議題は指示が3つ程度出て、3つ目は指示が5つくらい出た。

今日は議題とチャプターが一致した。最初の議題は収束に向かっているのだろう。残りの2つは、3、4時間時間かかり、さらに案を作って調整という話になっているので、実際にこれからどの程度詰められるかという話だろう。今日も鶴岡首席は発言した。2つ目の議題は、法律論・技術論だったが、鶴岡首席が詰める議論をした。いくつかの点については、日本が案を作るということで引き取った。3つ目の議題は、大議論の末に、鶴岡首席が口頭で案を示し、それにまとまるという場面もあった。それまでは大激論だったのに、明るい雰囲気変わったという。

明日は、今日残った1つの議題を朝に扱う。午前中に3つの議題を議論する予定だったので、これがずれるかも知れないが、午後はバイのアジェンダについて議論し、その後、最後に時間があれば議論するという議題があるので、今日の残りをしても問題はないだろう。昨日、今日、明日午前まで個別分野についての議論を行い、午後からバリに向けての議論ということになる。

日本時間9月20日朝刊の産経新聞の2段階合意という記事について述べたい。記事は、首席交渉官がワシントンで整理した分野をバリで合意し、残りを年末に合意ということを行っているが、これは正確でない。バリの閣僚会合では、首席交渉官レベルでは議論が煮詰まらない大きな課題が議論の中心となる。さらに、首脳に上げて方向性を示すというのが、バリでの会合のミッションである。現在、ワシントンで首席交渉官で議論しているのは、バリで閣僚に上げなくても首席交渉官レベルで解決するものは早く片付けて整理しようという意思の表れだろうから、バリで片付けるものをいま議論しているという書き方は誤解を与える。甘利大臣はブルネイにおいて、交渉官レベルでまとまらないものは首席交渉官レベルで解決し、それでも決着できないものは閣僚で決着を図ると言っている。各分科会で解決できない問題点について、首席交渉官レベルで解決できそうなものを選んでバリまでに整理をする。一方、首席交渉官レベルで解決できない大きなものはバリで閣僚に上げる。首席レベルで解決するものと閣僚レベルで解決するものの整理をしている。チャプターごとに、10月に合意するものと12月に合意するものというように割り切れるものでない。

市場アクセス系は、物品のほかにもある。投資、越境サービス、金融サービス、人の移動などは、ルール作り以外にも市場アクセスの側面がある。オファーとリクエストを繰り

返すものであり、物品市場アクセスの関税交渉と同じ。市場アクセス系は大きなパッケージになり、チャプターごとに早く進めるのを選択するのは難しい。分野ごとの関連があるので、チャプターごとに割り切るのは難しい。

(以上)

澁谷審議官非公式記者ブリーフ概要（3回目）

日時：2013年9月20日（金）

場所：米国（ワシントン）

【澁谷審議官からの説明】

本日の首席交渉官中間会合は9時半から6時まで。午前中は昨日の積み残しの1分野の議論を行い、首席交渉官から3つの指示が出た。午後は、もともと予定されていた個別の分野の議題を扱った。1つ目の議題となった分野については、2時間くらいかけて議論し、首席交渉官から指示が4つ出された。この分野に関して日本からも新しい提案した。これから議論すべきところが多い分野といえる。午前中には、本来もう一つ議題があったが、明日の昼食時に議論することとなった。午後の後半に、パリでの議論の進め方の議論を行った。これは明日も続く。パリでは、イメージとして、パリの後も引き続き議論が必要なものについてランディングゾーンを閣僚が示すことを目標とするものと、首席交渉官の指示を踏まえて来週議論し、閣僚が具体的な解決策を提示するもの、という2つのグループに分かれる。これを、全体会合とバイ会談で議論する。個別でもめている場合は、閣僚でバイ会談をやってもらい、それを再び全体会合に持ち込むという形になるだろう。なお、閣僚に上げるそれぞれの分野について、どんな論点を提示するかという具体的話はなかった。あくまで進め方を議論した。

（以上）

バリ

(2013 年 10 月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（１回目）

日時：2013 年 10 月 1 日（火）

場所：バリ

【澁谷審議官による冒頭説明】

今日明日の首席交渉官会合は非公式であるが、本日の午前は 10 時から 12 時半まで、午後は 14 時から 18 時半まで行われた。12 人の首席交渉官全員が集まり、首席交渉官以外に 2 人の臨席が認められた。日本は、鶴岡首席交渉官、大江首席交渉官代理、ノートテイカーの参事官一人が出席した。10/3 日からの大臣会合に向けて精力的な議論が行われた。

3 日の議論は、ワシントンの首席会合で 2 つに分けられると言ったが、年内妥結に向けて議論が必要な分野について道筋、ランディングゾーンをつけるもの。もう一つは、ワシントンの首席交渉官会合及び今日明日の首席交渉官会合の議論を踏まえて論点を絞り込んだ上で、残された論点を閣僚レベルで議論してもらうもの。

本日の午前は 2 分野、午後は 3 分野を議論した。1 つ目のカテゴリーに当てはまるのは 1 分野、2 つ目は 4 分野。明日は、残りの議題について扱う。閣僚会議への上げ方についても議論された。ワシントンでの議論を具体化した。閣僚会議のそれぞれの議題について、9 月に分野ごとに中間会合をやって、ワシントンでの首席交渉官会合の議論を踏まえて各分科会で整理した内容を踏まえて、分野ごとに論点または道筋を閣僚に具体的に提示する。今日明日、その中身について具体的な議論をする。かなり具体的な議論なので閣僚に上げる、技術的なので事務的に詰めるといった整理が各議題についてなされた。

明日の首席交渉官会合は 9 時から、恐らく 18 時頃まで行われる。また、明日は、甘利大臣がバリに到着予定である。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（２回目）

日時：2013 年 10 月 2 日（水）

場所：パリ

【澁谷審議官による冒頭説明】

本日の首席交渉官会合は、午前は 9:00 から 12:30 まで、午後は 13:30 から 18:30 まで行われた。本日は順調に進み、昨日の続きも入れて午前は 6 つの議題、午後は 5 つの議題を扱った。ただ、閣僚会合の議題としては、いくつかの議題をパッケージにするなどするので、昨日今日の議題の数とは一致しない。かつ、議題の中には、21 分野を横断するものもある。なので、分野の数とは一致しない。今日は、順調に進んだこともあり、各論よりも大臣への上げ方を議論した。大臣へ全て上げる状態でない議題はもっと論点を絞ることにするなど、仕分け作業もあったようだ。

明日は、9 時から 10 時まで全体の閣僚会合。これは、アジェンダの説明やブルネイ後の中間会合の進展の報告、今回の閣僚会合で目指すべきものの確認が行われる。明日の全体会合では、個別の分野の議論より、3 日間の閣僚会合の目標を共有するというのが狙いとなる。10 時からバイ会談が始まる。トップを切って 10 時から甘利大臣とフローマン代表のバイ会談が行われる。その後、11 時 45 分からニュージーランド、13 時からシンガポール、14 時からマレーシア、15 時からペルー、17 時からオーストラリア、18 時からカナダとのバイ会談が行われる。明日はひたすらバイ会談である。バイ会談終了後、打ち合わせを行い、甘利大臣のぶら下がりを行う予定である。明日の全体会合で目標を共有することから始め、その目標に従ってそれぞれバイ会談を行うが、初めの日米のバイ会談は重要な意味を持つと思うので、明日、大臣から直接説明する。

（以上）

甘利大臣ぶら下がり冒頭発言①

日時：2013年10月3日（水）

場所：バリ

【甘利大臣による冒頭発言】

本日は、午前中に TPP 閣僚会合の全体会合があり、その後、午後にかけて、米国、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、ペルー、オーストラリア、カナダの各大臣とバイ会談を行った。

全体会合では、今回の閣僚会合において達成すべき目標、議論すべき論点等について共有した。

私からは、難しい論点が残っているが、年内の交渉妥結を実現すべく閣僚レベルで交渉の道筋をしっかりとつけるよう申し上げた。

バイ会談を通じて、年内の交渉妥結に向けて交渉を加速する必要があるとの認識を各国と共有した。モノだけでなく、サービス、投資、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で新たなルールを構築し、21 世紀型の画期的な経済統合協定を目指すのが TPP の特徴である。物品市場アクセスだけでなく、全体のバランスをよく意識しながら交渉を進めていくことが重要であることを私からは申し上げた。

また、会談を通じて、各国の立場やセンシティビティについてもよく理解できた。それを踏まえ、明日以降の全体会合に臨みたい。

明日及び 6 日にも全体会合が開催される予定である。ハードスケジュールだが、関係閣僚と精力的に議論を進め、また、閣僚同士の信頼関係を深め、年内交渉妥結への道筋をしっかりとつけたいと考えている。

（以上）

甘利大臣ぶら下がり冒頭発言②

日時：2013 年 10 月 4 日（木）

場所：パリ

【甘利大臣による冒頭発言】

本日は午前中から全体会合が行われた。午前の全体会合で、オバマ大統領が TPP 首脳会議を含むパリ訪問を取り止めた旨、フローマン代表から報告があった。オバマ大統領は、予定通り TPP 首脳会合を開催して欲しいと各国に要請をしたとの報告もあった。これを受けて、総理と相談した上で、オバマ大統領は出席できないが、安倍総理は出席することとし、その旨を本日午後の会議で私から伝えた。米国からは歓迎の意向が表明された。ニュージーランドからも歓迎の意向が表明された。各国は TPP 交渉の年内妥結のモメンタムが失われないよう、引き続き協力をしていくということで合意した。午前中に発表があった時に、これをもってモメンタムを落としてはいけないという発言が複数の閣僚からあった。

本日の会合においては、年内妥結に向けて各交渉分野について如何に取りまとめていくかについて議論した。明日は、APEC の会合があるので、TPP 閣僚会合は行わない。6 日に再開することとなっている。引き続き閣僚同士で精力的に交渉を行い、首脳にも報告を行い、議論の幅を狭めて年内の交渉妥結を実現していくために全力を挙げたいと思っている。

（以上）

甘利大臣ぶら下がり冒頭発言③

日時：2013 年 10 月 6 日（日）

場所：パリ

【甘利大臣による冒頭発言】

本日は、午前中に TPP 閣僚会合の全体会合が行われ、主として閣僚から首脳への報告について議論した。本日で閣僚会合は終了だが、これまで 3 日間の閣僚会合あるいはバイ会談を通じて、物品の市場アクセス、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業、環境など、交渉分野全般にわたって閣僚レベルで議論した。一連の会合を通じて、各論点について閣僚同士で率直な意見交換をすることができた。日本からもいくつかの分野で、建設的な提案をし、各国からも評価された。交渉の前進にも貢献できたと思う。いよいよ 8 日には首脳会合が開かれる。本日閣僚間で取りまとめた内容が首脳に報告され、首脳レベルで議論される。年内の交渉妥結に向け、日本として引き続き精力的に交渉を進めていきたいと考えている。

（以上）

甘利大臣記者会見冒頭発言

日時：2013 年 10 月 8 日（火）

場所：バリ

<甘利大臣冒頭発言>

先ほど、TPP 首脳会合が終了した。我が国からは安倍総理が出席され、私も同席した。首脳会合においては、閣僚会合で整理された論点、今後のステップ等について首脳に報告がなされ、その後に交渉の年内妥結に向けた今後の方向性について首脳間で議論が行われ、年内妥結に向けてしっかりと議論ができた。

包括的でバランスのとれた協定を年内に妥結するために残された困難な課題の解決に取り組むことが首脳間で合意された。交渉を加速するために精力的に関与を続ける。首脳、閣僚間など一連の会合を通じて、交渉妥結に向けた道筋や政治的課題が明確になり、年内合意へ向けて大きな流れができたと思う。

日本としては、閣僚会合の場で、交渉が難航している知的財産分野について、政治的に解決しなければならない課題を整理するなど、交渉の前進に向け積極的な貢献を果たした。知的財産については、日本で中間会合を開催することを各国と調整中だが、日本で開くことになると思う。

安倍総理の参加により、各国から日本への大きな期待が感じられた。交渉の年内妥結に向けて日本も積極的に役割を果たしていく。

首脳会議の中での進行状況についてだが、議長である NZ の首相から新規加盟国の参加を歓迎する中で、新規加盟三カ国の首脳が発言した。安倍総理の発言の際、議長から国内の難しい問題を抱えているにも関わらず、安倍総理の決断で参加が決まり、その後の貢献に関して歓迎をするとの紹介があった。安倍総理にだけその種の言葉が述べられた。そして、その他の各国からも日本の参加を歓迎する発言があった。

安倍総理は、その中で、冒頭に紹介したとおりご発言をされ、その後、総理は終盤間隙にも発言をされた。総理の発言内容は、TPP はモノだけではなく、サービス、投資、電子商取引、国有企業等、幅広い分野のバランスをとることが重要であるとの指摘をされた。首脳が年内妥結に向けて、難しい問題は残っているけれども、目標を共有してその難しい、残っている問題に対して閣僚や交渉官に指示を出すということが我々首脳の仕事だということを述べた。その後、議長が、安倍総理の発言を引用する形で、会議を取りまとめた。他国の発言については、各国から紹介されるので私からは紹介しない。

（以上）

ソルトレイクシティ (2013 年 11 月)

澁谷審議官記者ブリーフ（１回目）

日時：2013年11月20日（水）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

19日から首席交渉官会合が始まった。24日まで毎日3コマ行う。午前は9時から12時、午後は2時から6時、夜は7時から10時まで行われる予定である。シンガポールの閣僚会合に向けての論点整理を行う。首席交渉官と議題となる分野の交渉官が同席し、CN+1の形で行われる。12か国とも首席交渉官が出席した。なお、3コマ目が何時に終わるか流動的なため、ブリーフではその日の1コマ目と2コマ目について説明をし、3コマ目については翌日に説明をする。本日の1コマ目は、今回の会合の進め方の説明で始まり、その後越境サービスと一時的入国を議論した。2コマ目はリーガルと言われる法的・制度的事項を議論した。3コマ目は政府調達について議論した。12か国の首席交渉官が出席した。

まず、最初の議題である越境サービス（CBTS）についてお話する。サービスの形態は様々であるが、ここで言う越境サービスとは、ある国の事業者が他国に拠点を設置してサービスを提供するもの。インターネットを利用するものは電子商取引分野などで議論され、金融サービスは別の分野となっている。越境サービス分野での議論の対象となる例としては、イメージとして、コンビニへの出資規制、音響・映像サービスにおける現地法人との合併や一定時間の自国映画放映の義務付け、外資の建設・建築サービスへの制限などが挙げられる。攻めの分野として我が国国内からの要望が多いものである。越境サービスはサービス貿易の円滑化、拡大に資するもので、グローバルバリューチェーンの根幹をなすもので、21世紀型協定の基礎となるものである。ソルトレイク会合前に論点はある程度絞られており、残された論点として、既存条約との関係の整理、途上国の規制緩和に関する取り扱いなどが議論された。市場アクセスについては、全体会合では扱わないが、日本の制度は内外無差別が原則なので、日本の制度が攻められているわけではなく、攻める分野である。

一時的入国の分野は、貿易・投資に関するビジネスパーソンへの滞在などに関する手続きのルールについて定めるもの。テキストはほぼ収束し、技術的課題が議論された。日本のオファーはもっともレベルの高いものと各国から評価されている。

越境サービスと一時的入国は、19日と20日に分科会を現地で行って、できればその間にけりをつけるという意気込みだったようだ。

2コマ目は、法的・制度的事項である。これは、用語の定義や既存協定との関係性の整理など、どの協定にもある総則的な規定であり、閣僚会合に上げるようなものはあまりない。今回は、最近開催された中間会合の内容を首席交渉官に報告し、いくつか指摘が出たので、ソルトレイクシティで交渉官がさらに調整を行うこととなった。

首席交渉官会合と並行して10の分科会、ワーキンググループも開催された。分科会は、国営企業、SPS、知的財産、投資、一時的入国、環境、政府調達、労働、原産地規則、繊維である。分科会としては10だが、知的財産は議論が大変なので、議題を2つに分けて同時並行で議論を進めている。また、各分科会が開かれる期間は様々である。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ（２回目）

日時：2013 年 11 月 21 日（木）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

まずは昨日の残りから報告。19 日の 3 時間目、夜 7 時過ぎから 9 時過ぎまで、政府調達について議論された。翌 20 日は、1 時間目の午前中に労働をやり、午後の 2 時間目に原産地規則をやり、夜の 3 時間目は貿易円滑化と SPS をやった。つまり、20 日は都合 4 つの分野を取り上げたことになる。朝 9 時から夜 10 時まで、今日はフルにやった。

本日のブリーフィングでは昨日の政府調達から、20 日の分は最後の SPS までご報告する。結論を先にいうと、いずれの分野も、かなり整理が進んで、シンガポールへ向けた論点の絞り込みが非常に順調に進んだし、その際の我が国の貢献もかなり大きいものがあった。

<政府調達（GP）>

政府調達は、既存の WTO の政府調達協定（GPA）に入っている日本、アメリカ、カナダ、シンガポールの 4 か国以外の国に政府調達市場を開放することを求めるという構図になっており、我が国が TPP 参加によって大きなメリットを受ける分野の 1 つとなっている。我が国はこの分野ではもっとも開放されている国であり、昨日のサービス同様、攻めの分野となっている。テキストについて、まだ未解決の部分、いわゆるブラケットが残っているところがあるが、我が国にとって大きな問題となるものは少なく、我が国はむしろこの分野では妥結に向けた調整能力を発揮しているところ。昨日の首席交渉官会合では、分科会の報告を受けるとともに、いくつか残った論点の整理をした。また、テキストではない、国ごとの具体のマーケットアクセス交渉は、一部の国のオファーをもう少し改善できないか、という大詰めの交渉を行っているところ。政府調達の分科会も、19 日から 22 日まで開催されるので、その間に精力的な交渉を行い、この分野はソルトレイクシティでなるべく実質的な合意に近いところまで持っていきたいという意気込み。

<労働（Labor）>

20 日の午前、1 時間目は「労働」を扱った。このような新しい分野を、通商協定に盛り込むこと自体が 21 世紀型であり、環境と並んで「手さぐり」状態でテキストをまとめようと努力が続いている分野。基本は、貿易や投資を促進することと、労働者の適正な権利保護を両立させるという姿勢であり、貿易、投資促進のために労働基準などを不当にゆるめたりしないことを確認することがベースになっている。そのあたりの認識までは共有されるが、これをどの程度厳格に書くかというところで、国同士の意見が異なることになり、これまで何度も中間会合などで意見のすり合わせを行ってきた。細かい点も含めて、未合意の箇所が結構多く、環境よりも難航度が高いかもしれない、と言われていたが、ソルトレイクシティに向けて各国の交渉官が精力的に調整を行い、本日の首席交渉官会合に出された論点は数点に絞られていた。そのうちの 1 つは、かなり時間かけて議論した難問だが、最後には日本が引き取って調整案を作成することとなり、ソルトレイクシティにいる間に片付けよう、ということになった。労働の分科会は、一応、19 日、20 日とセットされているが、場合によっては 21 日もやるかもしれない。

<原産地規則（ROO）>

2 時間目の午後は、「原産地規則」を 4 時間みっちり扱った。原産地＝物品の「国籍」を決定するためのルールである。現在は、複数の国にまたがって生産が行われる物品が数多く存在することから、関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存する場合が多いので、ルールを決める必要がある。現状では、各国や、地域貿易協定でそれぞれ定めることとしているので、TPP においても、TPP の原産地規則というものを明確にしなければならない。部品調達や生産ネットワークのグローバルサプライチェーンが進展する中で、各国の原産地規則がバラバラであると、それ自体自由貿易の流れを阻害しかねない。たとえば同一物品の原産地が仕向け国によって異なるといった不合理な事態が発生し、貿易活動の予見可能性を低下させる。したがって、TPP のような比較的多くの国が参加する地域協定でこのルールを共通化することの意味は非常に大きい。原産地規則の共通ルール化により、TPP 参加国間で生産、サプライチェーンを促進し、大企業だけではなく中小企業もより活動しやすくなる。あくまで一般論で申し上げれば、通常、通商協定における原産地規則の条文は、基準そのものやその計算方法などを書くセクションと、税関における手続や証明書などの手続的規定を書くセクションに大別される。TPP における原産地規則の分科会は、精力的に中間会合を行い、今月はじめまでもメキシコで中間会合を開催していた。これまでの交渉で、手続的規定の部分について、ある程度まで整理がされたので、ソルトレイクシティでは、基準についての技術的な詰め、さらには「累積」についての考え方の整理などを行い、合意に向けた大詰めの作業を行うことになる。さらに、一般的な基準を適用しにくい品目については、個別に品目別規則（PSR）を別表、附属書で定める必要がある。TPP の場合、これが数千ラインに及ぶので膨大な作業となる。まだかなりの数のラインが残っている。原産地規則の分科会は先週 12 日から始まっており、24 日までびっしりとスケジュールが組まれている。我が国の交渉官もかなり疲弊しているようだ。PSR の作業は最終的には物品の関税撤廃交渉の結果を見ないとできないものも多いので、事務作業は最後まで残ると思うが、ソルトレイクシティで、可能な限り整理するという事で頑張っているようだ。

<税関手続（Customs）>

夜の 3 時間目は、最初に税関手続について議論した。従来のチャプター分類では「貿易円滑化」とよばれている分野になるが、このチャプターのテキストの大部分はほぼ収束をしており、税関手続に係る一部の論点だけが残されていた。これまでも分科会は開催せず、残された論点について主として電子メールなどで調整が行われてきており、ソルトレイクシティでも分科会は開催されない。今日の議論では、調整がつかない論点はテキストから落とすことで合意するなど、議論は完全に収束に向かっている。

<SPS>

3 時間目残りの時間で SPS を扱った。SPS は、国民の食の安全や健康に関わる分野で、国民の関心も高い。本日も、参議院の委員会で質問があった。Sanitary and Phytosanitary Measures（衛生と植物防疫のための措置）というもので、WTO 協定の附属書の 1 つとして SPS 協定というものが既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論がなされている。日本語だと誤解があるかもしれないが、検疫だけでなく、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法など、食品安全や、動植物の健康に関する措置（SPS 措置）を対象としているもの。テキストの大枠は割と早い段階で整理された。やはり各国とも気になる分野であるので、結論から言えば、あまり大きな冒険ができないということで認識が共有されてきたも

の。一言でいえば、「科学的な原則に基づいた措置」ということで、食の安全に関する我が国の制度を変えろと攻められるのではないかという、心配されているような議論はされていない。いくつか論点は残っているが、これまで何回か電話会議などで調整し、論点は数個に絞られている。そのうちのいくつかについては、日本が調整案を提示し、本日の会議ではそれをもとにほぼ合意がされたところ。残された論点はほんのわずかであるが、それもソルトレイクシティにいる間に何とか方向性を合意しようということになった。

<分科会>

なお、本日は首席交渉官会合と並行して、11の分科会（ワーキンググループ）が開催されている。昨日の10分野に越境サービスが加わった。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ（3回目）

日時：2013 年 11 月 22 日（金）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

21 日の首席交渉官会合では、1 時間目の午前中に環境をやり、午後の 2 時間目は NCM、夜の 3 時間目は投資を行った。朝 9 時から夜 9 時半頃まで、今日もフルに行った。

<環境（Environment）>

労働のチャプターと同様、貿易や投資の促進と環境保全を両立させようという、21 世紀型の分野。国有企業、知的財産と並んでもっとも難航している分野の 1 つとされていたが、9 月以降、分科会議長が新たに作成したドラフトにもとづいて精力的な調整が進められてきた。

そもそも環境については、WTO の世界とは別に様々な国際条約が存在し、それも伝統的な自然環境に関するものから、近年の新しい分野である生物多様性など、まさに多様な条約があり、それらとの関係の整理とか、技術的な論点が残っている。今日 CN でも議論したが、技術的な話は分科会で整理してもらって、再度 CN に報告してもらうこととなった。ちなみに、環境の分科会は 19 から 24 まで、びっしりとスケジュールが組まれている。なお、環境については早めに終わったので、シンガポールのロジについても議論したとのこと。

<NCM（Non-Conforming Measures）>

投資、サービス特に越境サービスについて、一定の規制を留保するもの、つまり自由化しないものをネガティブリスト方式で書きだして、国ごとの留保表を、1 対 11 で交渉する。基本は、留保表からこの項目を落とせという交渉をする。我が国からも大量のリクエストを出している。

今日の首席交渉官会合では、個々の項目について議論するというよりは進捗状況の報告を受けたというところ。そのうえで、非常に多くの項目が未調整な状況なので、今のままではダメだ、もっと交渉を加速しろという指示が出された。NCM の分科会は 21 日から 23 日までやるので、そこで精力的に調整が行われることになる。

<投資>

テキストについては、各国どうして結ばれている投資協定にあるような一般的な事項はほぼ収束をしておき、主として ISDS などについての議論が残っている。ISDS は、投資家による予見可能性を確保することで投資を促進すること、協定内容の履行を担保すること等の観点から、これまで各国が締結した多くの投資関連協定においてこの条項が盛り込まれている。まだ各国の意見が分かれているものもあり、特に ISDS の適用対象や対象とするものの言葉の定義などで調整が続けられている。早い話が、例外を多く書きたいところとそうでないところ、という感じで分かれている。

そうはいっても、重要なチャプターとしては、他の難航分野に比べると進んでいる方ではあるのでソルトレイクシティにいる間にできるだけ片付けよう、それで残された論点については、シンガポールで閣僚にご判断いただけるようなオプションを提示する方向で議論しよう、ということになった。

分科会は、この分野の交渉官は NCM の交渉官も兼務しているところが多いので、NCM の分科会をやっている 21 日から 23 日までは投資の分科会をやらずに、最後の 24 日にもう一度やる予定だったが、NCM とは別に投資の分科会も、あと 1、2 回追加で開催することを検討するよう。そのうえで、整理した論点を再度、首席交渉官にあげることになった。

以上であるが、議長国から、すべての分野について残された課題が結構あるというスライドを見せて交渉を加速するよう促す場面もあったようで、シンガポールに向けた「大詰め感」を首席交渉官同士で共有したようである。

<分科会>

本日は首席交渉官会合と並行して、10 の分科会（ワーキンググループ）が開催されている。国有企業、SPS、知的財産、環境、政府調達、労働、原産地規則に加え、本日から、物品の市場アクセス、NCM、金融サービスが開始された。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（４回目）

日時：2013 年 11 月 23 日（土）

場所：内閣府

23 日の首席交渉官会合は、1 時間目の午前中と 2 時間目の午後に物品系の市場アクセスをやった。3 時間目の夜は E-commerce（電子商取引）をやった。朝 9 時から夜 9 時半頃まで、今日もフルにやった。市場アクセスに入る前に、2 日目にやった「労働」のチームの報告が急ぎょ入り、前日までの分科会での進捗状況の報告があった。かなり議論が収斂しつつあるようで、引き続き協議を継続するよう、指示があった。

<物品市場アクセス>

午前中は労働の話が終わった後、物品市場アクセスのうち関税の交渉の状況について議論がされた。各国がそれぞれの状況についてそれぞれの立場で報告をしたようだが、我が国だけではなく、センシティブな品目を抱えている国がいくつかあり、それについてシンガポールの前までに進展させないといけないのではないかと、などの議論が出されたが、結論は出ていない。皆さんがよく記事に書かれるような、この場で自由化率の目標を決めるとか、オファーを見せ合うとか、そういうことはしていない。ちなみに、分科会も昨日から開かれているが、テキストの議論以外は、あまり進展がないようだ。やはり物品の交渉は、基本はバイの世界であって、12 人でやると「にらみ合い」の状況になってしまうのだと思う。我が国からは分科会出席のために物品の交渉チームが現地に行っているが、全体スケジュールとは別にバイの交渉を積極的に進めており、明日（現地時間 23 日）、アボがとれている国とやれば、11 か国すべてとバイの交渉をしたことになる。

午後は物品のテキストと「繊維」について議論が行われた。物品貿易に係るテキストはどんな内容かとよく聞かれるので、あくまで一般論としてお答えすると、通常、EPA など「物品の貿易」についての条文は、定義、物品の分類、内国の課税及び規則に関する内国民待遇などが定められるのが普通である。さらに、具体の EPA で一つだけ例をご紹介しますと、2007 年に発効した日・チリ経済連携協定（EPA）では、「農業輸出補助金の禁止」という条文が設けられている。繊維製品については、分科会も独立して行われている。もともと原産地規則の議論において繊維製品の取扱いで相当もめたので、繊維については、市場アクセスと原産地規則をセットにして独立した分科会で議論する、ということになったもの。したがって、原産地規則に関するルール作りや例外措置についての調整、さらには通常、原産地規則のところで議論される税関手続、あるいは迂回輸出などを防止するための措置などについて議論がなされている。繊維についてはセンシティブな国が多いために、テキストだけではなく、原産地規則がらみの話など、分科会でやるような具体的話もかなりあったようだ。実は繊維の分科会は 20 日で終わっており、首席交渉官会合への報告が今日終われば、交渉官たちは帰国するつもりだったようだが、首席交渉官から、もっと詰めろという指示があったため、各交渉チームともフライトを延期して引き続き協議をすることとなったようだ。

<E-Commerce（電子商取引）>

この分野、これまでも何人かの記者の方々から「イメージがわからない」と言われていたところなので、まずはイメージのお話をしたい。インターネット等を利用した電子商取引の規模は、近年もなお拡大傾向にあり、また、技術の発展などに伴いその形態も多様化している。経済産業省が9月に公表した実態調査では平成24年の日本国内の「企業間電子商取引」市場規模は、広義で262兆円、消費者向け電子商取引市場規模は、9.5兆円となっている。かなりの市場規模である。これに加え、越境電子商取引の市場規模も拡大しており、日本、中国、米国の3国について経済産業省が行った調査では、日本の消費者による米国及び中国事業者からの越境電子商取引による購入額は155億円、米国の消費者による日本及び中国事業者からの越境ECによる購入額は757億円、中国の消費者による日本及び米国事業者からの越境電子商取引による購入額は2,868億円であった。2020年時点での日本・米国・中国の越境電子商取引の規模は、約2.3兆円に達すると推計され、越境電子商取引は大きな可能性を有している。ちなみに、米国の越境電子商取引利用者による日本事業者からの主な購入品目は、「書籍、雑誌」「衣類、アクセサリ」「音楽、映像のソフト（CD、DVD等）」となっている。電子商取引のチャプターは、TPPの中でも将来への大きな可能性を持つ分野であるが、こうした新しい取引形態に係る国内法の整備が十分でない国も多く、TPPのような国際協定によってルールを明確化することの意義は非常に大きい。2009年9月に発効した「日スイス経済連携協定」に、電子商取引に関するチャプターが設けられている。我が国ではこれが初めてだったと思う。TPPの中身がいえないので、イメージを持っていただくために、日スイスの例でお話しすると、デジタル製品の無差別待遇という規定がある。デジタル製品というのは、デジタル化されたコンピュータープログラム、文章、動画、音声などで、それらについて、内国民待遇と最恵国待遇を認める、つまり原産地によって差別しないことを認め合うというもの。デジタル製品の国境を越えた自由な流通を促進するうえで重要な概念であり、個別のEPAなどの多くでは認められている。また、電子商取引を不当にあるいは過剰に制限する措置を、昨日お話ししたNCMのようにネガリストで留保しない限りやらない、という規定もある。これは一種の市場アクセスである。TPPにおいても、他のEPAなどを参考にテキストの案は作成されているが、多国間の交渉なので、話は簡単ではなく、例外や留保なども含め、各国の意見が十分にまとまっていないところがある。本日から最終日まで分科会も開催されるので、そこで徹底的に詰めることとなった。

なお、昨日の「投資」について、若干申し上げたい。「まだ各国の意見が分かれているものもあるが、他の難航分野に比べると進んでいる方ではある」と申し上げたら、本日の新聞では、「ISDS進展なし」と書いたところと「ISDS盛り込む方向へ」と書いたところとある。奥歯に大きなものが挟まったような言い方しかできなくて申し訳ないところではあるが、首席交渉官会合は「決める」ところではないということ。首席交渉官会合の結果、あるチャプターがクリーンになるということではなく、あくまで論点を整理して、再度分科会におろして専門家である交渉官同士で議論して決めさせる、というもの。2日目にあったように、事項そのものをテキストから落とすという決定ならできるが、条文の詰めは分科会でやることになる。現場の感覚からいうと、9月にワシントンでやった首席交渉官会合から比べると、今回の会合は明らかに「まとめモード」に入っており、今残っている大き

な論点の多くは、シンガポールの閣僚会合で、パッケージとして合意されることになるだろうから、首席交渉官レベルでは着地点を見据えたギリギリのところまでの整理はするが、「合意」という言葉はシンガポールに取っておくのではないか。当方としては、首席交渉官会合で大きな論点について「合意した」と書かれると、各国との関係から、誤報と言わざるをえないが、かといってまったく進展しないのかと言えば、この4日間、多くの分野で、合意がすぐそこまで来ているという意味での進展は見られたと思っている。

<分科会>

本日は首席交渉官会合と並行して、9 の分科会（ワーキンググループ）が開催されている。SPS と労働は終わり、国有企業、知的財産、環境、政府調達、原産地規則、物品の市場アクセス、NCM、金融サービスが引き続き行われたほか、電子商取引が加わった。ちなみに政府調達の分科会は今日で終わり、明日から2日間、TBT が加わる。

本日で私のブリーフィングは終わるので、明日以降のCN会合の予定を特別サービスで申し上げる。23日は国有企業、TBT、金融サービスを行い、最終日の24日は、丸一日、朝から晩まで知的財産を行う。ただ、今日も朝一番で「労働」の分科会議長から報告があったが、明日、明後日と、時間の合間をみて、少なくとも政府調達、法的・制度的事項、投資、環境については、分科会の報告を受け、これまで宿題になっていた事項の確認をすることになると思う。知的財産の交渉官たちも、頻繁に首席交渉官会合の会議室をのぞいては首席交渉官と相談する場面もあり、いずれにしても、各グループとも、何とかまとめようという動きが活発になってきたようだ。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ（５回目）

日時：2013 年 11 月 25 日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

今回は、ソルトレイクシティ会合最終の２日間について説明する。23 日は、11 時過ぎまで長くやった。午前中は国有企業をみっちり行ったが、相変わらず意見の隔たりが大きく、強い反対意見が出ている状況に変わりはない。とはいえ、首席交渉官会合では中身のつくこんだ議論がなされた。論点を絞って閣僚に上げないといけないという所は共有したということだろう。引き続き、シンガポール直前まで、首席交渉官が関与しながら閣僚会議に示す論点整理を行い、閣僚に論点整理ペーパーを示せるように作業することになった。

この後、議題にはないが、政府調達について報告があった。政府調達は分科会をがんばり、若干論点は残っているが、テキスト上は、大きな論点はほとんど収束に向かったとのことである。別途、市場アクセスの交渉は続いている。

引き続き TBT の議論が行われた。これを首席交渉官会合で取り上げたことは少なく、分科会も少ないこともあり、今回は時間をかけて首席交渉官で議論した。SPS 同様、収束に向かいつつある分野である。各国の利害に絡む各論より、他の協定との関係や法技術的な書き振りの問題といった学術的な論点が残っていたが、多少時間をかけて議論をした。

夜は金融サービスを議論した。分科会で予想以上の論点が残っており、首席交渉官会合で丁寧に議論した。難航分野に比べると、それほど国の利害に直接かかわる部分でなく、技術的な部分が残っていたということである。

残りは、法的・制度的事項の宿題返しを行った。

24 日は、1 日かけて知財の予定だったが、3 日目の投資の宿題返しを行った。ISDS など大きな論点はあるが、そうした大きな論点以外のものについては、整理ができた。投資は、もともと投資協定を単独で結ぶくらいの分野なので、分量が多い章だが、シンガポールで上げるべき大きな論点以外は相当整理されたのは、大きな進展と言える。

その後夜まで、知的財産の議論が行われた。知的財産は、各国で関心が高く、センシティブな分野で、具体の項目について申し上げにくい分野である。相当程度の論点が残っているものについて、ひと通り議論した。そして、シンガポールの閣僚会議に上げる論点を相当絞らないといけないという点は一致した。分科会が現地で 26 日までであるので、あと 2 日間ががんばれという指示が首席交渉官会合の結論である。どこまで共通のルールとするのか、という議論も含めて、絞り込みの作業が引き続き行われるだろう。

国有企業についても前日の宿題返しがあった。引き続きシンガポールまで首席交渉官が関与して論点整理を行うこととなった。

環境は、分科会で議論したら論点が十分整理できず、首席交渉官からさらに詰めるよう指示があった。

最終日は 9 時頃終了。終わった時の雰囲気は、かつてなくいい雰囲気だったようだ。シンガポールでまとめるべき残りの論点を整理しよう、首席交渉官同士よく連絡を取り合おうという話になったとのことである。

（以上）

シンガポール (2013 年 12 月)

西村副大臣ぶら下がり（閣僚会合初日の概要説明）

日時：平成 25 年 12 月 7 日（土）

場所：シンガポール

【質疑応答】

（記者）初日が終わったが、年内妥結に向けて今日一日の手応えはどうか。

（副大臣）本日午後 2 時過ぎから閣僚による全体会合があり、全体の進め方の方針を決め、4 か国ずつ 3 つのグループに分かれてテーマごとに論点を絞っていく会合を進めた。

全体会合では、私からはまず、甘利大臣へのお見舞いの言葉を多くいただいたので、甘利大臣の言葉として、急な手術、入院でシンガポールに来ることができないが、ぜひ、年内妥結に向けてみんなで努力してほしい、自分自身（甘利大臣）もその思いを持っているということ、それを私（西村副大臣）に託したということを伝え、皆さんのお気持ちにお応えした。その上で、私からは、これまでの各国の議論、様々な交渉官レベルでの積み重ねも踏まえて、年内妥結、特に高いレベルのものを作ること、日本もそれを目指してやっていきたいと申し上げた。それは単なる物品の貿易だけでなく、知的財産、政府調達、国有企業、環境など、ルールについても高いレベルのものを作ること、それは、バリで合意されたバランスの取れた 21 世紀型のものを作ることであることを私から強調し、この数日間努力しようということを申し上げた。

少数国に分かれての会合では、私は法的・制度的事項を議論するグループに入った。ここでは、全体で色々な法的なこと、物事の定義や言葉の定義など様々な事柄を含めて議論をし、私自身にとっては、役所時代を思い出すような細かい議論であった。こうしたものは日本が得意であるので、いくつか建設的な提案をし、それが午後の全体会合に報告もされた。日本としては、一定の貢献をしていると思う。

併せて、メキシコ、ニュージーランド、カナダとバイの会合を行い、個々の交渉の内容は申し上げられないが、基本的に全体会合で方向性を私も申し上げたので、そうした方向でぜひこの数日間お互い努力しようと話をした。

全体の印象として、精力的に各国とも動いており、全体会合でも意見が出された。ある意味熱意があるわけだが、隔たりはかなりあるので、夕方の全体会合において、「せっかく少人数でやるので、同じこと言いあって対立点ばかり強調しても意味がないので、それを集約して、ぜひより中間的な案になるのであればそこに集約し、どうしても無理だとしても、2 つくらいの選択肢にまとめて、明後日の会合に上げようではないか」と申し上げた。みんなの気持ちも大体そんな感じになっていると思う。ただ、集約していくのは大変難しいので、どこまで収斂できるかこれから我々も努力するし、各国がそれなりにやっていかないと、全体としてこれだけ多くの項目をまとめるのは大変だという印象を持った。

（以上）

西村副大臣ぶら下がり概要（閣僚会合2日目の概要説明）

日時：平成25年12月8日（日）

場所：シンガポール

【質疑応答】

（記者）今日1日での交渉の進展は。

（副大臣）今日は会合2日目で、朝、アメリカとバイ会談を行い、他は、シンガポールとオーストラリアとバイ会談を行った。全体では、午前中は少数国会合が行われ、私は投資の分野に参加した。基本的に日本は投資をする側であることから、投資する企業の投資の保護になるような大きな方向性でいくつかの点で意見を申し上げた。前進をしたと思うので、そういう方向でTPP全体がまとまるようにと思っている。

それから、個別の会合については、アメリカとの話は申し上げた通りで、まだかなりの隔たりがあるので、2国間の懸案を議論したが、私からはアメリカに柔軟性をぜひ示してほしいということを強く申し上げた。この後は、引き続き継続して協議をすることになっている。事務的に少しやり取りをしているが、今日はフローマン代表とは会わない。この後夕食会があるので少し話はしようと思うが、2国間は今日はできないので、明日以降の日程調整になる。まだ調整をしている。

また、シンガポール、オーストラリアとの会談では、個別の細かい内容は申し上げられないが、2国間での考え方の相違のあるところは意見交換しながら、全体として進めていこうということで一致をした。

全体会合で報告を受けたが、論点はそれなりに絞られてきつつある感じを持っている。少しずつであるが、前進をしているのだと思う。この後の夕食会も、社交の夕食会でなく、しっかり議論しようということになっているので、いくつかの論点について議論することになると思う。相当、各国とも気合を入れてやろうという雰囲気が出てきている。事務レベルの交渉を聞いても、少しずつは前進しているようなので、今晚、明日、ぜひ全体として妥結ということが言えるくらいまで行けるように努力したいと思う。

（以上）

西村副大臣ぶら下がり（閣僚会合3日目の概要説明①）

日時：平成25年12月9日（月）

場所：シンガポール

【質疑応答】

（記者）今日はどのような進展があったか。また、一部報道で輸入の特別枠を設けるとい
う譲歩をしたという話があるが、朝の日米バイ会談ではどのような協議が行われたか。

（副大臣）今日は少人数グループの会合があり、私は金融サービスの会合に出た。日本も、
海外の投資などを含めて様々な金融があるので、投資の保護の観点も含めて発言をして、
一定の進展があったと思う。

午後は全体会合で、懸案となっている知的財産をはじめとして4つの分野の議論をし
た。まだ、かなり知的財産は意見の隔たりがあるので、論点は整理されてきているが、
意見が集約されてという感じではない。それぞれの分野で、論点や対立点がより明確に
なってきたところである。

個別には、アメリカ、マレーシアと会談を行った。アメリカとは、なかなか溝は埋ま
っていない。平行線のままなので、引き続き協議を続けていくことになる。中身は申し
上げられない。お互い知恵を出してやろうということだが、隔たりは大きいものがある。
マレーシアとは、2国間の課題もいくつかあるし、今後の進め方も含めて意見交換した。

今日のこの後は夕食会で、昨日と違い簡易な食事になるようだが、その後も意見交換
をする。まだ、残りの分野がたくさんあるので、おそらく、明朝はまた8時からそれぞ
れの分野ごとに論点の整理と集約化に向けて議論していくことになる。ルールの方もまだ
対立点は多くあるので、どのようにこれから集約化していくかという点について、課題
はたくさん残っていると思う。

（以上）

西村副大臣ぶら下がり（閣僚会合 3 日目の概要説明②）

日時：平成 25 年 12 月 9 日（月）

場所：シンガポール

【冒頭発言】

ただ今、ワーキングディナーを終えてきた。ワーキングディナーでは、今晚、明日の段取りについての意見交換を行い、明日は朝 8 時から残ったテーマについて議論することとなった。明日夜にはシンガポールを発つ閣僚もいるので、明日夕方を目途に作業を進める。

今日は知的財産からいくつか議論を行ったが、かなりの論点が残っている。国有企業、政府調達等、まだ議論があると思う。論点整理をして、どこまで歩み寄れるかを一つ一つ詰めているのでかなり時間がかかる。日本は、ルールでは基本的に高いレベルを実現しており、日本企業が海外で事業展開していく上で投資、知的財産を保護していくためにも攻める分野であるので、私からも発言し、全体として日本にとってはいい方向で議論しているので日本として心配する必要はない。ただ、対立点もあるのでそれらについても日本経済にとってプラスになる規定を盛り込んでいきたい。明日は、まだ対立点は残っているので整理に主眼がおかれる。夕方を目指して一定の方向性を出すべく、とりまとめに向けて閣僚レベルだけではなく、交渉官も今日から明日にかけて相当詰めて議論をすることとなる。

（以上）

西村副大臣記者会見冒頭発言

日時：平成 25 年 12 月 10 日（火）

場所：シンガポール

先ほど共同記者会見で紙も配られていることからご存じと思うので、ポイントだけ申し上げます。4 日間、TPP 閣僚会合ということで、経済の新しいルール、それから市場アクセス、これについて集中的に議論をした。ご案内の通り少人数会合に分かれたり、昨日今日は全体会合で、一つ一つその積み上げた課題について議論をした。結論としては、実質的な進展があったということで、共同声明に書かれている通りである。論点はかなりの数あって、これを相当整理していったということである。この声明の中にも入っているが、こうした課題の潜在的なランディングゾーン、ゾーンであるので着地圏、着地点と訳しているが、一点ではなくてある程度幅をもった合意できるであろう幅、そのゾーンを一つ一つ問題を整理して特定をしていったということ。かなりの事柄が、この範囲内でなら合意できるだろう、このくらい広がったのがちょっとズーッと寄ってきたという感じだと思う。もちろんその中でまだ意見の相違はあるので、これからこれをどう縮めていくのかという作業を続けていくということが書いてある。その中では、日本にとって非常に大事な知的財産、国有企業、政府調達、こうした問題について、日本の企業がこのアジア太平洋地域で自由に活動できる、まさに貿易、投資が保護される枠組みをこの 12 か国の中でまずは作りたい。将来は、これを APEC、アジア太平洋全域に広げていくということだが、まずは野心的、包括的な協定を結ぼうという有志が集まってやっているわけなので、その中で、我々としては、そういうものを求めていくということで議論を行ってきた。一定の進展はあったと思う。これは、日本経済にとっては大きなプラスになるものと思っている。

併せて、市場アクセスは、ご存じのとおり二国間で積み上げていくという作業を進めているので、全体会合では、結果的にそんなに時間をかけて今回は行えなかった。今日のお昼から一通り現状について報告のような形で意見交換を行ったが、私からは、高いレベルのものを目指して日本も作業を行っているということを申し上げて、日米でも色々やり取りしていると、協議を続けているということを申し上げて、全体としては現状についての理解を得られたと思っている。そうした作業をこれからさらに続けていくということであり、残されたルールの課題をゾーンの中でさらに論点を整理していくということ、それから、まだゾーンも見つかっていないところもあるので、それについて議論を詰めていくということは、これから事務レベル、交渉官レベルで数週間作業を続けるということ。それを踏まえて 1 月には会合を再度開催する予定であるということが示された。まだ日程も場所も決まってないが、1 月の、数週間の作業、年末年始もあるので、普通に考えると下旬になると思うが、1 月の下旬にどこかで集まって、そこをターゲットに作業を進めようということである。

私としては年内妥結を目指して、今回、甘利大臣の代わりということで、大臣の顔を思い浮かべながら、本当に無念の気持ちでこちらに来られなかったと思うが、その思いを踏まえて、今回、何とか年内でできないかということで来たが、課題はこれだけ残っているので、その中で一定の収斂は見えてきたが、もちろん、まだまだ詰めないといけないし、

ゾーンなので、その中で意見の相違もあるが、これをこれから1月に向けて事務レベルでも作業してもらい、何とか1月に全体取りまとめの方向が出せるようにこれからもがんばっていききたいと思う。

日米は、2日目と3日目に会談を行い、相当厳しいやり取りをしたのはご紹介をしたとおり。3日目は、短い時間だが、フローマン代表と日米間の課題についてやり取りをした。その後も、会場ではずっと顔を合わせるので、色んな機会で色んな話をしながらやっている。事務的にも作業を並行してやろうということであったので、続けてきたが、今回は残念ながら、もう一度会談をセットするということには至らなかった。これには、全体のルールの話が時間を取られたので、なかなか2国間でやる時間が今日はもうなかったということもあるが、隔たりはまだあるので、これから事務的にもさらに詰めて、その上で1月に向けて協議を続けるということになる。

印象としては、今日、共同記者会見でフローマン代表が各国センシティブティがあるということも言及されたので、再三再四、譲れない部分はこうであると、国会の決議もある、党の公約もあるということで申し上げているので、一定のセンシティブティについて理解は進んだのではないかと思うが、アメリカ側の求めていることは以前と同じであるので、私としては、ぜひ柔軟性を持って対応してほしいということを再三申し上げた。この作業を、代表声明の2段落目にもフレキシビリティを持って作業を続けるとある。それぞれの国にセンシティブティがあるので、これを全体として、市場アクセスだけでなく、ルールの中にもあるので、これを全体としてどうやってまとめていくのか、お互いにそれを理解しながら柔軟性をもって対応していこうということである。もちろん、質の高いもの、包括的で高いレベルのものを目指すということなので、我々としては、高いレベルのものを目指して引き続き作業するということである。現状、ルール、市場アクセスを含めて課題が残されているので、これからも作業を続けるということである。

(以上)

シンガポール (2014 年 2 月)

澁谷審議官記者ブリーフ（1回目）

日時：平成26年2月18日（火）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

どの国も首席交渉官（CN）どうしのバイ会談を精力的に行っており、日本も16日（日）にいくつかバイの会談を行い、17日（月）も10時からのCN会合の前に2か国とのバイ会談を行った。10時からのCN会合は、個別テーマ毎の議論に入る前に1時間程度、まとめに向けて全体の議論をし、今回の閣僚会議で是非詰めていこうということで合意した。11時から、個別テーマ毎にCN+2の形式で、テーマ毎の交渉官も同席しての会合が始まった。11時から13時は労働を議論し、昼休みを挟んで14時30分から16時30分に電子商取引、16時30分から18時30分に法的制度的事項について議論した。本当は政府調達も昨日議論する予定だったが、政府調達は今日に持ち込まれ、昨日は3分野の議論を行った。また、平行して分科会も開催されており、昨日の時点では、投資、原産地規則、電子商取引、国有企業、SPS、一時的入国、法的制度的事項、知的財産、政府調達について分科会が開催された。

具体的中身について、労働は12月のシンガポールから持越しになっている紛争処理のメカニズム、労働者の基本的権利の尊重についての書きぶりについて随分議論した。当初、労働は分科会を開催する予定はなかったが、CN会合のために労働の交渉官がシンガポールに来ているので、急遽、今日分科会を行うこととなり、明日CN会合に報告することとなっている。

電子商取引については、論点が絞り込まれていてほとんど終わりが見えている状況だが、越境の電子商取引を行うために規制をかけたい途上国とそれ以外の国の間で議論が続いている。規制を最小限にしようという方向で全体が合意しているが、その書きぶりについて最後の詰めを行っている。この分野については閣僚にあげるほどのものではないということとなっているので21日までに結論がでる。

法的制度的事項については、非常に技術的な議論を行っているが、たとえば紛争処理の手続一般について、法律的な選択肢について随分議論をした。

一昨日までに17～21日のCN会合のスケジュールが配布されていたが、今日以降、スケジュールが大幅に変更され、今朝は9時から政府調達の議論が始まっており、その後CN会合は解散してバイ会談を今日一日ずっと行い、時間があればCNが集まって本来予定していたテーマについて議論することになっている。鶴岡首席も15日にシンガポール入りし、16日に4か国のCNとバイ会談を行った。17日は朝2か国、昼1か国、夜1か国行ったので、今日はそれ以外の3か

国とも予定が合えばバイ会談を行うこととなる。細かいテーマについては、全体で議論するよりも、バイで決着に向けて相手のこだわりなどを聴取して議論することは意味のあること。鶴岡首席が一日出発を早めたのも他の CN からバイ会談のオファーが多くあったからであり、これからもバイ会談を精力的に行っていく。

全体の印象としては、CN 会合はルール分野を扱うが、平行して MA チームも現地で場外の議論を行っている。バイ会談でいくつかの国と話したところ、MA とルールをセットで考えている国が多く、ルールについて自分たちに若干厳しいものとなっている代わりに、先進国に輸出を増やすために MA 分野で譲歩を引き出したいと考えている国がいる感じがした。全体会議ではなかなか本音が聞けないが、バイ会談ではそういった本音が聞ける。

USTR のカトラ一次席代表代行と大江首席交渉官代理の協議が外務省で始まっているが、今日から 20 日まで東京で議論を行い、その後も両名ともシンガポールに行き、引き続き議論を行う。新聞記事に色々と書かれているが、甘利大臣にワシントンまで行っていただき、フローマン代表とかなり議論をした結果、大江・カトラを中心とする実務者が協議をする枠組みについて一定の合意がなされた。具体的なことはなかなか言いにくいですが、実務者どうしの話し合いの仕方について合意がなされ、それを踏まえた率直な意見交換を行っている。大江代理が一部の記者さんに話されたように、一日や二日で何かまとまるというものではないので、引き続き精力的に議論をしながらシンガポール閣僚会議につなげるための努力をしている。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ（２回目）

日時：平成 26 年 2 月 19 日（水）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

2 月 18 日、CN 会合 2 日目の様子をお伝えする。2 日目の 18 日はバイが中心で日本は 3 か国とバイ会談を行い、テーマ別の議論は、政府調達と一時的入国の 2 つだけ。9 時から 10 時 30 分に政府調達の全体会合、その後バイ会談を 3 か国と行い、17 時から 18 時 30 分までは一時的入国の議論を行って昨日は終了した。

政府調達は初日から分野別の分科会を開いているので、細かいテキストの話は分科会で議論して、その結果を木曜日に CN 会合に報告することとなっている。政府調達は、テキストがほとんどまとまっている。政府調達に限らず、ルールを定めるテキストと MA の部分が平行して交渉されているが、政府調達でも個別国の政府調達ルールをどの範囲まで広げるかといった個別の MA の交渉がされている。CN 会合では各国オファーの状況についてそれぞれの国から説明や他国に対する要求についてが CN から説明された。日本は政府調達の MA については、12 か国の中では一番開けているので、他国にリクエストをたくさん出しているという状況。各国のオファーは、改善されているが、引き続き議論が必要な状況。午前中はその後、閣僚会議のアレンジのためのロジ的な議論が行われたようだが、バイの議論を多く行おうという雰囲気になっている。

夕方に一時的入国についての議論を行ったが、一時的入国は、ビジネスマンが短期的に出張で他国に滞在する時や何年か駐在する時に必要な入国手続きやビザについての要件を緩和するといったことが議論されているが、こういった事項に関するテキストの書きぶりの他、各国のビザの要件など広義の MA についての議論が行われている。日本が参加する前から、日本で外国人が弁護士として活動するためには米国の弁護士資格があれば十分といった資格の相互承認が議論されているかどうか、また単純労働者が多く流入するのではないかと多くの方が心配していたが、そういった議論はされていない。投資・サービスを促進するためにはビジネスマンの出張や駐在が必要なため、投資やサービスの市場開放の延長で議論されている。ちなみに、我が国の TPP 域内の駐在員は約 7 万人いると言われており、その 7 万人の駐在員が仕事をしやすくすることが交渉の目的。この分野は日本にとって攻めどころと言われている。この分野のテキストについての議論は終わっており、個別の国の手続き簡素化についてリクエスト・オファーのやりとりがされている。

政府調達も一時的入国も広い意味での MA であって、まだリクエスト・オファーの交換が引き続き行われている。MA で残されているのは日米の農産品に関す

る議論だけではない。どこの国とは言えないが、ある国はオファーの水準がよくないため、他の国から糾弾されているといったことも聞いており、この分野の日本のオファーは12か国の中では一番レベルが高いものだと自負している。

今日でバイ会談は全ての国で行ったこととなり、昨日までにある国とは2回バイ会談を行っているので既に2順目となっている国もある。鶴岡首席が他の国とバイで閣僚会議に向けた全体の状況をどう見るか議論しているが、どの国も政治的に必要な課題、12人の閣僚が揃わないと答えがでない課題についてはシンガポールで答えを出すというのが、各CNの共通認識となっているようだ。

昨日、一昨日とCN会合と並行して分科会が行われているが、本日から金融サービス、繊維、環境、NCM（不適合措置）、物品MAテキストの分科会が始まる。物品のMAについては、昨日、一昨日と米国以外の国と物品MAに関するバイの交渉を行っている。

今日は朝9時からSPSからスタートして、4つくらいのテーマについて22時まで会議が予定されている。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ（3回目）

日時：平成 26 年 2 月 20 日（木）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

2 月 19 日水曜日のシンガポールでの CN 会合だが、朝 9 時から SPS の議論が始まった。SPS はほとんど終わりかけているが、残された課題としてルールの実効性を確保する仕組みがある。いくつか提案があったが、かなりテクニカルな内容であり、CN が分科会に差し戻し、分かりやすい説明を求めた。今日、もう一度議論することになった。論点はほとんどそれに収斂しているようだ。

その後、初日に議論した電子商取引の分科会のチームが入ってきて、途中経過を報告した。テクニカルな 2 つの論点が合意できていなかったが、合意に至ったと報告があった。残るのは 1 つか 2 つの論点であるという報告があった。クロードまで秒読みの状況である。

全体の進め方について、突っ込んだ議論があった模様。CN 会合の進め方も含めて議論あった。ダイレクトに申し上げにくい、ルールだけでなく、サービスも含めた広い意味でのマーケットアクセスもちゃんと議論しようという話。全体を見ないと判断できないという指摘がかなり多くの国からあったようだ。報告を受けていないが、今日のスケジュールが当初の予定から大幅に変わっているはず。

昨日の午後は、NCM のパイ。

夕方から、2 つのテーマで議論した。一つは原産地規則。議長国の交渉官から、現状の説明があった。要約すると、非常にスローペースであるということ。共通ルールについては、テクニカルな部分を除いて、だいたい合意されているが、現在の作業は、ほとんどが、PSR（Product Specific Rule）という品目ごとの原産地のルールを決めるというもの。数千品目の半分は終わっているが、かなりの品目が未解決であるので、結構な量が残されている状態。その中で特に壁にぶつかっているものが紹介された。だいたい、マーケットアクセスの方で難航しているものが、原産地規則でも進まない傾向がある。センシティブな農産物もその中に入っているが、数でいうと、農産物より鉱工業品、これは他の国同士の中でセンシティブになっているようだが、こちらの方が多いようだ。これについて、非常に数が多く、進まない、ので、原産地規則の分科会議長からは、閣僚からガイダンスを求めたいとの訴えがあったようだ。関税撤廃交渉の方で関税を譲る代わりに、原産地規則を厳しくするという対応をしている国もある。原産地規則は本来中立であるべき、との懸念を示す議論もあった。どの EPA でも、大詰めになると同じような光景が繰り返されている。原産地規則は最後に

議論が本格化するのが定番であり、原産地規則が盛り上がっているのは、終盤に近いのかなという気もしないでもない。

金融サービスの議論はテクニカルで難しいが、EPA では、金融サービスの特出しせず、投資章に入れ込んでいるものもある。特出しすると、投資家が、投資章の原則が金融サービスに当てはまるのか、いちいち検証しないといけない。この点が、まだ議論として残っている。今日は、現在も議論が続いているようだ。

(以上)

甘利大臣によるぶら下がり（初日の概要）

日時：2014年2月22日（土）

場所：シンガポール

【冒頭発言】

全体会合では、今回のシンガポール会合で大きな成果を実現させるためにこれまで遅れていた二国間の物品以外を含むマーケットアクセス交渉を進展させることが重要だということで認識が一致した。

私からは、各国がそれぞれ国内的に困難を抱えているが、各国がお互いに歩み寄らないと妥結はできない、高い野心を目指しながら交渉全体のバランス確保が重要だと言った。オリンピックになぞらえて、金メダルを取る国が出ることは決してよいことではない、皆が入賞することが大事だと話した。

二国間会合が大事だということで、早くそちらの時間をとるために全体会合を30分切り上げてすぐに二国間に移ろうということになった。今日は、マレーシア、ベトナム、豪州、ブルネイ、シンガポール、米国とバイ会談を行った。各国との二国間会合を通じて各国とも困難を抱えているが、各国とも柔軟に対応し、大きな方向性を見出していこうということだった。日米については、フロマン代表と大変厳しい交渉を行ったが、双方の立場の差は埋まっていない。交渉を継続することになった。

（以上）

甘利大臣によるぶら下がり（２日目の概要）

日時：2014 年 2 月 23 日（日）

場所：シンガポール

【冒頭発言】

本日は TPP 閣僚会合 2 日目。分野別に残された課題の解決をめざし、午前中に SPS、投資、金融サービス、法的制度的事項、午後に国有企業、電子商取引について議論を行った。技術的な論点が残る分野については、鶴岡首席交渉官に参加させ、自分は政治的な課題が残る国有企業、電子商取引の議論に出席した。ルールの面では、日本は TPP 各国の中で最も自由度が高く、各国の事情には配慮しつつ TPP が目指す高い水準を達成することを目指して議論を行った。本日の議論を通じてルール分野については一定の進展が見られたと思う。例えば、自分が出席した国有企業の議論については、各国間で大きな対立があったが、これまでの議論を通じて一定の方向性が見られた。本日は全体会合の他、カナダ、ペルー、NZ、メキシコとバイ会談を行った。国によって濃淡はあるが、二国間の懸案の解決に向けて各国と有意義な協議を行うことができた。物品 MA については、日本のみならず各国も交渉が終わっていないと聞いている。我が国は米国以外とも精力的に市場アクセス交渉を行っており、早期に成果を上げられるよう引き続き努力をしていく。明日も引き続き閣僚による全体会合が行われ、残された課題の解決に向け議論を続けていく。また、必要に応じて二国間の会合も継続して行っていく。

（以上）

甘利大臣によるぶら下がり（３日目の概要）

日時：2014年2月24日（月）

場所：シンガポール

甘利大臣：本日は TPP 閣僚会合の 3 日目が開催された。本日も、分野別に残された課題の解決を目指し、午前は物品を含む市場アクセス、午後は原産地規則、貿易円滑化、知的財産について議論を行った。私は、市場アクセスと知的財産の議論に参加した。物品市場アクセスについては引き続き二国間で精力的に交渉を行っていくことで一致した。その他の市場アクセスについてはさらなる改善を図っていくこととなった。私からは市場アクセスは物品に限定されるものではなく、サービス、投資、金融サービス、政府調達、一時的入国といった他の市場アクセスとも全体のバランスの中で高い水準を達成することが重要である旨主張した。知的財産については残された論点の整理が進み、一定の進展が得られた。また、本日、全体会合の後にフロマン米国通商代表と二回目のバイ会談を行った。日米間の主張には、依然隔たりが残っている。引き続き、事務レベルで間合いを詰める作業を継続することで一致した。明日で閣僚会合は最終日を迎える。引き続き残された課題について解決に向けた議論を行い、閣僚で集まった成果が出るように努めたい。

（以上）

TPP 閣僚会合終了後の甘利大臣記者会見の概要

日時：2014 年 2 月 25 日（火）

場所：シンガポール

【冒頭発言】

先ほど TPP 閣僚会合が終了した。4 日間にわたる閣僚会合を通じ、各分野に残された困難な課題について閣僚間で真摯な交渉を行った。12 月の閣僚会合で示された「着地点」の多くについて政治的な判断を下し、課題の解決へ向け交渉官へ指示を出した。

ルール分野では多くの分野で相当の進展があり、これまで難しい課題が残されていた分野についても大きな進展があった。また、交渉官に対し解決へ向けた具体的指示が出された。

また、市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じて物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般にわたって精力的に交渉を進めた。

我が国も、すべての交渉参加国と二国間の市場アクセス交渉を誠実にやり、いくつかの国と実質的な協議を進展させた。引き続きすべての参加国と交渉を継続する。相互に満足でき、TPP が目指す包括的でバランスのとれた合意を達成できるよう最大限努力したい。

農産品のいわゆる「重要 5 品目」については、一連のバイ会談や全体会合の場で、我が国には衆参農水委員会の決議があり、センシティブティがあることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。

また、TPP は、モノの関税撤廃だけではなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国といった市場アクセス全般、更にはルール分野も含めた幅広い交渉であり、交渉分野全体で、包括的でバランスのとれた合意を目指すべきだという我が国の考え方を繰り返し強調した。

日米についてはフロマン代表と閣僚レベルで 2 回、協議を行い、その間、事務レベルでも折衝を続けた。双方の立場にはまだ隔たりがあるが、私とフロマン代表との会談を通じて、議論が深まったと思う。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続けさせる。

4 日間にわたる全体会合、バイ会談を通じて、各国が抱える政治的困難に配慮しながら、アジア大洋地域に 21 世紀型の新しい経済統合協定を共に作ってこう、という共通の機運と信頼関係が醸成されたと考えている。交渉は最終局面が一番難しいが、交渉全体に方向感が出てきたと思う。

（以上）

日米閣僚協議
(2014 年 4 月)

甘利大臣による記者会見：日米閣僚協議（東京）の結果概要

日時：2014 年 4 月 10 日（木）

場所：内閣府

【冒頭発言】

昨日の朝から先ほどまで二日間にわたり、時間になると述べ 18 時間、フローマン USTR 代表との間で日米間の残された課題について集中的に交渉を行った。一対一の話し合いも含め、日米双方の立場や事情について率直に意見交換ができたと思う。一定の進展はあったが、まだ相当の距離感はある。安倍総理、それからオバマ大統領からそれぞれ交渉を加速するようにと指示を受けているので、引き続き交渉を続けていく。

（以上）

甘利大臣による記者会見：日米閣僚協議（ワシントン）の結果概要

日時：2014年4月18日（金）11:00～11:05（現地時間）

場所：米国ワシントン

大臣：この2日間、相当突っ込んだ話し合いをした。一定の前進はあったが、まだ距離は相当ある。今後整理すべき項目について、双方、事務方に指示をしたところ。

記者：週明け、首脳会談までのスケジュールについて、決まったことはあるか。

大臣：月曜に、米国側事務方のカトラー、ベッター両氏が来日する。そこで、当方大江、森両大使を中心に協議を続行するということになる。

記者：フロマン自身と首脳会談前に会う可能性はないのか。

大臣：フロマン代表はおそらく大統領に同行して来日するのではないか。

記者：そうすると大臣との協議というものは首脳会談前には予定されていないのか。

大臣：特に予定は現時点ではしていない。

記者：一定の進展があったとのことだが、今日の2時間の協議で何か進展があったか。

大臣：主張がぶつかり合ってきた。そこで、打開すべく、道を探るべく渡航した。それを含めて、一定の前進をしたと理解している。ただ勿論、まだ相当の距離はある。

記者：今回の協議で目指していたような十分な成果が得られなかった最大の要因は何か。

大臣：それぞれ国内事情を抱えている。日米の国内事情がぶつかり合っている。

記者：24日までに5品目の扱いが定まる可能性はあるか。

大臣：まだ相当距離はある。そこで、今後整理すべき項目について双方指示をした。その協議の具合を見守りたい。

記者：まだ相当距離がある中で、首脳会談まで日がないが、どのように協議を進めていくのか。

大臣：まだ月曜、火曜と協議が行われる。距離感が広がっているか、縮まっているかといえば、縮まっているとは言える。

記者：5項目の関税についても焦点になったと思うが、何か一つ合意に近づいたものはあるか。

大臣：合意に至ったものはまだない。

記者：森大使と大江代理も今回のDCでの協議は終了したのか。

大臣：そうだ。

記者：安倍総理への報告はいつ行うのか。

大臣：到着後、できるだけ早くと考えている。

（以上）

甘利大臣による記者会見：日米閣僚協議（東京）の結果概要

日時：2014 年 4 月 25 日（金）

場所：内閣府

【冒頭発言】

昨日の日米首脳会談で両首脳から今回の首脳会談を一つの節目として、日米間の懸案を解決をすべく、閣僚間で精力的かつ真摯な交渉を継続するよう指示があった。これを受けて、私と USTR フロマン代表は昨日の午後、閣僚同士で再度協議を行い、そして昨晩は事務方で終夜の作業を続けてきた。首脳会談と閣僚同士の協議を通じて、日米間の重要な懸案について道筋を確認した。今後、日米が協力して TPP を早期妥結へ導くことが重要であり、他の参加国との協議を日米が連携して加速をしていく。

（以上）

ホーチミン
(2014 年 5 月)

澁谷審議官記者ブリーフ（１回目）

日時：平成 26 年 5 月 13 日（火）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

シンガポール閣僚会合について、シンガポール政府から発表された。また、リム大臣から甘利大臣宛での正式な招待状をいただいたので閣僚会合の開催が正式に決定された。後程、シンガポールにおける取材登録について事務的にご連絡するので、シンガポールで取材をされる方があればご登録をお願いしたい。

昨日から始まっている首席交渉官会合は現地時間 9 時 45 分から開始された。初めは、オープニングセッションとして特定のチャプターではない今後の進め方についての議論を行い、10 分の休憩を挟んで 11 時 15 分から労働の議論を行った。当初、労働は 1 時間程度で終わる予定が 4 時間程度かかり、13 時 25 分からのランチブレイク、14 時 45 分に再開して 16 時頃まで議論を行った。その後はリーガル（法的制度的事項）の議論。リーガルの担当官は、労働の議論がすぐ終わると思って外でずっと待っていたが全然終わらなかったようだ。リーガルも 1 時間程度で終わるはずが 19 時までかかった。昨日はそれで終り。昨日の午後、SPS の議論もする予定だったが、それができなかったのもので今朝は SPS から議論が始まったと聞いている。

全体会議では、ある国から、ホーチミンではルールの議論もするが並行して MA の交渉も進めようとの提案があった。MA はテキストの議論もあるので、各国とも MA の交渉官はベトナムに行っている。各国とも MA の議論、NCM も含めて、広い意味での MA の議論をバイで進めてくれという話があったようだ。日本も複数の国とバイ協定を始めている。ただし、大江大使もベトナムに行っていないし、大江大使のカウンターパートもベトナムに行っていないので、大江大使がこれまでやってきた日米の事務協定は行われぬ。それ以外の国との MA の交渉は物品のみならずサービスも含めて精力的に行おうとオープニングセッションで確認された。

労働やリーガルは閣僚会議に上げないような細かい話が多いが、労働だけでも 5 つくらい課題が残っていた。労働も含めて、ある国が中心になってパッケージ案を作成し、事前に各国に配布していたが、このパッケージ案とは、最終的な着地案のようなもの。労働やリーガルのような大臣に上げなくてもよさそうな課題について事務的な決着案が書かれたものであり、今日の新聞にあった知的財産や国有企業のような難航分野については作られていない。昨日はその着地案をベースに、労働については残された 5 つほどの論点について議論をしたようだ。どういう論点かはお話しにくいですが、例えば強制労働のようなもので

作られた物品の取り扱いなど、いかにも 21 世紀型の論点について議論がされた。紛争処理（リーガルの一種）の扱いについて労働でも議論されているとのこと。リーガルは、チャプター横断的な技術的な論点が多いが、各チャプターにまたがっている紛争処理の取り扱いについて、共通の取り扱いができないかリーガルで議論している。それ以外は非常に技術的な論点。これもどこかの国が中心になってまとめたパッケージ案をベースに議論されている。リーガルも労働も結論が出たわけではないが、鶴岡首席は、論点ごとに、いつまで細かい論点についてこだわるのかと問題提起し、議論の方向性としては収斂に向かっているが、全体の物品などが見えていないのでまだ閉めようとは誰も言い出していない。

今日、知的財産分野分野についての記事があったが、知的財産は難航している分野なので記事の内容は事実と反する気がする。

今日は SPS から議論が始まったが、まだ全体の報告を受けていない。前回と同様、易しい分野から議論を始めて、後ろになればなるほど難しいものが議論される。国有企業と知的財産は最終日に予定されている。この 2 つが今のところ一番合意から遠い状況だということ。11 日に鶴岡首席交渉官は 5 か国ほどの首席交渉官とバイの意見交換をした。日米首脳会談の際の大きな進展があったということについて報告を行ったとのこと。あとは、各国の首席交渉官と今後の見通しについて率直な意見交換をした。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ（２回目）

日時：平成 26 年 5 月 14 日（水）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

5 月 13 日（2 日目）の首席交渉官会合の様子を説明する。昨日は現地時間朝 9 時から 1 時間目が SPS、10 時 30 に終わってブレークを挟んで 10 時 45 分から 12 時 15 分まで 2 時間目は投資とサービスのパッケージ。投資のテキストとサービス関係のテキストは共通している論点が多い。昨日、ある国が、事務的に解決できそうな論点集をまとめたと言ったが、投資とサービスに係る論点集をベースに議論した。概念上は政府調達も広い意味でのサービスとしてこの中に入る。14 時 40 分に再開し、物品のテキストの議論を 16 時まで。その後、原産地規則を少し議論して、知的財産のチェックインを 18 時 40 分まで行った。知的財産は最終日に議論する予定だが、予告編として今どんなことを議論しているかの現状報告があった。

午前中の SPS は、もともと大きな論点があまり残っていない。しかし、昨日も労働についてそのように申し上げ、ただまだどの国も最終了解していないので、まさか「労働は合意へ」と書かないでしょうねと話したが、今日ある新聞が「労働は合意へ」と書いた。労働も含めて、仮に何年か経って今回の議事録が公開されても、その議事録を形式的に見ただけでは誰も合意に向かっているとは思わないと思う。こういう交渉では最後の最後までカードは切らない。たいしたことないような論点でも、いざというときの交渉材料に使えるようにカードとして持っておく。皆さんがよくおっしゃる「部分合意」とか「まだら合意」というものは TPP にはない。少なくとも、いま残っているものは全部パッケージという発想なので、労働だろうと SPS であろうと、最後の最後までブラケットは外れない。ブラケットがついている以上、「合意」と書けば「誤報」ということになる。SPS については、大きく言うと 2 つ、細かく言うと 10 に満たないくらい論点があるが、それを全部ざっと流したが、何一つとしてブラケットが取れたものはない。こう聞くと表面的には全然進展していないということになる。しかし、全体の雰囲気はどうかというと、国の利害をかけて反対しているというより、まだカードを切るタイミングではないということで、流している状況のような気がする。なので、最終の一步手前という感じもする。

SPS は昨日も自民党の「国益を守る会」で話題に出たが、我が国の制度を変えなければいけないような議論はされていないと申し上げた。今残っている論点は技術的な話で我が国の制度とは関係ない話なので、そういった意味でも心配する必要はないのではないかと。

サービスと投資のパッケージについて、日本がいくつか主張していた点があったが、昨日、鶴岡首席がそこはけりをつけようと言って解決されたようだ。それ以外の論点

については SPS と同様、論点の確認をしたということ。投資チャプターの中身としては ISDS もこの中に入るが、事務的に整理する論点集には難しい論点が入っていないので、ISDS の議論をガンガン進めたという感じではない。

午後の物品のテキストについては、細かい話が色々あり、仮に詳細にお話したとしてもよくわからないと思われる論点が多かったと思う。原産地規則について、いわゆるテキストの部分と PSR (Product Specific Rules) という個別品目毎のルール決めがあるが、後者はまだ千品目以上残っている。ただ、これはどんな経済連携協定でも物品が整理できないとまとまらないのでいつも最後に回されるのでやむを得ない。昨日は PSR 頑張っただけという話があったと聞いている。

最後に、知的財産のチェックインだが、チェックインなので状況報告。議長国から現状の報告があり、来週の閣僚会合でどんなペーパーを出すか、現在のステータスについて報告をするということなので、ステータスレポートのようなものを来週の閣僚会合に向けて準備することと、政治的な判断を求めるためにどの程度の作業が必要なのかを整理するワーキングプランを作るという報告があり、ステータスレポートとワーキングプランを含めて、明日、首席交渉官会議にカムバックするということになる。そういう状況なので、政治的な判断を求めるために事務的な作業をどの程度しなければならぬか、ワーキングプランを作るというくらいだから、最終合意に向けた作業のスケジュールは数日というレンジではないのではないか。昨日、今日報道されているような「もう間もなく合意」という感じではない。ただ、それ以前の状況に比べると相当な前進だとは思いますが、皆さん、見出しを書くときにはぜひ注意していただかないと。日本の新聞は各国が見ているのでご留意願いたい。ちなみに、著作権について日本が 70 年でよいと言った事実は全くない。

シンガポールの閣僚会合の進め方についての議論もあった。19 日午前集まって全体会合で午後はバイ会談といういつものパターンということになったようだ。20 日、何時まで続くかはまた追って決まるとのこと。火曜日の夕方、何らかのプレス対応をする方向で考えているようだがその形態はまだこれから。午前中の全体会合は確定ではないが、10 時過ぎから始めるのではないかと。ホーチミンの首席交渉官会合の報告から始まると思うが、それがどのくらいかかるか。シンガポール閣僚会合の全体像がわかってきたので、甘利大臣もバイ会談のスケジュール調整を始めたところ。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ（3回目）

日時：平成 26 年 5 月 15 日（木）

場所：内閣府

【冒頭発言】

14 日水曜日分であるが、朝、9 時半過ぎに始まり、10 時 50 分頃まで繊維、テキスタイルについての議論があった。繊維については、12、13 日と分科会を行っており、その結果を首席交渉官に報告という形のようなのだ。中身を詳しくお話しするのは難しいが、繊維については、もともと原産地規則の議論で、繊維製品の取扱いについて大きな対立があったことから、議論がずっと停滞していたということで、繊維だけに特化した分科会を作って、主として原産地規則の話をずっとやってきた。思い起こせば、日本が初めて交渉に参加した昨年のマレーシアの交渉会合の時に、繊維を分けるか否かという話をしていたような感じがするが、8 月のブルネイ会合の時には繊維の分科会があり、専属でずっと議論していたが、結論がなかなか出ないという状況だったようだ。昨日の時点で結論が出ているわけではないが、昨日も話をしたが、原産地規則というのは非常に時間がかかる分野。とはいえ、繊維は特別の分科会を作っても結論が出ないのはいかなるものかということで、首席交渉官の方から、そろそろまとめにかかれという指示が出たということである。繊維の分科会は原産地規則だけでなく、税関協力であるとか、一部マーケットアクセスも含めて繊維製品に関わる諸々のこと全部をやっている。要は、原産地のルール作りが中々決まらないので、そこから先の議論、税関の具体的技術的な話を含めて全然進まないということがあり、繊維の原産地のルール決めは、そろそろ結論を出せというような指示が下りたということである。

その後、当初予定されていた時間割が全く変更され、昨日は環境などをやる予定が飛んでしまい、11 時から 12 時 40 分まで、分野担当の交渉官を入れずに、首席交渉官プラスノートテイカーくらいだけで議論をした。月曜日と火曜日にやった議論のおさらいである。月曜日と火曜日は、労働など色々議論したが、中々お互いにカードを握りしめて埒が明かないので、月曜日と火曜日に議論した中身について思い切って整理をしましょうということで、事務的に決着済み又はそれに近いとする論点、引き続き議論しないといけない論点、閣僚の政治判断が必要な論点と 3 つに分類した。月曜日と火曜日には、それ以外の課題も議論したようだが、各分野の諸論点について、3 分類のどれにあてはまるか整理をしたということのようだ。済みだとされた論点は事務的な話が多いが、未解決の問題のうち、閣僚に上げるまでもない論点というのは、論点ごとに担当を決めて、担当の国が責任を持ってその論点については終わらせる、という割り振りをして決めようという話である。閣僚に上げる論点、こちらの方が多いが、これはこれで整理をした。そういう整理をして、12 時 40 分で首席交渉官会合は終え、あとは各国バイの会談をした。

本日最終日は、まだ報告を受けていない。全体会合は終わったようだが、首席交渉官同士のバイの会談を延々とやっているようだ。これについては、予定通りに明日ご報告をしたい。

それから、並行してマーケットアクセスの二国間の協議を行っているわけだが、12日は、日本は3カ国とマーケットアクセスのバイ交渉をやった。13日も3カ国、14日は2カ国、今日は4カ国とやっており、まだやっている最中である。ただし、今日は、4カ国のうち2カ国は2回目である。12日にやった3カ国のうち2カ国と2回目の協議を今日やっている。のべ3足す3足す2足す2なので、10カ国とマーケットアクセスの協議をしたことになる。マーケットアクセスについては、中身を申し上げにくいところがあるが、アメリカ以外の国とも、2月のシンガポールの頃から事務的な協議をずっとやっている国がいくつかある。一方、事務的な協議が本格的に今週始まったという国もいくつかある。ちなみに、10カ国の中にはアメリカも入っている。日米の協議はやらないと申し上げたが、大江・カトラールレベルのいわゆる重要品目からのセンシティブな協議はやらないということ。事務方同士の会合であるので、また、アメリカも重要品目以外の案件も当然あるので、事務的に処理できるものについて、アメリカと協議したということ。昨日申し上げたが、来週19、20日と閣僚会合があり、初日の午後からバイ会談を精力的にやり、その後、2日目の昼前頃からまた全体会合に入り、午後のどこかでプレスカンファレンスを多分することになると思う。

シンガポールにおける甘利大臣のバイ会談のアポイントは昨日から取り始めており、まだ埋まっていないが、いくつか既に決まったものがある。

シンガポールの閣僚会合におけるプレス対応等については、最終日のご説明をするときと併せてお話ししたいと思うが、結論から言うと、前回とほぼ同じような流れになるのではないかと。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ（４回目）

日時：平成 26 年 5 月 16 日（金）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

15 日は首席交渉官会合の最終日であり、9 時から 13 時頃までやって解散した。解散の後は、例によって首席交渉官同士のバイの会談を行った。鶴岡首席交渉官は 5 か国の首席交渉官とバイ会談を行った。

昨日は、最初は金融サービスを行い、サクッと終わった。初日の SPS や労働と同じで、事務的に片付くもの、事務的だが議論が必要なもの、政治的な判断が必要なものと論点を 3 つに分ける作業をし、事務的に処理できそうなものは、ほぼ片付けたという状況にするという整理をした。その後、国有企業と知的財産の交渉チームが呼ばれ、それぞれ状況を聞いた。閣僚会合では、バリでも同じようなことやったが、現状と論点等を書いたステータスレポートを出し、そのテーマの議長国が報告をするということが、19 日の閣僚会合で想定される。国有企業と知的財産のチームからは、ものはまだできていないが、その準備状況等について説明があったようだ。また、環境のチームも呼ぼうとしたが、つかまらず、ヒアリングできなかったようだ。結論を言うと、シンガポールでは、現時点でのいわゆる難航 3 分野である国有企業、知的財産、環境については、閣僚会合でステータスレポートの説明がなされる、これがチェックインだという整理がされた。この 3 分野以外は、恐らく、分野毎でなく、全部まとめて 3 つのグループに分けた論点整理をされ、報告されるのではないかと聞いている。

昨日は、この他、首席交渉官同士でバイの会談があった。11、12 日にもバイ会談をやったが、それは今後の進め方などの意見交換だったようだ。昨日話したように、ほとんどの国とマーケットアクセスの事務方による交渉が続いているので、その進捗状況を鶴岡首席交渉官と他国の首席交渉官との間で確認し合ったという。マーケットアクセスの話が中心だったと聞いている。

ホーチミンでの首席交渉官会合は昨日で終わりだが、本日以降も、ワーキンググループが継続している。今日は、知的財産と投資・サービスの NCM、国有企業、原産地規則、マーケットアクセスのテキストのワーキンググループがある。明日は、投資・サービスの NCM と原産地規則である。これは、18 日もやるようだ。環境は昨日でワーキンググループが終わっているので、今日は恐らく、ステータスレポートなどを非公式にそれぞれの首席交渉官とシェアしているのではないかと聞いている。

首席交渉官会合を振り返ると、来週のチェックインにふさわしく、難航分野とそれよりは比較的まとまりつつある分野を分け、それぞれの形態で現状報告がなされるということだと思う。

シンガポール閣僚会合は、初日の午後はバイ会談にあてて、全部はスケジュール

が決めきれていない。直前までお互いの都合が流動的なので、日曜まで各国と調整を取り続けるだろう。2 日目のプレスカンファレンスの連絡はまだ来ていない。多分午後になるだろうということは、メディアへの案内にも書いてあったが、そういうことだろう。

(以上)

シンガポール
(2014 年 5 月)

TPP 閣僚会合終了後の甘利大臣記者会見の冒頭発言

日時：平成 26 年 5 月 20 日（火）

場所：シンガポール

先ほど TPP 閣僚会合が終了した。今回の閣僚会合は、先日の日米協議の進展を踏まえ、各国間の二国間交渉を加速するとともに、閣僚間で交渉全体の進捗を評価することを狙いとして開催された。その目的は達成できたものと考えている。

市場アクセスについては、先月のオバマ大統領と安倍総理の協議を通じ日米の懸案の解決へ向けて道筋が特定された。それを受け、各国との二国間交渉が本格的に始まった。閣僚レベルで基本的方向性を共有できたことが大きな成果だと思っている。この成果を受け、今後、各国との二国間交渉をさらに加速させたい。

私とフロマン代表の会談においては、日米間の懸案の解決に向けて事務レベルで引き続きしっかりと折衝を続けることで合意し、さっそく今回の会合中に事務レベルの折衝が精力的に行われた。東京での会合以降、事務レベル交渉が止まっていた。それが今回の閣僚会合の期間中に再開され、精力的に折衝を行った。このシンガポールでの協議の続きを、来週木曜日に大江首席交渉官代理が訪米し、カトラー氏と行うことが決まっている。

全体会合では、市場アクセスだけでなく、ルール分野を含め交渉全体について現状を評価し、今後の進め方について閣僚間で共通認識を持つことができた。

交渉は最終局面にある。交渉妥結のためには、交渉官に明確なマンデートを与えて交渉に当たらせ、真に政治的決断が必要な困難な論点を絞り込むことが今後の大きな課題だ。

（以上）

オタワ
(2014 年 7 月)

澁谷審議官による記者ブリーフ（１回目）

日時：2014 年 7 月 5 日（土）

場所：オタワ

【冒頭発言】

オタワの TPP 交渉会合は 3 日から原産地規則の分科会が行われているが、首席交渉官会合は、本日 14 時から開始され、18 時 30 分ごろに終わった。冒頭、全体を早く取りまとめようという話が少しあり、その後すぐ中身に入った。

今日取り上げたのは、労働と法的制度的事項。

まず労働に関し、今日は 3 つの主要な論点について 16 時 30 分までかなり時間をかけて議論をした。3 点のうち、一番議論になったのは、紛争処理に行く手前の協議メカニズム。今日かなり議論が煮詰まってきて、引き続き今夜、分科会で議論して、早く詰めるよう指示があった。もう一つの論点は強制労働等により作られたモノの取引を抑制するためのルール化について。これはなるべくオタワで解決しようということになった。

法的制度的事項は各分野の総論のようなものであるため、論点の数は多くあるが、大きな論点は 3 つ。その 3 つの論点について、今日議論を煮詰め、それ以外の論点については明日の朝、議論する。公務員の腐敗防止は大きな一つのテーマ。収賄防止等の制度が確立されている日本にはあまり関係ないが、そういった制度が確立されていない国について、細かい 10 を超える論点があるのでこれからそれを議論する。紛争処理についてもこの分科会で扱っている。

明日の首席交渉官会合は法的制度的事項の続きと SPS を議論し、午後は物品のテキストを扱う予定。分科会は今日までは原産地規則だけだったが、法的制度的事項も今夜から開始されるのではないかと。明日はそれに加えて知的財産、投資の分科会が始まる。

バイ会談について、今日の午前中は、鶴岡首席交渉官は 4 か国の首席交渉官とバイの会談を行い、もう 1 か国は夕食を兼ねてこれから行う。MA について、いくつかの国とは首席交渉官の間でも議論しているが、ほとんどの国とは今後のスケジュール感の議論が中心となっている。今日は MA の事務方の議論は行われておらず、明日は 3 か国と事務方の協議をすることで調整している。

（以上）

澁谷審議官による記者ブリーフ（２回目）

日時：2014 年 7 月 6 日（日）

場所：オタワ

【冒頭発言】

CN 会合 2 日目は、午前中は 9 時 30 分から 12 時過ぎまで、昼休みを挟んで 14 時過ぎから 18 時 30 分まで行われた。9 時 30 分から 10 時までは、法的制度的事項について昨日議論した論点以外の論点について分科会での議論の様子を確認し、その後、閣僚に上げるべき論点以外の論点はオタワで煮詰めようとして分科会が 10 時から 18 時 30 分まで行われた。

10 時から 18 時 30 分までは SPS の議論をした。SPS は、日本が TPP に入る前に色々な方が食の安全が脅かされるのではないかと心配をしていたが、WTO 協定上、既存の SPS 協定があるので基本的にその枠組みを踏襲するとして議論が進んでおり、TPP が発効することにより、我が国の食の安全への対応を急に变える必要があるようにはなっていない。この分野で大きな論点になっているのは、SPS の課題に対処するために紛争処理より緩やかなお互いに協力するような対話の仕組みを導入できないかという点であり、この対話の仕組みが TPP に盛り込まれれば WTO プラスとなる。その他、透明性確保など細かい論点を含めると 10 くらいの論点が残っているが、技術的な文言調整の段階に入っており、オタワにいる間に SPS について、議論をほぼ収束させる方向に持っていきたいという 12 か国の意志を感じている。

明日は 9 時 30 分に CN 会合を開始し、30 分程度原産地規則を議論する。その後、10 時から法的制度的事項の分科会の様子を聞くことになっている。

今日から投資、知的財産の分科会が始まっている。投資の分科会も ISDS のような閣僚に上げなければいけない論点以外の論点をなるべくここで詰めようと議論している。知的財産は閣僚に上げるべき論点が多くあるが、今閣僚に上げるべきとしている論点の中でも細かい論点が多くあるので、その細かい論点は事務的に詰めることが可能であれば、事務的に詰めようとしている。また、閣僚に上げる以外の論点についてもできるだけ詰めようとして今日から議論を始めている。

MA テキストは明日の午後 CN が議論するが、今日も CN と事務方と合わせて MA の議論は 3 か国と行った。

明日以降も、閣僚に上げずに事務的に処理できるものを収束させるべく、12 か国が共通の思いを持って努力している。

（以上）

澁谷審議官による記者ブリーフィング（3回目）

日時：2014年7月7日（月）

場所：オタワ

【冒頭発言】

原産地規則と法的制度的事項の分科会が9時から10時まで行われ、その後、10時から12時まで首席交渉官会合において法的制度的事項が議論された。法的制度的事項は、初日と昨日議論しているが、TPP 協定全体を通じて用語の定義規定の書きぶりを決めなければいけないのでなかなかまとまらない。たたき台ができていない細かい論点について、首席交渉官で整理をしたが、まだ議論が終わっていない。オタワでケリを付けるものと、他の条約と比較するなどテクニカルに精査が必要なものと分けて、首席交渉官同士で項目ごとの期限を整理し、いつまでに何を整理するかという To Do リストを作成しているが、To Do リストについて、今日これから分科会で議論をし、その結果を明日9時から首席交渉官会合に報告することになっている。

昼は首席交渉官のバイ協議を1か国と行い、その国との議論の3分の1がMAの議論だった。

午後は14時過ぎから17時まで原産地規則を議論した。原産地規則は、域内でのサプライチェーンを構築するためにルールを共通化することを目指しているが、一般的なルールと物品毎のルール（PSR）の2種類がある。一般的なルールは細かいテクニカルな定義規定が残っているが、3日から開始された分科会と首席交渉官会合でかなり議論が進んだ。また、原産地規則はMAのメドがつかないとPSRの議論に入れないので、どうしても最後まで残ってしまう分野だが、数千品目のPSRのうち、3日から今日までに一千を超える品目を処理したと聞いている。残っている品目はセンシティブな品目だが、それを一品一品議論すると時間がかかるので効率的に処理するために分科会から提案があり、その提案について首席交渉官が議論し、残された項目については効率的に処理するよう、首席交渉官から分科会に指示があった。これから更に議論のスピードが上がるのではないかと。

原産地規則の後、労働の分科会からの宿題返しがあった。新聞の報道にあったように決着へとは言えない雰囲気だが、宿題返しの結果、後は事務方同士で作業をすることとなった。

その後、17時過ぎから18時15分までMAテキストの議論。

全体会合の終了後は1か国とバイ協議を行ったが、この国とはMAの議論は行っていない。

明日は9時から9時30分が法的制度的事項の今後のスケジュールを議論し、

9 時 30 分から 13 時まで MA テキスト。明日の昼は首席交渉官のバイ協議の予定が入っているが、昼休みが 1 時間に短縮されたので予定が変更される可能性がある。明日の午後は投資サービスのテキストを中心に議論する。

MA のバイ協議は、今日は事務方 1 か国、これからもう 1 か国で合計 2 か国と行う。明日は、午後に事務方 2 か国と行う方向で調整中。

分科会について、原産地規則は今日で終わりの予定だったが、まだ議論が残っているので交渉官は明日も残る。知的財産と投資の分科会は昨日に引き続き今日も行われ、明日から繊維の分科会が開始される。法的制度的事項も今日で終了する予定だったが、予定を変更して明日も分科会を行うこととなった。

(以上)

澁谷審議官による記者ブリーフ（４回目）

日時：2014 年 7 月 8 日（火）

場所：オタワ

【冒頭発言】

今日は 9 時 20 分に首席交渉官会合を開始。物品パッケージの議論を午前中に終えて、午後は予定を変更して首席交渉官同士のバイ協議をそれぞれ行うことになり、鶴岡首席交渉官は 13 時以降 2 つの国とバイ協議を行っている。2 つ目の国との協議は、今は一旦中断しているが、18 時から再開して夜遅くまで議論する。13 時から協議を行った国とは MA の議論をかなりしたが、2 つ目の国とはルールの議論のみを議論する。

これまでパッケージについて何度か言及しているが、改めてパッケージについて説明する。ホーチミンの首席交渉官会合の時に、閣僚に上げない論点を 3 つ程のパッケージに整理をし、それに基づき議論をすることになった。1 つ目が、昨日まで議論していた労働と法的制度的事項で、2 つ目が物品のパッケージと呼ばれているもの。物品のパッケージは、MA テキストの他、原産地規則、繊維、SPS、TBT、税関手続きなどが含まれている。今日はこの物品のパッケージをざっと議論した。「物品」といった時、ホーチミン以降は物品 MA のみを指しているのではなく、物品パッケージに含まれている幅広い分野を議論していることに注意してほしい。3 つ目は明日から議論するサービスのパッケージ。サービスのパッケージには、投資、越境サービス、金融サービス、電子商取引、政府調達などが含まれている。

今日は広い意味での物品のパッケージを議論した。物品パッケージの各分野は物品 MA に密接に関連しており、物品 MA の交渉次第というところがかなりあり、今日は論点を確認して、早期にまとめるという方向性を確認した。物品のパッケージは、細かい論点が多いが、狭い意味での物品 MA テキストについては輸出入に関わる様々な制約要因についていくつか具体的な項目を挙げて議論している。原産地規則は、言葉の定義など非常に技術的な問題についてテキストの議論をし、TBT は、WTO の TBT 協定との整合性など技術的な議論をしている。繊維、税関など他の分野についても議論を行ったが、SPS は木曜日に議論される。

分科会は、法的制度的事項が続いており、今日から繊維が始まった。投資は今日まで分科会が開催され、明日はその結果が首席交渉官会合に報告される。また、明日から国有企業の分科会が始まる。

物品 MA の事務方によるバイ協議は今日 2 か国と行っており、夜遅くまで続く。

（以上）

澁谷審議官による記者ブリーフィング（5回目）

日時：2014年7月9日（水）

場所：オタワ

【冒頭発言】

首席交渉官会合5日目。残り3日。今日は、9時過ぎから16時30分まで首席交渉官会合が行われ、サービスのパッケージについて議論した。

まず、投資について、分科会を昨日まで行っていたのでその報告を受けた。投資はISDSなど大きな問題があるが、それは閣僚で議論する論点なのでオタワで議論はせず、それ以外の論点について全て議論を行った。ISDS以外の論点は、例えば performance requirement（特定履行要求）があり、投資の受け入れ国が技術移転などの要求をすることをやめさせるといった議論をしている。この特定履行要求の禁止は日本が結んでいる投資保護協定にはだいたい含まれている。他には、違法で恣意的な収用の禁止といった論点がある。日本でも土地収用、公共事業で補償金を払ってその土地を公共目的で使うといったものがあるが、これは日本国憲法や法律に基づいて行われている。違法で恣意的な土地・建物の収容は投資家にとっては大変な問題なので、これを禁止するのは一般論としては当たり前のことだが、文章にどう落とすかは難しい。投資をする側は明確に書きたいが、投資を受け入れる側にとっては自分たちが縛られるのがいやなので書き方を揉めることとなる。

投資以外の他のサービスの論点について、TPPの12か国にあるA国のサービス会社がB国で事業をしたいといった場合、B国が外国企業を自国と同等、もしくは他の外国企業への待遇と公平に扱ってほしいというルールを議論しているものがある。

金融サービスでは、協定の書きぶりが論点になっている。基本的には金融サービスを自由化するという要請があるが、受け入れる国にとってみれば、その国の金融システムを安定化させるというのが重要であり、金融システムの安定性を確保するために国として必要な対応を行うことを留保したい。自由化と金融システム安定性確保のために必要な対応を留保するというバランスをどうとるのが問題であり、こういった書きぶりにするか技術的な詰めが残っている。

最終日の鶴岡首席交渉官の評価を公式見解として聞いてほしいが、明日はブリーフィングがないので、ここまで5日間の私の印象を述べる。これまで首席交渉官会合を行うと、明らかに閣僚に上げなくてもいい話でも、閣僚に上げよう、時間をかけるべきだ、まだ国内で相談をしていないので結論できない、判断できないという発言が色々な国からあり、なかなか議論が終わらないという状況だった。これまで何度もお話ししているが、物品MAの交渉が十分にされ

ておらず、TPP 交渉に時間がかかるのではないかという中で、自分がカードを先に切って妥協する必要はないのではないかという雰囲気は首席交渉官の中にあり、事務的に整理すれば済む話であってもなかなか議論がまとまらなかったが、今回は初日から議論してずいぶん進んだ分野もある。SPS や物品やサービスのパッケージについても議論が終わったわけではないが、首席交渉官会合では判断できないといった発言があまりされなかった。日本のプレスは、「ここは終わった」など前向きな表現で書きたがる傾向があるが、実際の交渉の場ではそれほどきれいにはいかない。私の印象としては、オタワである程度閣僚で議論する論点以外のものは自分たちが責任を持って整理したいという 12 か国の意志をかなり感じる。

今日の事務方の物品 MA のバイ協議は 8 時 30 分から夜まで 5 か国と行った。1 か国は昨日に引き続きの国で、それ以外の 4 か国とはオタワでは初めて協議を行い、一気に進んだ。今日までで事務方が物品 MA 交渉を行った国は 9 か国となる。そのうちいくつかの国は二巡目に入っている。また、明日で 10 か国目になる。明日も二巡目となる国ともバイ協議を行う。

鶴岡首席交渉官は、5 日以降 10 か国とバイ協議を行っている。今日の昼に 1 か国とバイ協議を行い、明日の昼で 11 か国が全ての国とバイ協議を行ったこととなる。明日以降、午後はバイの協議に充てることになるので、首席交渉官のバイ協議も二巡目となる。

明日は朝から昨日、今日と行われた繊維の分科会の報告を受け、SPS の宿題返しがある。時間があれば NCM も議論する。

明後日（11 日）は SOE について議論する。SOE は今日から分科会が始まったが、昨日も事務方のバイ協議を行っていた。知的財産の分科会は明日までになっているので、どこかで知財分科会の報告を受ける可能性がある。

最終日は NCM を扱うこととなっているが、今後どうするかという話も議論することになるだろう。明日、明後日の午後の首席交渉官のバイ協議において今後について議論し、最終日の 12 日に全体でそういった話をすることになると思う。

（以上）

澁谷審議官による記者ブリーフィング（6 回目）

日時：2014 年 7 月 11 日（金）

場所：オタワ

【冒頭発言】

昨日ブリーフィングができなかったので、今日は 2 日分まとめて行う。

10 日は午前中に知的財産と繊維を議論し、午後はバイ協議を行った。知的財産は昨日まで行われていた分科会の報告を細かく聞いて、事務的に処理すべき論点についてももう少し絞りこみが必要だと首席交渉官から分科会に指示があった。その後、知的財産の分科会は引き続き作業を行った。一部の報道で、著作権については調整できずという内容の記事があったが、今回の分科会は閣僚に上げなくても技術的に処理できるのではないかという論点を中心に議論している。報道でどこかの分野の議論が終わったと書かれるとその分野の議論が蒸し返されることがあるので、公式の場でいくつ論点が終わったということはいえないが、それなりの前進はあったということだと思う。

繊維は 8、9 日と分科会があったのでその報告が首席交渉官になされた。繊維はテキストの書きぶりというより、個々の協議の方が大変だが、昨日議論したのはテキスト。いくつか残っている中で一番大きな論点は原産地規則だが、原産地規則を偽っているという疑義があった時にどう対処するかという議論については、かなり対立があるので、それをテキストでどう書くかが問題となっている。

今日は朝から 18 時 30 分まで首席交渉官会合が行われた。午前中は 3 時間、午後も 1 時間程 SPS を議論したが、論点は残っているが、4 時間近く議論して、それなりの議論がされたとご理解いただきたい。

法的制度的事項は、オタワでは 4 回目の議論を行った。法的制度的事項は技術的な案件の典型例だが、今日も 2 時間程議論して、特に紛争処理について、オタワでずいぶん議論したので、全て終わったわけではないが、半分以上の論点は整理した。

国有企業について、分科会の最中に首席交渉官会合に交渉官が呼び出され、現状報告を行った。国有企業については、色々な整理があるが、国内のみで業務をしている国有企業が定義からはずすことで折り合ったという報道がかつてあったが正確ではない。定義された国有企業が結果として国内で公共的サービスを行おうとする場合、それに対して政府が支援することを認めるということと国有企業の定義をどうするかは、別問題。定義については特に国有企業を多く抱える国の実情を聞いてからそれをテキストにどう落とすかということになるが、現在は分科会で実情のヒアリングを行っているところ。分科会は明日も

開催される。

今日の最後は NCM についての議論。投資やサービスの市場開放を個別に求める際に、どうしても留保したい規制等をネガティブリストに落とすための議論。日本が初めて交渉に参加した昨年 7 月のコタキナバルでは、ある国のリストについて 1 対 11 で議論するやり方だったが、最近では、国毎に関心の濃淡があるので個別にバイで議論している。そろそろまとめの時期なので、進行管理をすべきという提案が分科会からあり首席交渉官会合で進行管理をすることになった。

明日は最終日だが、これまで難航 3 分野以外をカバーする 3 種類のパッケージ（労働・法的制度的事項、物品、サービス）を扱ってきたが、これをもう一度それぞれのパッケージを総おさらいして、最後まで最大限詰められるよう努力する。

5 月のシンガポール閣僚会合において情報公開の在り方について議論がされた。テキストは署名がなされないと確定しないので、テキスト、付属書の公表は署名の後となる。また、大筋合意までは合意と言えない状況なので、交渉の中身については言えないということになる。ただ、一定の合意がなされた段階でどういう情報を出すのか、署名までは何も出せないということではなく、どのように国民に説明するのか、さらには今この瞬間も含めて、合意前であっても、何も言えませんが、どうコミュニケーションするのがよいのか、閣僚会合で宿題となっており、閣僚間ではグッドプラクティスの共有から始めたらよいのではないかと議論されたことを受けて、今日の昼に 12 か国のコミュニケーション担当が集まって、お互いに情報交換をする非公式の会合が開催された。我が国からは私が出席して、我が国の取り組みを紹介し、各国がお互いに情報交換することとなった。

物品 MA のバイ協議について、昨日は 6 か国、今日は 1 か国と行った。物品 MA は、大江首席交渉官代理が担当している以外の分野については、日米も事務的な協議を行っており、MA について今日も精力的に議論し、かなり進展があった。

（以上）

ハノイ
(2014 年 9 月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（1回目）

日時：平成26年9月4日（木）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

鶴岡首席交渉官は1日に羽田を経てハノイ入りしているが、1日の夕方と2日にかけて、5カ国の首席交渉官らとバイの協議を行った。この先の10日間、頑張っ成果を上げようという話が主であり、ハノイ会合後の日程については、ハノイの成果を見てからという意見が多かったようだ。

昨日3日から首席交渉官の全体会合が始まっている。初日は9時に始まり12時15分まで行い、午後は2時から6時半過ぎまで行った。冒頭、ホスト国のベトナムの首席交渉官から、できるかぎり前に進めよう、並行して市場アクセスも進めよう、という話があったようだ。その後、午前中は労働のパッケージ、午後はリーガル（法的・制度的事項）のパッケージについて議論が行われた。

オタワでも申し上げたが、パッケージとは、5月のホーチミンでの首席交渉官会合で、難航3分野と言われる知的財産、環境、国有企業以外の分野について、100以上ある未解決の論点を3つのパッケージに分けて整理したもの。1つ目が労働とリーガル（法的・制度的事項）のパッケージ、2つ目がサービスのパッケージ。サービスには、投資、電子商取引、政府調達などを含む。3つ目が物品のパッケージ。これは、物品貿易だけでなく、貿易円滑化、SPS、TBTなども入る。それぞれ論点整理を行い、オタワ会合では、それぞれについて、合意に向けた案のようなものを議論した。オタワでは、かなり整理はされたが、まだ論点が残っていたことから、オタワ後の取組として、各分野の残っている論点について、各国が7月末から8月の頭にかけて意見を提出するという宿題が出されていた。それを踏まえ、8月中に各分野の議長国が整理をしたり、分野によっては電話会議をしたりした。ハノイではその状況を首席交渉官に報告して、難航分野を扱う前に、オタワの続きをしようということでは始まっている。

労働とリーガル（法的・制度的事項）のパッケージだが、労働は一番対立していた紛争処理の扱いがオタワでおおむね合意に近づいたということで、大きな論点はオタワで解消されたが、細かいテキストの書き振りで調整が必要な点がいくつか残されており、昨日はそれについて議論を行った。終わったのかとよく聞かれるが、言い方が難しいが、オタワでも説明したが、TPPの交渉は全てがパッケージであり、特定の分野がいわゆる「寸止め」に近い状態になると、最終決着の時までその状態が続く傾向にある。昨日は、半日かけて労働のパッケージを議論したので、議論は収斂しつつあるが、まさにそういう状態になっているのだと思う。

午後は、リーガル（法的・制度的事項）についての議論を行った。リーガルと言うだけあり、論点自体がテクニカルであることに加えて、現在は、書き振りについて議論しているが、議論の中身もテクニカルであるなど、二重の意味で極めてテクニカルな議論をしている。大きく分けて、公務員の腐敗防止、紛争処理、各章にま

たがる例外規定の扱い、の3つが論点である。オタワ後の宿題もあり、ずいぶん整理されたが、元々テクニカルな話なので、例えば、テキストの書き振りが終わったようなところで、テキストそのものはブラケットが外れても、まだ自国の思いを明確にしたいという国がある。その際に解釈が不明確にならないように、脚注をつけるということで、脚注も終わらないと閉じないので、議論がどんどん細かくなっている。言い方が難しいが、マクロでみるとかなり収斂している状態だが、ミクロで見ると極めて細かい論点が残っている状態。

本日4日は、リーガルの続きから始まり、サービスのパッケージを議論する予定。本日の報告はまだ受けていない。

並行して開かれている分科会については、1日から3日まで投資の分科会が、2日から3日まで金融サービスの分科会が開催された。投資と金融サービスの分科会の結果は、本日、全体会合でサービスのパッケージを扱っているので、首席交渉官が報告を受けて議論しているところではないかと思う。3日から10日まで知的財産の分科会の予定である。今日から明日まではリーガルの分科会の予定。これは昨日の首席交渉官会合の結果を踏まえてということだと思う。また、本日から9日までの予定で原産地規則の分科会も始まっている。

市場アクセスの2か国間協議もやることになっており、スケジュール上は、今日から各国間の協議が始まることになっている。これについては、明日ご説明する。

流動的だが、今日はサービスのパッケージを行い、終われば、明日、原産地規則の交渉官を呼び込んで報告を受け、さらにオタワで十分に議論できなかったSPSを集中的にやることになっている。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（2回目）

日時：平成26年9月5日（金）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

4日の首席交渉官会合は、現地時間の午前9時過ぎに始まり12時半まで、午後は2時半から5時まで行われた。1日中、サービスのパッケージについて議論した。サービスのパッケージというのは、昨日も申し上げたが、投資、越境サービス、金融サービス、政府調達テキストが含まれる。投資については、ISDSという大変重たい課題があるが、これは政治マターということなので、引き続き分科会では議論しているが、首席交渉官会合では、技術的論点について整理の対象にしている。例えば、外国企業狙い撃ちで、投資した財産が没収されるような違法な収用に当たるような措置を取ることを禁止するという条項は、多くの投資協定に盛り込まれているが、この規定をTPPではどのような書き振りにするかということなどについて調整している。通常、投資章というのは、項目自体は色んな投資協定でおなじみの項目が多いが、それを12カ国で調整するので、細かい論点が多く残っている。

越境サービスについては、ほとんど論点は残っていない。特定の2国間で調整している課題があって、それはその国同士で処理するという話になっている。金融サービスは、投資協定によっては投資の章の中で金融も読み込むというパターンもある中で、TPPでは独立した章で議論しているので、投資章との関係で調整を残しているという状況である。政府調達は、我が国の既存の制度は影響を受けないが、ほとんど論点は残っていない。

市場アクセスについては、4日から事務方によるバイの協議が始まっている。4日と5日の2日間は、市場アクセスの分科会の全体会合があり、その合間をぬって2国間の会合を行っている。4日は2か国と事務方によるバイの協議を行い、本日5日は1カ国と行う予定である。分科会の全体会合があるのでなかなか予定が取れないということだが、明日6日は分科会の全体会合がないので、バイ協議の予定が多く入っている。状況については、次回、説明する。

その他の分科会は、4日から繊維と原産地規則の分科会が始まっている。分科会の数の数え方は難しく、原産地規則の中の繊維を独立させて分科会を作っているので、繊維の分科会の論点はほとんど原産地規則である。繊維の分科会には原産地規則の交渉官も出るので、事実上、原産地規則の交渉官は4日から集まっている。スケジュール表上は、繊維／原産地規則となっており、要は合体してやっているということ。繊維／原産地規則の分科会は、4日と5日に行い、6日から9日までは繊維以外の原産地規則に集中する予定。投資の分科会は、1日から3日の予定だったが、昨日も行われた模様。国有企業の分科会は6日から、環境の分科会は7日から始まる予定である。

本日5日は、現地時間9時15分から首席交渉官の全体会合が始まっており、原産地規則の交渉官から状況報告を受けるところから始まった。その後の報告はまだ受け

ていないが、原産地規則の後は、昨日行う予定だった知的財産の交渉官からの状況報告を午前中に受ける予定。その後、残りの時間をSPSに充てる予定である。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（3回目）

日時：平成26年9月8日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

本日は3日分まとめて説明したい。まず、9月5日（金）は首席交渉官会合の3日目。9時15分に始まり、昼を挟んで18時まで行った。朝、原産地規則の交渉官から現状の説明を受けた。PSRというライン毎のルール決めがかなり残っており、別の分科会で行っている繊維を除いても、相当のライン数になるので、ハノイで頑張って作業するという報告があった。続いて、知的財産の交渉官から1時間程現状報告を受けた。閣僚案件以外に、未解決の論点が残っているという報告があった。午後は、SPSを集中的に扱った。オタワでも進展があったが、この時はヨーロッパでの会議と重なり、交渉官が参加できなかったことから、専門家でないといけない技術的な議論はハノイでやることになっていた。議論は、方向性や対立解消のための議論というより、SPSはWTOのSPS協定と基本は変わらないという前提のもと、条文ベースで整合性などの細かい書き振りについてチェックしているもの。というわけで、初日の3日から5日まではかなり技術的な論点中心の議論を行った。

6日は首席交渉官会合4日目。8時半から昼休みを挟んで18時15分まで行った。8時半から国有企業の交渉官が呼び込まれ、1時間程現状の報告を行った。その後、18時15分まで知的財産を集中的に議論した。知的財産の未解決論点は3種類に分けられる。閣僚会議での判断が必要な閣僚案件、首席交渉官会合で整理してもらう必要がある首席案件、首席交渉官にも上げようもなく分科会で整理するしかない超技術的な論点の3種類に分けられる。知的財産は、これまでも分科会を何度も重ねており、論点自体は煮詰まっているので、議論自体をレベル分けしている。よく取り上げられる医薬品の話などは閣僚案件であり、ハノイでは議論しない。閣僚に上げるには技術的すぎるが、分科会では折り合いがつかないものについて、首席交渉官に方向性を整理してもらいたいという論点を集中的に議論した。これまで、首席交渉官は、閣僚レベルの論点を中心に整理してきており、選択肢や論点の数を減らすという指導を行ってきた。ハノイでは、閣僚レベルではなく、首席交渉官レベルの論点についてじっくりと議論した。かなり技術的な話なので、首席交渉官からの質問ややり取りを経て具体的な指導をしたうえで、分科会で更にもんでもらい、最終日に報告を受けることになるだろう。加えて、首席交渉官にも上げようのない極めて技術的な論点についても、かなりの数が残っている。以前、「知的財産は合意済み」と報じられたことがあったが、いかにそうでないかが分かると思う。首席交渉官にすら上げようもない論点は、分科会でやるしかないということで、精力的に調整がなされている。

7日は首席交渉官の5日目。9時から昼休みを挟んで17時30分まで行われた。9時から10時頃まで、9月3日に行った労働とリーガル（法的・制度的事項）のチェックを行った。細かい論点が多いので全てが終わったわけではないが、リーガルは最終日

にもう一度確認することとなった。労働は、ハノイ後に期限を切った宿題を出された。10時から環境について現状報告を受けた。その後は、17時30分まで物品のパッケージを扱った。物品貿易に関するテキストとTBTに関する残された論点が主要なテーマとなった。物品貿易については、SPSと同じだが、WTO協定との整合性について議論するという最終段階のチェックのような感じであった。各国の思いを反映した附属書がいくつか提案されているが、最終的にどのような扱いにするのかといったことについて交通整理をした。TBTは技術的な話だが、たとえば、中南米の国々がお互いの取り決めで行っていることが、TPPの今の案文に照らしたらどうなるのかといったことについて議論がなされた。

本日8日は、9時から6日目の議論が始まっている。予定では1日中、国有企業を扱う。午後のどこかの時点でSPSの交渉官が呼び込まれることになっている。ハノイも後半戦に入り、難航分野を集中的に扱い始めた。

並行している分科会だが、4、5日の2日間で物品、繊維、リーガルの分科会が開かれた。6日から国有企業と原産地規則の本体が、7日から環境が始まり、いずれも9日までの予定。

市場アクセスだが、4、5日の分科会の全体会合では、昨日の首席交渉官会合に上げるための議論がなされ、テキストの調整に終始したようだ。事務方によるバイの協議は、4日に2か国、5日に1か国、6日に4か国と行った。いずれの国とも、オタワで具体的な協議を始めて詰めた議論をしており、オタワ後も事務的にやり取りを続けていた。ハノイでは、国によってだいぶ違うが、ライン毎の交渉を本格的に始めた国もあれば、最終段階の詰めと言えるような議論を行っている国もある。ルールと同様で、交渉が閉じた国はないが、ハノイでは、日米以外の市場アクセスについてもそれなりに進んだと思う。

明日の首席交渉官会合は市場アクセスを扱う予定。これは、物品貿易の他、投資・サービスのNCM（不適合措置）の話を含むと思われる。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（４回目）

日時：平成２６年９月９日（火）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

９月８日（月）は首席交渉官会合の６日目。９時から昼を挟んで４時半頃まで行われた。時間の大半を国有企業の議論に充てた。国有企業の規律を設けること自体は皆同意しているが、その中で、定義規定を含めたテキストの書き振りを調整するのと並行して、アジアの国々を中心として、既存の国有企業を例外扱いして欲しいという意見が出てきている。これについてオタワ及びそれ以降に交渉官レベルで調整を行ってきた。ハノイでも、例外の扱いについては、分科会や時間外に集まって協議するなど調整がされてきている。一方で首席交渉官会合では、主として、テキストの論点を中心に議論されている。

国有企業に関して、新たな規律を設けて１２カ国で合意することは意義あることとの確認がなされ、きちんとまとめようということが最初に確認された。テキストの条文をまとめるに当たり、論点になっているのは、定義規定をどうするかという点。定義規定も色々あり、例えば、国の関与の度合いや企業そのものの規模などいくつかの論点がある。そうした点について、各国がどういう立場でどういう意見なのかということが紹介され、それについて、首席交渉官で議論がなされた。ただ、定義は定義として決めないといけないが、形式的定義に当てはまる場合に、その企業に対する国の支援を今後一切排除するということでは困るので、その企業が国内で公共的なサービスを提供する場合には、政府が必要な支援を行うことを認めるという方向で議論がされている。こうしたことを認めるということと、国有企業の規律を設ける本来の趣旨として、海外で商業的な活動を行う場合には、公正な競争といえる状況を確認すべきだという、２つの点を両立させるためには、企業と政府との関係や支援について透明性を確保する必要があるという点が、定義規定と並んでもう一つの大きな論点となっている。昨日の首席交渉官会合では、こうしたテキストの本文に係る論点について、かなり突っ込んだやり取りがあった。実際にテキストを書き下してまとめるのは分科会の仕事なので、昨日の首席交渉官会合を受けて、今日も分科会を開催している。引き続き議論をした上で、例外の扱いを含めて各国に必要な作業の宿題を出すことになると思う。ハノイ会合後、それ程時間を掛けずに宿題返しをして整理をすることになると思う。

国有企業の後、SPSの交渉官が呼び込まれ、脚注の書き振りや残っている論点の調整がなされた。そういう意味で、SPSも進展しているが、ハノイの進展のイメージは、オタワのフォローアップの分野については、未解決の論点が完全になくなったわけではなく、そのかわり残された論点のレベルが非常に細かくなっているという意味で進展していると言える。本文の書き振りについてはおおむね合意が得られたが、脚注で明確にしたい場合などである。難航分野以外のハノイでの状況は、このような感じである。

分科会は、国有企業、環境、原産地規則が本日9日まで行われる。知的財産は10日まで開催される予定である。

本日9日は、9時から首席交渉官の全体会議が始まっている。市場アクセスの議論をし、残った時間は、ハノイで片付けようと分科会へ出していた宿題について、各交渉官から返しを受ける予定である。

明日の最終日は、首席交渉官の全体会議において環境を扱う予定。また、明日のブリーフィングでは、本日と明日の分をまとめてご説明する。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（5回目）

日時：平成26年9月10日（火）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

本日は最終日であるので、昨日9日の分と本日10日の分をまとめて説明する。9月9日は首席交渉官会合7日目で、市場アクセスの議論を行った。物品の関税交渉、NCM、政府調達といった広い意味での市場アクセスのバイの調整状況を各国が順番に報告した。鶴岡首席交渉官からは、日本は、ハノイで米国以外の国と協議を行い、一定の進展を見た、（昨日時点で）日米は大江首席交渉官代理が協議を行っている真っ最中だと報告した。どの国もバイは調整中であるので、具体的な話をした国はなかった。NCMは、物品の関税交渉の様子見ということもあり、早く進展させようということで、改訂オファーの催促をすることとなった。この議論を1時間半ほど行い、残りは、ハノイで処理する予定の非難航分野の宿題返しに充てられ、リーガル（法的・制度的事項）とSPSについて行われた。リーガルは、細かい論点が数個残っており、これについて議論し、各国がなるべく早く最終の返事をするべきということになった。SPSの残っている数個の論点について、内容的にはほぼ合意できたのではないと思うが、昨日の時点では、ドラフティングが終わっていなかったこともあり、なるべく早くハノイ後のやり取りで決着をつけようという話になった。首席交渉官会合は午後1時過ぎには終わり、残りはバイの協議を行った。鶴岡首席交渉官は、数か国の首席交渉官と意見交換を行った。

本日10日は8日目であり、最終日である。9時から12時半まで行い、最初に残された課題である環境について、分科会での議論の報告があった。環境は、技術的な対立というよりは、途上国の懸念事項にどう応えるかということであり、分科会において、途上国の意見を十分汲んで、引き続き議論することとなった。最後は、知的財産の交渉官から現状の報告があった。分科会で処理すべき論点が相当残っていたが、一定程度は片付いたということだった。ただ、首席交渉官レベルで整理してほしい論点については、引き続き首席交渉官の指導を仰ぎながら調整することとなった。

ハノイ会合について、市場アクセスの協議も含めて全体を総括すると、首席交渉官レベルで集中的に協議を行い、オタワの続きの非難航分野については、論点を決着させられるものは決着し、それ以外についても、論点を相当程度絞った上で早い期限を切って議論を収斂させることとした。市場アクセスについても、大江首席交渉官代理のレベルと課長レベルの協議を行ったが、着実な前進を見ることができた。一方、難航分野については、一定の進展があったが、政治レベルで解決すべきことも含めて、まだ多くの課題が残されている。こうした問題について、今後、TPP交渉の早期決着に向けて、引き続き交渉と国内調整を加速させることとなった。今後の話だが、オタワと同様、論点ごとの宿題の締め切りといった作業スケジュールについて明確にした。一方、今後の首席交渉官や閣僚の会合のスケジュールは未定で

ある。今後の調整に委ねられた。いずれにしても、各国への宿題が各分野で出ているので、持ち帰って国内調整を行い、できるものから決着させることが大事であることが確認された。

(以上)

日米閣僚協議
(2014 年 9 月)

甘利大臣ぶら下がりの概要（日米閣僚協議終了後）

日時：２０１４年９月２４日 １８：００（現地時間）

場所：米国ワシントン

【冒頭発言】

フロマン代表との間で日米間の残された課題、すなわち農産品と自動車について率直に意見交換を行った。ぎりぎりの交渉を続けてきており、当方は柔軟性のある案を示したが、今回の交渉では進展を得ることができなかった。交渉をまとめるには、双方が歩み寄るという姿勢が必要である。今後の段取りについては未定である。

（以上）

キャンベラ
(2014 年 10 月)

澁谷審議官による記者ブリーフィングの概要（１回目）

日時：平成２６年１０月２０日（月）

場所：内閣府

【冒頭説明】

２５日からはじまるシドニーでのＴＰＰ閣僚会合に先立ち、各国の首席交渉官や分野別交渉官がキャンベラで準備のための協議を行っているため、概況についてご説明する。キャンベラでの会議自体はホスト国である豪州政府が公式に発表していないため、本来こういう形でご説明するのもどうかというものではあるが、我が国としては厳しい制約の中で交渉の状況についてはなるべく丁寧に説明したいという趣旨で、あくまでも公表されている閣僚会議の準備状況という形でお伝えするもの。従って、これまでの首席交渉官会合のブリーフィングよりはやや概略的になることをお含み置きいただきたい。

鶴岡首席交渉官は１８日にキャンベラ入りし、昨日１９日には２か国の首席交渉官とバイの協議を行った。昨日協議をした２か国とは、近いうちにどこかでＴＰＰ首脳会議を開催するとすれば、今回の閣僚会議は極めて重要だという認識を共有し、閣僚会議に上げる項目を極力減らすように努力しようという方向で一致した。

本日は、現地時間の朝９時過ぎから各国の首席交渉官が集まり、会議が始まった。現地時間の夜７時頃まで会議を行ったと先ほど報告があった。本日は主としてハノイでの首席交渉官会合の宿題を片付けることに専念したようである。いわゆる難航３分野以外の分野についての宿題が、数としては各分野数個ずつ残っており、９月から今月の前半くらいまでかけて、それぞれの分野においてこだわっている国が意見を出すという宿題が出ており、それを踏まえて、課題を収束させるための議論が行われた。内容的には、注釈の書きぶりなど、非常にテクニカルな論点である。本日からかなり長い時間行ったが、それなりに整理が行われたものの、ほんの若干論点が残っているようであり、キャンベラにいる間に、こだわっている国同士で処理することとされた。

同じくキャンベラで、分野別作業部会も開催されており、本日までに国有企業、投資、原産地規則等５つの作業部会が始まっている。知的財産や環境は明日から始まる予定。物品市場アクセスの交渉官レベルでの各国同士のバイの協議も今日から開始されている。これはまだ始まったばかりなので、ＭＡの状況は、水曜日のブリーフィングの際にはお話ししたいと思う。鶴岡首席は本日の昼と夜、昨日とは違う２か国の首席交渉官とバイを行った。

（以上）

澁谷審議官による記者ブリーフィングの概要（2回目）

日時：平成26年10月22日（水）

場所：内閣府

【冒頭説明】

シドニー閣僚会合に先立って行われている準備の状況説明の2回目である。21日は最初に原産地規則について現状報告を受けた後、法的・制度的事項について議論した。法的・制度的事項の中で閣僚に上げる案件がいくつかあるが、政治的な課題として、紛争処理手続がある。紛争処理手続は、様々なチャプターで難航していたものを横断的に処理することになっているので、元々難しい問題をまとめてやっているわけで、非常に難しく、閣僚で議論する必要ありとなっている。続いて、国有企業の議論を行った。作業部会から進捗について報告を受けた後、閣僚への上げ方を議論した。具体的な閣僚への上げ方は明日引き続き議論することとなった。

22日は、物品だけでなくサービスも含む広い意味での市場アクセス関係のテキストについてハノイの続きを午前中に行い、その後、知的財産の議論を行った。知的財産自体、課題がかなり残っており、首席交渉官にすら上げられないテクニカルなものも含めると結構な数になる。閣僚に上げる必要のある課題について、これまで作業部会で一定の整理しており、数え方は国によって若干まちまちだが、10数個ある。この中のどれをどのように閣僚に上げるのかを議論した。

明日は、環境、投資・サービスの議論を行い、国有企業の続きを行う。これで難航3分野は明日までに全て議論することになる。ただ、始まって以降、毎回宿題が出ているので、最終日24日は、これまで宿題になっていたものを整理した上で、午後、シドニーに移動することになると思う。

物品市場アクセスのチームは、物品テキストの作業部会などもあり、バイ協議の時間がなかなか取れなかったようだが、20日から今日まで5カ国とバイの協議をした。ただ、2、3回と重ねて協議をしている国もある。

（以上）

シドニー
(2014 年 10 月)

甘利大臣ぶら下がり（閣僚会合初日の結果概要）

日時：平成26年10月25日（土）

場所：シドニー

概要：

（記者）閣僚会合の手ごたえはあったか。

（甘利大臣）本日は午後からオープニング全体会合があり、また、主催国の豪州のほか、シンガポール、チリ、マレーシアとバイ会合を行った。全体会合では次のように申し上げた。まず、日米間の二国間協議の進展について説明し、私とフロマン通商代表がこれまで精力的に協議を進めてきたこと、そして安倍総理とオバマ大統領が電話会談で、交渉の早期妥結に向けて両国が連携することを再確認したということを紹介した。また、米国以外の各国とも交渉が進展していることを紹介し、シドニーにおいて二国間交渉をさらに進展させたいということを申し上げた。さらに、市場アクセスは、物品だけでなくサービス、投資、政府調達、一時的入国等の分野における各国の一層の努力を求めた。ルールについては、キャンベラでの首席交渉官会合の結果を踏まえ、最も困難な問題について政治決断をし、交渉官に対して指示を下すことが我々閣僚の責任であり、閣僚にあがってくるすべての論点について結論を出して、交渉の終結につなげたいと申し上げた。最後に、交渉は最終局面が最も困難だが、困難を乗り越え、新たな歴史の扉を開き、我々の共同作業をぜひ成功させたいと申し上げた。各国とのバイ会談については、市場アクセス、ルール双方について精力的に交渉を行った。本日はこの後に豪州ロブ大臣がワーキングディナー、これは交渉の場であるが、これに出席する予定。

（以上）

甘利大臣ぶら下がり（閣僚会合 2 日目の結果概要）

日時：平成 26 年 10 月 26 日（日）

場所：シドニー

概要：

【冒頭発言】

本日は午後、閣僚全体会合が行われ、ルール分野で残された課題について協議をした。キャンベラでの首席交渉官会合において論点の絞込みが行われ、環境、国有企業、物品、投資、法的制度的事項、この各分野において、閣僚の指示を仰ぐべきとして整理された論点について議論を行った。また、メキシコ、NZ、カナダとバイ会談を行い、市場アクセスとルールの双方について精力的に交渉を行った。

明日は朝から全体会合が行われ、知的財産、そして今後の予定を議論することになる。また、全体会合の前に米国のフローマン代表とバイ会談を行うこととしている。

（以上）

甘利大臣記者会見概要

日時：平成26年10月27日（月）

場所：豪州（シドニー）

概要：

【冒頭発言】

先ほどTPP閣僚会合が終了した。今回は全体会合だけでなく、かなりの時間を二国間協議に充て、市場アクセス交渉を中心に二国間で残された課題の解決に努めた。我が国も米国のフローマン代表と会談した他、今回の会合に出席している全ての閣僚と二国間の会談を行った。日米では前進があったが、引き続き課題が残されているので、今後も協議を継続するということで一致した。

米国以外の各国とも閣僚レベルで精力的に協議を行い、多くの国と二国間協議を終結に近づけることができた。引き続き残された課題について各国と協議を行う。

ルールについては、昨日、今日と全体会合で知的財産、環境、国有企業などについて全体会合で討議した。首席交渉官が絞り込んだ論点について政治レベルで議論した。各国が宿題として持ち帰った部分もあるが、一定の進展がみられた。

閣僚会合での議論を踏まえ、首席交渉官がシドニーに残ってさらに作業するよう、閣僚が指示を出した。

今後、数週間以内に再び閣僚会合を開き、さらに交渉を前進させるということとなった。

（以上）

澁谷審議官による記者ブリーフィングの概要（3回目）

日時：平成26年11月5日（水）

場所：内閣府

【冒頭説明】

シドニーの閣僚会議終了後、首席が残って議論していたので報告する。

シドニーの閣僚会議後、首席交渉官は10月28日から11月1日まで議論を行った。全体協議、バイの協議、少数国の協議、分野別の作業部会が開催された。分野別の作業部会は知的財産、国有企業、環境、投資、原産地規則、法的制度的事項について開催された。首席交渉官の全体協議であるが、細かい部分は閉じようということで、政治課題以外のテキストについてはほぼ終わったものもあるし、残っているものも1、2点と言うことで、宿題を持ち帰った。オタワ会合、ハノイ会合の後も同じような話をしたが、今回は明らかに論点が減っているし、テクニカルなものに絞られている。ただ、原産地規則は品目数がかなり残っているとのことである。知的財産、国有企業、環境のいわゆる難航3分野については、作業部会の協議状況を首席交渉官に報告を行い、北京会合での上げ方などについて、首席交渉官から指示を受け、それを踏まえて協議を行った。いずれにしても知的財産と国有企業などは、北京が終わった後も少なくともテクニカルな作業が残ることは確実なので、北京後の進め方についても議論があったようである。

北京での閣僚会合については、11月8日に開催するということで準備が進められており、その前に首席交渉官が集まるということで、鶴岡首席交渉官は本日出発している。ただしAPECを担当している首席交渉官も多いことから、首席交渉官全員が集まれる時間はあまりないが、調整を行っているとのことである。TPPの首脳会合は未定である。

（以上）

北京
(2014 年 11 月)

甘利大臣ぶら下がり（閣僚会合終了後）

日時：平成26年11月8日（土）

場所：中国（北京）

【冒頭発言】

先ほど TPP 閣僚会合が終了した。2 時間議論を行い、シドニー閣僚会合後の首席交渉官会合、二国間の市場アクセス協議の進展を踏まえ、交渉の現状を閣僚間で共有した。これまで大きな進展がなされてきたという認識で一致をした。これを踏まえ、今後の進め方について協議を行った。10 日には TPP 首脳会合が開催される。交渉の進捗状況について首脳にどのように報告するか、その内容についても協議を行った。首脳会合においては、閣僚から首脳への報告内容を踏まえ、交渉妥結へ向けた首脳の指示を受けることになると思う。

（以上）

甘利大臣記者会見概要

日時：平成26年11月10日（月）

場所：北京

【冒頭発言】

先ほど、TPP 首脳会合が終了した。我が国からは安倍総理が出席され、私も同席した。首脳会合においては、閣僚会合において整理された交渉状況について首脳に報告がなされた。早期妥結に向けた決意を首脳間でしっかりと確認することができた。

困難な課題が残っていることは認識しつつ、野心的且つ包括的でバランスの取れた高い水準の協定を実現することに各国首脳が引き続きコミットするということで一致した。

首脳の指示を受け、TPP 閣僚は交渉妥結へ向け精力的に交渉を行う。首脳間でも閣僚間でも終局が明確になりつつあることを確認しており、早期妥結に向けた大きなモメンタムができたと思う。TPP はアジア太平洋地域に1つの経済圏を作るという歴史上初めての野心的な試みである。モノだけでなく、サービス、投資、知的財産、国有企業、環境などの幅広い分野にわたってアジア太平洋地域に21世紀型の新しいルールを作るという大きな挑戦である。交渉妥結に向けて、我が国も全力を挙げる。

（以上）

ワシントン
(2014 年 12 月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（１回目）

日時：平成２６年１２月９日（火）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

ワシントンでの交渉会合については、ホスト国から１２月７日から１２日までの日程ということで各国に連絡が来ているが、実際の首席交渉官会合、それから分野別の作業部会は、現地時間の８日から始まっている。

７日は首席交渉官のバイの協議に当てるということになっており、鶴岡首席交渉官も７日は３か国とバイの協議を行った。

それから、予め申し上げるが、今回の交渉会合について、ホスト国であるアメリカは政府として公式に公表していない。我が国としては、毎回の交渉会合において情報提供してきたということもあるので、今回についても、本日以降ブリーフィングをすることとしている。もともと閣僚会合と異なり、首席交渉官会合はそれ自体が非公式という位置付けが１２か国においてされている中で、今回は事前公表もされず、かつ、日程もいつものように詳細に決められているわけではない。全体会合だけではなく、バイ協議をはじめ、文字通り非公式な協議も含めて進められることになると思うので、今回はいつもに増して、どこまで話して良いか大変悩みながら説明するということをお含みおきいただければと思う。

８日は、午前中もバイの協議に当てることとされていたため、１か国とバイの協議を行った。それから午後に入り、現地時間の２時半から首席交渉官による全体会合が始まった。全体会合はその日の６時前に終わり、鶴岡首席交渉官はその後から夜にかけて、１か国とバイの協議を行った。都合、５か国の首席交渉官とバイの協議を行ったこととなる。

首席交渉官会合では、各論に入る前に、全体をどのように進めていくかについて話し合われた。皆さんおそらくその内容を聞きたいのではないと思われるが、交渉会合が非公式とされている中で、この話は特にセンシティブなので詳細は控えたい。ただ、次の会議の日程などについては話されていない。一言でいえば、具体の日程や期限はともかく、できるだけ早くまとめようということに尽きる。

その後各論に移り、電子商取引を議論した。電子商取引は北京会合における閣僚の報告書によれば「合意に近づいている」という評価だったと思うが、１０月のシドニー会合の時点で、テキストはほぼ終わりつつあった。現在は、ごく一部の国の間で、最後の詰めの議論が行われている状況で、結局この日も決着はせず、その問題に関わっている国どうしで議論していくこととなった。

それが終わって残りの時間は、北京会合で作成した作業計画のうち、これまでにやることになっていたものの確認を行った。ある論点について、作業計画のとおり終わったというものもあれば、期限通りに意見は出てきたけれど、引き続き調整が必要というものもある。引き続き調整が必要というものについては今週中に適宜フィードバックしようということになったようだ。

これらが首席交渉官会合の８日の概要である。

それから、並行して分野別の作業部会、いわゆるワーキンググループも開催されている。国有企業と原産地規則の作業部会は8日から最終日の12日まで通して協議される予定である。それから、8日は、そのほかに、リーガル（法的・制度的事項）に関する作業部会も開催された。リーガルの作業部会は、8日に一度協議し、おそらく首席交渉官会合でのリーガルに関する協議の状況に応じて、随時開催されるのではないかとと思われる。

それから、環境については10日から、同じく10日からは物品貿易（テキスト）の作業部会も開かれる予定である。

知的財産はどうした、と思われるかもしれないが、今日配信されたアメリカの専門情報紙の記事にも書かれているが、12か国による作業部会は現時点で予定されていない。ただ、我が国を含め、主だった国の交渉官は現地入りしているので、おそらくバイの協議など非公式な協議が行われるのではないかとと思われる。詳細は承知していない。

物品のチームについて、8日は関税の協議は行っていない。現地での明日9日にはいくつかの国と事務レベルの協議を行う方向で調整している。

大江首席交渉官代理については、本日昼前の便でワシントンに向かった。現地時間の9日午前に着く予定である。現地時間の9日午後からいくつかの国とバイの協議を行う予定である。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（２回目）

日時：平成２６年１２月１０日（水）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

現地時間１２月９日は、首席交渉官会合の全体会合が朝９時から夕方６時前まで行われた。午前中はリーガル（法的・制度的事項）、午後はＴＢＴ（貿易の技術的障害）について議論された。

リーガルでいくつか残された論点の一つが紛争処理であり、これはシドニー閣僚会合でも議論され、引き続き作業中ということになっていたもの。紛争処理の議論をする上で、公正性と透明性の確保が重要な論点であり、そのための仕組みなどについて議論されている。議論はだいたい進んでいて、テクニカルなものになっている。

午後のＴＢＴは、ＳＰＳと並んで、北京会合での閣僚の報告書では、「合意に近づいている」という評価だった。附属書の最終的な確認を行ったほか、本文について、かなり前からいくつかの国々がこだわっているテクニカルな論点が残っており、それを今回も議論した。

リーガルもＴＢＴもいくつかは片付いたが、残りは引き続き今週中に議論という結論になった。今日までは比較的テクニカルな議題だったが、あすからは、物品のテキスト、環境、国有企業と、閣僚マターも含まれる案件を随時取り上げる予定である。この他、９日は、鶴岡首席交渉官が１か国とバイの協議をした。

分野別の作業部会であるが、昨日に引き続き、国有企業と原産地規則の部会が開催されている。原産地規則の交渉官は、午前中に原産地規則の分科会を行い、そのまま午後は繊維の分科会になった。物品市場アクセスのチームは、交渉官レベルでは３か国とバイの協議を行った。１０日以降は、物品市場アクセスのテキストを議論する作業部会が開かれる予定なのであまり時間が取れないようだが、あと１か国と１０日にバイの協議を行う方向で調整している。

大江首席交渉官代理は、現地時間９日朝に現地に到着し、昼からバイの協議をいくつかの国と行っている。１０日までの間に５か国と協議をすることになる。昨日ご質問があったアメリカとの協議については、９日の午後にカトラ一次席代表代行使と協議を行っており、１０日も行う方向で調整している。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（3回目）

日時：平成26年12月11日（木）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

現地時間12月10日の首席交渉官会合については、いつもと同様に朝9時から夕方6時ぐらいまで行われた。

最初は、原産地規則が議題とされた。原産地規則は、何度もこの場でご説明しているが、基本的なルールを定めるテキストの部分と個別品目ごとに原産地のルールを決めるPSRといわれる部分の二本立てである。北京会合の報告書では、「相当数の品目について実質的に進展させた」という書き方になっている。PSRに関しては個別品目ごとのルール作りについて作業部会で粛々と作業されているが、10日の首席交渉官会合では、テキストの残っている課題について議論がなされた。内閣官房の資料でも「基準や証明制度などについて定める」と書いてあるが、まさにそういった証明制度などについて詰めの議論がなされている。作業計画に従って、ワシントン会合が始まる前に、最終妥協案のようなものが示され、それを基に議論されている。一部意見を言う国もあるようだが、各国が持ち帰っておそらくテキストについてはそう遠くないうちに収束するのではないかという状況にまできている。ただ、PSRの個別の品目については、まだ品目が残っており、物品の関税交渉次第ということもあるので、合わせて作業部会の方で議論されることと思われる。

次にリーガル（法的・制度的事項）だが、これはいくつかのチャプターに分かれているところ、昨日ご説明したのは紛争処理であり、10日に行ったのはリーガルのうちの腐敗防止である。北京会合の報告書において「透明性・腐敗防止」ということで整理されているが、これについては「作業中」となっていたと思う。腐敗防止の取組みを強化しようということで、各国がコミットするという。我が国にとって問題はないが、あまり厳しく書かれないという国もあったりして、そういう国々ともめていたのだが、ここもだいぶ収斂してきて、気になる部分を注釈に書き込むことで何とか収めようといった感じになってきている。今回のワシントン会合全体を通じてそうなのだが、最後に閣僚にまで上げなければならない論点とはともかくとして、それ以外のものは事務作業を残すのみといった感じで終わらせようといった雰囲気はかなり共有されていると思う。

10日の最後は物品貿易（テキスト）の議論がなされた。個別の関税交渉ではなくて、テキストの議論である。テキストについていくつか論点が残っているが、閣僚会合で議題になるような話と事務レベルで決着すべき話とがあり、事務レベルで決着すべき話は、行政手続に関するかなりテクニカルな議論・論点である。これについては、いろいろと意見を言っていた国が矛を収める方向になっていて、いくつかの論点については、関税交渉とリンクするということもあるので、それを見ながらということになっている。シドニーでの閣僚会合で議論された論点もあり、それが何かについて積極的に話すことは控えなければならないが、アメリカの専門情報誌がシドニー会合の後に書いた記事によると、シドニーの閣僚会合において物品貿

易で議論された中身として、輸出補助金を禁止するかどうかということがあり、閣僚会議でも結論は出なかったということである。いずれにしても、今回、閣僚レベルで議論すべき論点が首席交渉官会合で議論されたが、これもテキストの論点というのは関税交渉ともリンクするということで、最終的にはそれを見ながらというのが結論である。

それから、鶴岡首席交渉官は、この日に1か国とバイの協議を行った。おそらくバイの協議はこれで終わりと思われる。

10日の分野別の作業部会については、国有企業、原産地規則、繊維、リーガル、これらは前から議論されていたが、これらに加え、環境、物品貿易（テキスト）が開催されている。今回のワシントンで予定されている平場のワーキンググループはこれが全てである。アメリカの専門誌は5グループと書いているが、数え方が難しいのだが、繊維を入れれば6ということになると思う。

それから、物品の関税のバイの交渉については、昨日お話ししたとおりの状況である。今回、先方の都合でできなかった国もあったが、その国とは近いうちにやりましょうという話ができたとのことである。

10日については以上であり、現地時間11日の首席交渉官会合については午前に環境、午後に国有企業という予定である。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（４回目）

日時：平成２６年１２月１２日（金）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

現地時間の１１日の首席交渉官会合は、午前１０時３０分から始まり、昼休みなしで夕方６時過ぎまで行われた。最初、環境が議題となった。皆さんの中から、環境の論点をもっと具体的に説明して欲しいというリクエストがあったが、交渉内容を直接に言うのは厳しいので、ＵＳＴＲ自身が公表している資料を基に説明すると、環境の世界では、国際的に様々な多数国間環境条約（Multilateral Environmental Agreement、MEA）が結ばれているが、これらを守るということをＴＰＰ協定の中にどのように書くのかが大きな論点となっていた。通商協定と環境条約との関係をどのように書くのかというのは、個別の利害に係る話ではないが、ＷＴＯでもずっと議論されてきた難問である。ＴＰＰでは、この難問について昨年からずっと、延々と議論してきたが、シドニー会合以降、考え方がだいぶ整理がされてきており、それについての調整は収束を迎えつつある。北京会合の報告書で、「合意に向けて大きく進展してきた」と書かれているとおりである。１１日の首席交渉官会合では、それ以外の各論で若干残っていた論点を扱った。具体的な書き振りについて細かい意見が出たため、それらを踏まえて引き続き調整するということになった。したがって、テキストを固めるということころまでは行かなかったようだ。北京会合の報告書を私なりに整理すると、チャプターごとに、「合意」、「合意近し」、「進展」、「作業中」、「難しい」、という５段階で進捗の評価がされており、環境は、「進展」と評価されていた。ワシントン会合で、できれば「合意近し」というところまで持っていこうということころだったが、１１日の感じでは、進んではいるが、「合意近し」と言える状況までには今一步、英語でいえばalmostという感じである。いずれにせよ、かつて難航３分野と言われていた時期と比べると、ずいぶん先が見えてきている感じがある。

午後は国有企業を扱った。北京会合では「作業中」という評価だった。新しい規律を設けることについて、途上国を中心に、実務面での懸念があるということで、その懸念を作業部会でこれまで丁寧に聞いてきた。そうした作業と並行して、テキスト本文についてそろそろまとめようということで、首席交渉官会合ではテキストの本文の議論を集中的に行った。様々な文言の定義をどうするか、という一番難しいところは、例外をどうするかといった実務面での議論を踏まえて整理しないといけないので、そこまでは詰められていないが、テキストとしての全体のストラクチャーはだいぶできてきたのではないかと。北京では「作業中」だったが、個人的には、「進展」に１ランク進んだという感じである。

環境も国有企業も、次の会合があるとしたら、その会合では、「合意近し」に持っていけるよう、作業部会レベルで精力的に調整することになるだろう。

なお、前日の１０日であるが、夜７時半頃から首席交渉官のみでの全体会合があり、関税、投資・サービスのＮＣＭ（不適合措置）も含めた市場アクセスの進捗状

況について、各国から説明を行った。我が国も含め、各国とも説明の内容としては、進展はしているが、いくつかの国、いくつかの品目について、課題が残っている、といった感じの説明であり、多くの国と協議がまだ進んでない国もあるようだった。お互いに各国とのバイ協議の状況を詳しく見せ合うという状況にいつなるのか、と皆さんからよく聞かれるが、まだそこまでにはなっておらず、昨日もそのような話も出ていない。

最終日である現地時間12日は、繊維の他、制度横断的事項に中にある透明性について議論を行う。また、今回の会合でもう1度確認することになっていたもののまとめをする予定。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（５回目）

日時：平成２６年１２月１５日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

週を跨いでしまったが、現地時間１２月１２日のワシントンでの首席交渉官会合最終日の様子をご説明する。

１２日は、朝９時に始まり、午前中で終わった。最初は「繊維」を議題とした。繊維について、正確にいうとチャプターとして独立はしていないが、作業部会は個別に行われている。主として、繊維に関する原産地規則の議論がなされている。ご存知かと思うが、繊維製品の原産地を考える際に、糸とか生地から製造されたものでないとだめだという、「ヤーン・フォワード」ルールというもの。これを適用する代わりに、糸や生地がTPPの域内で調達できない場合には例外扱いにしましょうと、これを「ショート・サプライ」リストというものに載せましょうと、こういった議論が、去年日本が交渉に参加した頃から、延々となされている。何度かご説明しているかもしれないが、特定の２か国間のやりとりがメインで、各国の様子見という状況が暫く続いていたが、オタワ、ハノイ、キャンベラ、シドニーと毎回作業部会が開催されており、難航分野というわけではないものの、難航分野並に作業部会が開かれ、今回随分進展したのではないかと思う。このワシントンでというよりは、この間ずっと進展してきたということではないかと思う。「合意近し」という状況になっているかといえば微妙なところではあるが、この半年間で大きな進展が見られたということは間違いないと思う。

繊維の後に扱われたのは、「透明性」である。透明性については、内閣官房で作成したいわゆる２１分野のなかに「制度的事項」というのがあり、今はこれがいくつかのチャプターに分かれている。「透明性・腐敗防止」というものが１つのチャプターとなっている。北京会合の際もご説明したと思うが、透明性・腐敗防止というチャプターは、チャプターの評価として北京会合の報告書では「作業中」になっていたと思う。腐敗防止についてはワシントン会合でも既に扱われたと思うが、こちらの方の進捗はやや遅れている、ということで「作業中」ということ。透明性の方については、もう論点はいくつかに絞られているのではないかと思う。透明性というのは、特に発展途上国などで、投資をしていたり、しようとしているときに、ある日突然何の前触れもなく厳しい規制ができる可能性があるとなると、予見可能性が低くなるということがあるので、そういった影響のある法律や規制を設ける際に透明性を確保しようというもの。我が国はあまり問題ないが、一定のルールを決めようということで議論がなされており、いくつかの論点に絞り込まれているという状況にある。ワシントンにおいては、その論点に関わる国が集まりずっと議論が行われ、最終日にその状況を聞いたということである。これは収束しつつあるということだと思う。

首席交渉官会合の最後に、ワシントンにいる間に終わらせようということになっていたいろいろな分野の論点があるわけだが、これに関する宿題について確認が行

われた。これで終わりというものもあれば、引き続きというものもある。引き続きとなったものを含めて、会合終了後に北京で作った作業計画のリストの改訂を行いましょうということで、後日、各国に共有されることとなると思う。

それから、今後のことについて、アメリカのメディアや一部我が国のメディアで憶測記事が書かれているが、12日最終日の全体会合で次にいつ集まろうということが議論された事実はない。ただ、全体の雰囲気として、今回議論されていない分野もあるので、今回のような首席交渉官会合、作業部会とセットになった首席交渉官会合をどこかのタイミングでもう1回は開催しないと次のステップに行くのはなかなか難しいのではないかと、という思いは共有されているのではないと思う。ただ、いつどこでということはまだ決まっていない。最近の傾向として、まずホスト国を決めて、そのホスト国がいろいろと調整するというパターンになっている。まだホスト国が決まっていないということなので、いつどこでということはこれからの調整になると思う。

以上が最終日の報告である。

(以上)

ニューヨーク
(2015 年 1 月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（１回目）

日時：平成２７年１月２７日（火）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

現地時間の１月２６日（月）午前９時から首席交渉官の全体会合が始まったので、その概要を報告させていただく。あらかじめ申し上げるが、今回の会合について、ホスト国である米国は、会合を開催していること自体を含めて一切公表していない。１２か国全体での議論が始まっているが、ＴＰＰ交渉は大詰めを迎えており、残された課題はいずれも各国にとってセンシティブなものばかりなので、今回の会合の中身について対外的に説明することは控えようという雰囲気になっている。そういう中でブリーフィングを行うことの難しさをご理解願いたい。

２６日（月）は午前９時から全体会合が始まった。通常であれば、今後のスケジュールの話とかから始まるのだが、今回はそういう話は特段なく、早く中身の話に入ろうということで、午前９時から１２時まで知的財産の議論を行った。いつもの「ＣＮ＋１」（首席交渉官＋知財の交渉官）のスタイルで、知財のワーキンググループ（作業部会）議長から全体説明があった。知財の作業部会は２３日（金）から行われており、この時点でまる３日間、議論が行われている。作業部会の報告によれば、閣僚で議論しないと解決しないと思われる論点以外についてはニューヨーク（ＮＹ）で終わらせるという決意の下、ＮＹで終わらせるべき論点を書き出し、その論点ごとに何が議論になっているのか、それについてどの国がどんなこだわりを見せているのかというパッケージリストができつつあるという報告があった。ＮＹにいる間に、それぞれの論点において名指しされている国々がバイ会談をやったり、少数国会合をやったりして合意案を導き出し、できればその部分について条文作成の作業までして、後で揉めないように固めてしまおうというぐらいの勢いでやるといふ。これまでの首席交渉官会合における知財の議論の仕方からすると、まとめモードに入っているという感じはする。

なお、あらかじめ申し上げるが、閣僚マターはどういう論点なのか、ＮＹで終わらせる論点はいくつくらいあるのか、それらは例えばどんなものか等々、お聞きになりたいことと思うが、最初に申し上げたように、今回の会議の内容は一切言わないことになっているので、それをお答えすることは困難であることをご理解いただきたい。

知財については１２時まで議論を行い、パッケージリストのそれぞれの論点について、作業部会の議長からの説明を聞いて、ＣＮから質問をしたり指示したりということがあった。それから、閣僚で議論すべき論点についてもＣＮから意見が寄せられ、どの辺が落としどころかというランディングゾーン、幅をもった落としどころのイメージを作業部会で取りまとめて、３０日あたりにもう一度ＣＮで議論しようということになった。

鶴岡首席は、その後、２６日の昼に１か国の首席とバイの協議を行った。

午後については、これまではいつも2時頃から全体会合を始めていたが、今回は午前中に全体会合を行い、昼の時間帯にそれぞれバイの協議を行って、午後から夕方までは少数国会合に充て、夕方にもう一度全体会合で集まって、少数国会合で議論したことを踏まえ平場で議論するという3部構成になっている、このスタイルは初めてのものである。26日は午後1時半から4時まで少数国会合、12人のCNが2つのグループに分かれて、2つの少数国グループで議論が行われた。この日は、テクニカルな論点として、TBTと物品テキストの2つのグループで議論を行った。議論したのは、閣僚には上げないテクニカルな論点とはいいいながら、毎回CNで議論しても收拾がつかなかったというものである。鶴岡首席はTBTのグループに入り、その結果を4時半からの全体会合で議論している。物品テキストのグループには、我が国からは物品担当の交渉官が参加している。TBTの方は26日夕方に議論し、物品テキストは27日のCN会合で議論することになっている。平場でやると効率の悪い論点については、少数国会合でまず案を固めてから全体会合に諮るというやり方。

4時半から6時頃までは3部構成の3部目、再度の全体会合が開かれ、少数国でやったTBT (Technical Barriers to Trade) を取り上げた。これは殆ど既存のTBT協定そのままであり、ほぼテキストの内容は固まっている。北京会合でも「ほぼ合意」という評価であったが、1点だけ、各国の利害とあまり関係ない学術的、国際法的な観点からの論点が残っており、これまで延々と議論が続いてきたものだが、さすがにそれは終わらせようということで、少数国の間である程度現実的な整理案が出てきて、鶴岡首席もそこで色々と指摘をして、まもなく終わりそうな雰囲気である。

夕方の全体会合ではもう1つ、「E-commerce」(電子商取引)、これも殆ど終わっているが、CNレベルの論点として、2か国が強く異議を唱えていたものが1つ残っていたが、この日の議論を経て1か国は軟化し。もう1か国も条件付でという感じで、これもNYにいる間に決着できる見通し。

鶴岡首席は26日の夜、さらにもう1か国とバイの協議を行った。ちなみに鶴岡首席は23日にNY入りし、24日、25日、それぞれ1か国ずつとバイの協議を行っている。

分野別の作業部会に関しては、知財が23日から開かれており、最終日の2月1日まで行われる予定。25日からは投資と原産地規則の作業部会が開かれている。26日からはさらに、国有企業、法的・制度的事項、物品貿易のテキストを議論する作業部会が開かれている。原産地規則の部会は、あるときは繊維の部会にもなるわけで、実際26日には、午前中に原産地規則の部会、午後には繊維の部会を行っている。物品MAの交渉については、交渉官以下のチームが現地入りし、26日に2か国とバイの協議を行っている。

翌27日は、午前中はCN会合で物品テキストの話をする予定で、彼らはそこに立会う。午後をバイに充てようということで、取り敢えず1か国とバイ協議の予定が入っている。

大江代理は今日の夕方の便でNYに向かう予定だったが欠航になり、明日午前中の便に変更。28日(現地時間)午後からバイの協議が予定されているところ、それには間に合う予定である。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（２回目）

日時：平成２７年１月２８日（水）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

首席交渉官会合２日目の２７日は、午前９時から物品貿易のテキストと貿易救済について議論を行った。この２つは別のチャプターだが、各国とも交渉官が兼務していることから、前回のワシントン会合頃から、セットで扱われている。物品貿易については、今朝配信されたアメリカの通商専門紙は、火曜日には輸出補助金の話題が出るのではないかと報じているが、それ以外にも物品のテキストにはいくつか論点が残っており、それら残された論点について議論がなされた。そのうち、我が国の利害にあまり関係しない論点が２つほどあり、それが今日の議論の中心。若干、各論も残っているが、各論については、市場アクセスの交渉次第というところである。

貿易救済は、セーフガードの一般論である。農産品のように個別品目について、協議をしてそれぞれのセーフガードを決めることもあるが、そういうものがない場合の一般的なセーフガードについて規定するもの。北京会合の閣僚の報告にも載っていなかったが、精査すると２点ほど論点が残っているということで、先月のワシントン会合辺りから、物品のテキストと一緒に議論されている。貿易救済の方は、市場アクセス交渉とはリンクしないが、物品と同じコマで議論されているので、何となく物品テキストと同じように市場アクセス交渉次第という雰囲気になっており、この日も、最終的には終わっていない。ただ、時間の問題だと思う。

１２時からの昼休みでは、鶴岡首席交渉官は１か国とバイの会談を行った。

午後２時から少数国の会合。大部分の首席交渉官は午前中の物品のテキストの続きをしようということで、鶴岡首席もそこに加わって物品テキストの議論を行った。

午後４時から６時頃までは、国有企業である。作業部会が２６日から行われており、このときまでほぼ２日間議論が行われた。作業部会からの報告では、例外の扱いに関する議論よりも、ニューヨークでは、一般原則を定めるテキストをクリーンにすることを目標に議論しているとのことであつた。テキストをクリーンにすることで、例外の扱いについての議論も進むのではないかという考えのようである。テキストの作業は前回のワシントン会合でかなり進んでおり、今残っているのは、それなりに数はあるが、詰めの論点に近いものである。だが、国内政策との関係で非常にセンシティブな国もあるので簡単ではない。この日は、作業部会の報告を聞いた後、３１日に首席交渉官で再度議論することになり、それまでに詰めるべき論点について首席交渉官から指示が出された。

鶴岡首席は、２４日から２７日の昼までに、延べ５か国の首席交渉官とバイの協議を行っているが、２７日の夜は、このうちの２か国と再度協議を行った。２か国目との協議が終わったのは、夜遅くであつたようだ。

市場アクセスの交渉官のチームは、午前中は、首席交渉官の全体会合に出て物品

テキストの議論をしたが、午後は2か国と協議を行った。大江首席交渉官代理は、現地時間28日午後から2か国との協議の予定が入っている。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（３回目）

日時：平成２７年１月２９日（木）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

首席交渉官会合３日目の２８日（現地時間）は、午前９時から午後７時過ぎまで、ほとんどの時間をリーガル（法的・制度的事項）に充てて議論を行った模様。今回の会合でどういう具体的な論点について議論されたかは対外的に明らかにしないという制約がある中で、法的・制度的事項における論点を、あくまで一般論として紹介すると、内閣官房の資料にも書かれているが、紛争処理の手続き。それから、北京の閣僚報告にも書かれているが、透明性の確保、もう１つは腐敗防止である。北京の報告書における評価は「作業中」。５段階評価でいう「合意」、「合意近し」、「進展」、「作業中」、「難しい」のうち、下から２番目である。

リーガルについては、昨年７月のオタワ会合から毎回、相当の時間を割いて議論しており、論点の数は随分減ってきている。ただ、それぞれの国の経済的な利害に直接関係するというよりは、法技術的なテーマが多いので、妥協するとか、他との取引でというようにしにくく、難しいということである。昨日いくつか片付いた細かい問題もあったが、まだ論点が残っている状況。でも、ワシントンと今回を合わせると「進展」と評価できると思う。リーガルは作業部会（WG）も並行して２６日から開かれており、最終日までみっちり行う予定である。リーガルはいつもそうだが、CNからの指示を受け、法律の専門家が揃っているWGで詰めの議論を行うというやり方なので、ニューヨーク（NY）にいる間、昨日CNから出された多くの指示をWGで整理することを期待したい。

この日の午後の残り時間は原産地規則（ROO）を扱った。原産地規則は、何度も申し上げているが、基本的なルールを決めるテキストと、個別の品目ごとに原産地の基準を１品１品、ライン・バイ・ラインで決めるPSRという２本立てである。北京の報告書では、「相当数の品目について実質的に進展させた」と書かれているが、昨日のCN会合ではテキストの残された課題について議論を行った。残っている論点のうち半分ぐらいはMA交渉次第というもので、それ以外のものを主として扱った模様。これもだいぶ収束に向かっており、もう少しというところである。PSRはまだ相当のライン数が残っている。これはCNというよりWGでやるしかないもので、精力的な調整が進められているが、現在残っているものにはMA交渉でセンシティブな品目が多く、MAが終わらないと原産地の議論に入れないというものばかりである。まさに原産地はMA交渉と表裏一体なので、原産地の作業が最後まで残るのはFTA交渉の宿命である。この日は最後に繊維の議論も行う予定だったが時間切れになってしまい、２９日は繊維から議論を始めることになる。

今回は少数国会合に午後の時間を充てることになっているが、２８日はリーガルの時間がかかなり延びてしまい、午後も早く始めようということになったので、少数国会合の時間はあまり取れず、バイの協議を行う必要のある国があれば２国間でどうぞという感じで終始し、我が国は参加しなかった。鶴岡首席は２８日、バイの協

議は行っていない。

分野別の作業部会（WG）については、28日に行ったのは知的財産（23日から実施中）、国有企業、投資、リーガル、原産地規則である。これらに加え、金融サービスと環境についても、交渉官が集まって調整がなされた模様。環境はCNに上げる論点の確認等を行っているのではないか。

大江代理は28日に到着し、午後から2か国のCNとMAバイ協議を行った。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（４回目）

日時：平成２７年１月３０日（金）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

２９日の首席交渉官の全体会合は、午前中のみであった。最初は、物品関税だけでなく、サービス・投資のＮＣＭ（不適合措置）や政府調達の基本額などを含めた広い意味での市場アクセスの交渉状況について、各国から現状を報告しあい、前に進めていこうということになった。市場アクセス交渉の常だが、平場で議論しても、お互いの立場の表明に終わり、今回の場で何かが決まったということはない。

次に金融サービスで、作業部会から進捗の報告を受けた。こだわりの強い国がある問題が１つある他、広く言えば、それ以外にもテクニカルな論点が残っているが、投資チャプターとの整合性等の話であり、いくつかの国が議論している状況である。

引き続き、昨日できなかった繊維について議論し、作業部会からの報告を受けた。テキストについては、ずいぶん進んできているということである。残っているいくつかの課題は、意見を言っている国の間で適宜進めることとなった。

午後は、全体会合はやらずに、特に環境について、少数国で論点整理を行うことになった。環境で残された論点はいくつかあるが、それにかかわる国同士で直接に議論した方がいいということになり、平場ではなく非公式の調整が続けられている。

その間、鶴岡首席交渉官は１か国とバイの協議を行った。

大江首席交渉官代理は、１か国と先方の首席交渉官も交えて２対２で協議を行った。別の国の首席交渉官とも短時間の議論をした。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（５回目）

日時：平成２７年２月２日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

まず現地時間１月３０日（金）は、終日知的財産を扱った。作業部会で作成している論点集（パッケージリスト）には、純粹にテクニカルなものと、特定の国同士で意見の対立があるもの、の２種類がある。特定の国同士で議論しているものについては、平場の議論を行う前にその国同士でよく詰めるべきということで、午前中は全体会合を取って行わず、バイの協議や少数国での調整が続けられた。閣僚に上げずに済ませたい論点を先に詰めるので、我が国はほとんど絡んでいない。

午後１時過ぎから全体会合が始まり、作業部会から進捗状況の報告があった。テクニカルな論点については作業部会の中で詰めていき、且つ、国同士の利害対立があって少数国での調整が必要な論点については少数国同士で調整すべきというＣＮからの指示があり、午後３時頃にはブレイクして、引き続き少数国会合で協議しようという流れになった。昨年、フロマン代表が知財で残っている大きな論点は「a dozen」と言ったことがあったが、今作業部会で整理している論点は、ある１つの論点を細分化した形で、論点ごとに絡んでいる国が特定できるような形で整理しているので、詰めるべき論点の数は「a dozen」より多い。ただ、その分、何を調整しなければならないかが明確になっている。

その後、夕方５時４５分頃から再度全体会合があり、７時過ぎまで続いた。ここでは閣僚に上げる必要があると思われる論点について議論を行った。何が閣僚マターかということを含め、どういう論点について話し合われたかは今回言わないことになっているので、なかなか言い方が難しいが、多分皆さんご存知の論点だと思う。

この日、鶴岡首席は２か国のＣＮとバイの協議を行った。他方、大江代理は、米国の通商専門誌でも報じられているように、米国ＵＳＴＲのヴェッター首席農業交渉官との協議を行った。この日、カトラ一次席代表代行はワシントンで森大使と協議をしていたが、米国時間で本日（２日）からワシントンで大江代理とカトラ一次席代表代行との２×２協議を始めるのに先立ち、ヴェッター首席農業交渉官と協議を始めたということである。

翌３１日は、全体会合が中心であった。まず投資についての議論を行った。シドニーの閣僚会合で議論された閣僚案件が６分野あり、投資はそのうちの１つであるが、ＩＳＤＳ絡みの論点が政治イシューであることはこれまでも紹介されているところであり、今回の会合ではそれ以外の論点、大きなもので２、３残っていて、これらがやや難問だったが、ニューヨーク（ＮＹＣ）ではこれらの論点について最終案を作成し、各国が持ち帰って検討することになった。この段階になるとどこの国の首席交渉官もその場で良し悪しを断言しづらく、個別の問題とかは関係省庁と相談しなければならないので、一度持ち帰って検討しなければならない。なので、その場で片付いたというわけではないものの、各国に持ち帰らせたということが大事であり、だいたいいい感じになってきたと思う。

国有企業については、一般規律を定めるテキストの部分と、それぞれの国にある個々の国有企業の取扱いを議論する2つのパートからなっている。NYCではそのうち、テキストをなるべく整理しようということで議論してきており、いくつかあった論点が、今は2つか3つの論点に集約されている模様。残っている論点はやや応用問題であり、特殊な事例を想定して、こういう場合にどうするのかという議論なので、これまでの論点と比べるとテクニカルな感じがする。従って、テキストだけでいうと相当進んだという感じがするが、個別企業をどうするかという問題はまだそのまま残っているので、全体としては合意にはまだまだという状況である。テキストについての残された論点を各国が持ち帰るとともに、個別企業についての宿題を各国が今度こそ終わらせるという前提で、今後それを、リアルかバーチャルかは別にして、作業部会で全体の調整を行うという流れになっていくということである。

それからこの日は、もう一度知財の議論を行った。前の日に引き続き、閣僚案件について議論したが、予想通り、これについて結論は出なかった。引き続き、それ以外の論点のパッケージづくりをしようということになった。実際、各国の知財担当の交渉官は多忙であり、パイの協議や少数国の協議を精力的にこなしていた。

最終日の2月1日は、NYCで議論した論点のすべてをもう一度レビューした。すべての論点について、これは閣僚に上げるものなのか、できればその前に終わらせたいものなのかという整理は明確にできたが、閣僚に上げずに済ませたいというものについては、先ほど申し上げたように、各国が持ち帰って国内調整に諮るもののがかなりある。知財と国有企業以外の分野で、閣僚に上げない論点については、その場で合意という形にならなかったから、見かけ上はあまり進んでいないように見えるが、各国の国内調整が終われば収束するという状況にまできている。一方で、知財については、同じように持ち帰れる状態になった論点もあるが、まだパッケージづくりそのものが終わっていない状況である。つまり、論点ごとに調整案を1つに絞って各国に持ち帰らせるような状態にもっていけるところまで至っていない論点があるということである。従って、ワーキングレベルでの調整が引き続き必要な段階である。

国有企業と投資についても、ワーキングレベルでの調整を引き続き行うということで、先ほど申し上げたとおり、リアルかバーチャルかよくわからないが、作業を行うということである。それから、原産地規則で進展があったと書いている記事も本日あったが、先週説明したとおり、これは物品交渉待ちの要素がかなり強い分野。

皆さんが最も聞きたいと思われる、今後どうするかということについてであるが、知的財産、国有企業、その他、たとえば投資のように、閣僚に上げるための論点を絞り込む必要のある分野を中心に、作業部会、ワーキングレベルでの調整をしばらく続けるということが確認されている。また、多くの分野で、各国が持ち帰ることになった論点については12か国でそれぞれきちんと国内調整をして片づけるということを並行して進めるとことが確認された。12か国が集まる首席会合がもう一度ありそうなのか、閣僚会合になだれ込めそうな状況なのかという質問をよく受けるが、結論からいうと、今申し上げたような、知的財産や国有企業を中心にした作業部会での議論、それと並行して、NYCでそれなりに進んだ論点について各国が国内調整を進めて最終的な結論まで整理するという作業を、まずはそれぞれ

の国、それぞれのワーキングレベルで進めて、どこかのタイミングでそれらを確認して、その後どうするかについて調整することになると思う。

閣僚会合、いずれは開催することになると思うが、具体的な時期や場所についてはこれから調整する話であり、いつ頃を目途にということはまだ決まっていない。問われれば、「サブスタンスがスケジュールを決める」という、いつものコメントラインということになる。

(以上)

ハワイ

(2015 年 3 月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（１回目）

日時：平成２７年３月１１日（水）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

ハワイで開催されている首席交渉官会合ほか一連の会合について報告する。鶴岡首席交渉官は６日にハワイ入りをしている。ホスト国の発表では、９日から会合が始まることになっているが、実際には、首席交渉官の全体会合は１０日から始まっている。９日は、一部のワーキンググループと首席交渉官のバイ協議に充てることになっていた。鶴岡首席交渉官は、早めに現地入りしているため、７日から９日までの間に６か国の首席交渉官とバイの協議を行った。この他、バイ協議を行った６か国と重なるが、複数の国の首席交渉官と少数国の会議を行った。首席交渉官同士のバイの協議では、今後のスケジュールの話というよりは、日本とその国との間で具体的に懸案になっている課題や、我が国との関係ではあまり問題となっていないが、その相手国にとっては非常に重要な課題を全体の中でどのように処理していくかといった話をした。

現地１０日の朝に首席交渉官の全体会合が始まった。午前中は、閣僚レベルに上げずに処理できる案件はできるだけハワイで片付けようではないか、閣僚レベルに上げる案件もできるだけ間合いを縮めようという、今会合での目標が確認されたということである。前回も同じような目標だったかもしれないが、いずれにせよ、この目標が共有された。ハワイ会合後のスケジュールについては、特段、いつ頃どういう会議を、という話にはならなかった。まずは、ハワイ会合でできるところまでやろうという感じである。

午前の会合は昼頃終わり、その後は、必要に応じてバイの協議を行うということで、夕方まで全体会合は中断した。鶴岡首席交渉官は、この日はバイの協議は入れていない。

夕方の全体会議は午後４時過ぎから６時頃まで行われ、国有企業を扱った。国有企業は、先々週に、ワーキンググループだけで集まる中間会合があり、そこでの結果が報告された。国有企業は、前回のニューヨーク会合ではテキスト中心に議論したが、いくつか課題が残っており、それらの課題も含め、整理・調整する必要がある「宿題」をリストアップした。この宿題について、中間会合などで議論した結果、かなりの数が「済み」となった。こうした進捗の報告が首席交渉官の全体会合で行われた。ある首席交渉官からは評価のコメントがあったが、まだ全部が片付いたわけではなく、残っている課題をワーキンググループでこなし、１４日に首席交渉官の全体会合で取り上げることとなった。課題は残っているが、知的財産のように異なる２案が鋭く対立するような感じではなく、技術的な論点についての議論を整理している。もっとも、ある論点については重要な論点であると主張する国もあるが、客観的に他の分野と比べると、技術的に整理可能な問題ではないかと思う。テキストの本体ではない、いわゆる附属書レベルの調整は、ワーキンググループのレベルで、今まに行われているところ。全体会合だけでなく、バイや少数国などで形を

変えながら調整をしている。

並行して開催されている分野別のワーキンググループについて説明すると、国有企業は、9日から15日まで通して行う。この他、9日から交渉官が集まっているのは、知的財産、投資、物品貿易、法的・制度的事項、原産地規則（繊維含む）、政府調達である。9日は、国有企業は全体会議を行ったが、それ以外のグループは全体会議をやらずにバイや少数国の協議を行った。10日に全体会議を開催したのは、国有企業に加え、投資、原産地規則（繊維含む）、物品貿易（テキスト）、法的・制度的事項のワーキンググループである。よって、10日に全体会議を開催したのは5グループ、分野としては、原産地規則は繊維と重複するので、6分野となっている。

物品市場アクセスの協議は、9日は、交渉官レベルでのバイの協議を2か国と行った。10日は物品貿易のテキストのワーキンググループがあったので、バイの協議は行われていない。大江首席交渉官代理は、現地時間の10日午後にハワイ入りし、その日の夕刻、首席交渉官会合後に1か国とバイの協議を行った。

なお、本日はブリーフィングの初日であるので、現地の状況を多少お伝えしたい。ハワイはずっと雨で、肌寒いようだ。

首席交渉官会議の会場となっているホテルには各国首席以下数名分しか宿泊部屋が確保されず、わが国を含め、各国の交渉団の大半は、そこから15分くらいの大きなホテルに宿泊している。そのホテルは広大で、正面玄関までたどり着くのに乗り物に乗る必要があるらしく、多くの家族連れの観光客が見守る中、各国の交渉団が毎朝いっせいに大挙してホテル内を玄関まで通勤ラッシュのようにして移動、交渉会場までの連絡バスは適宜循環しているが、乗り遅れる者が続出で、わが国の交渉官をはじめ多くの交渉チームが、雨の中15分かけて徒歩で会場に向かうという状況らしい。

各ワーキンググループとも遅くまでやっており、巡回バスの最終が早いので、帰りも徒歩。しかも、最寄りの飲食店も早く閉まってしまうので、夜は、交渉会合終了後、スーパーで冷えたサンドイッチを買って食べているということのようである。場所がハワイということから受ける印象とはだいぶ異なる環境の中で、我が国交渉団は頑張っているということをご理解いただきたい。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（２回目）

日時：平成２７年３月１２日（木）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

現地時間の１１日の朝９時から首席交渉官の全体会合２日目が始まった。冒頭、知的財産について、チェックイン（進捗の確認）が行われた。知的財産のワーキンググループは、９日からバイや少数国の協議をずっと行ってきたが、１１日から全体会議に移行することから、その前に首席交渉官でチェックインを行うという趣旨である。ハワイ会合の前にも少数国の会合などを行っていたようであり、その進捗状況の報告が議長国からあった。知的財産は、進んでいるのかそうでないのか、皆さんの関心が高いところだと思うが、それだけに、何とも説明しにくい状況。閣僚に上がりそうな案件についても、これまでの膠着状態から、少しは動き出したという感じはする。閣僚に上げずに処理しようという案件は、パッケージリストにし、一つ一つ潰していくという作業をしており、進んでいると言えば進んでいるが、まだ多くの論点について各国が留保しているという状況。反対が留保に変わったことをもって進展と言え、進展なのかもしれない。各首席交渉官から、パッケージリストについては、ハワイ会合中にできるだけ片付けよという指示が出されたようだ。首席交渉官会合では、土日に知的財産の議論をする予定なので、それまでにできるだけ進めるよう指示があった。

午前中の残りの時間は、物品貿易のテキストの議論があった。物品貿易のテキストは、物品の関税交渉と、いわば江戸、長崎の関係にある。関税交渉がどの国も難しい問題を残して厳しい交渉になっているので、テキストの議論については、個別の関税交渉とリンクはしないが、実際には、特定の論点についてこだわる国に対抗して、他の論点をぶつける国が出てくるなど、明らかに２国間の関税交渉を意識して、議論がなかなか収斂しない感じである。意外に多くの論点が残っているが、ある論点にこだわっている国が、関税交渉で取れるものが取れば旗を降ろすだろうというものもいくつかありそうなので、いま議論しているものが最後までどれ程残るか分からない状況。そういうことなので、我が国含め各国は、関税交渉と同じように辛抱強く対応している。

午前中の会議を１２時半頃まで行い、その後、午後１時前からはバイ協議の時間となった。鶴岡首席交渉官は、２か国の首席交渉官とバイの協議を行った。

午後４時過ぎから全体会合が再開され、法的・制度的事項についての協議が行われた。法的・制度的事項で残っているのは、大きく分けて、紛争処理と透明性・腐敗防止である。腐敗防止は、日本以外の国ではこういうことを導入するのも大議論になるのか、という感じの議論が続いていたが、電話会議などで調整を続けてきたこともあり、今回、随分整理されたことから、時間の問題ということだと思う。紛争処理の方が本来的には難易度が高いが、こちらにも非常にテクニカルな論点しか残っていない状況。法的・制度的事項は、今週中にもう一度議論することになっている。

並行して開催されているワーキンググループのうち、全体会合が行われたのは、昨日に引き続き、国有企業、知的財産、投資、法的・制度的事項、原産地規則（繊維含む）であり、これに加え、環境も開催された。物品貿易と政府調達、バイの協議が行われた。

物品市場アクセスの協議は、事務方が2か国とバイの協議を行った。大江首席交渉官代理は、11日夕方に米国と協議を行った。結果の報告はまだ受けていない。

12日の首席交渉官の全体会合は、環境から始めることが決まっているが、その後の予定は流動的である。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（３回目）

日時：平成２７年３月１３日（金）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

１２日は首席交渉官全体会合３日目である。午前中は、環境の議論を行った。環境は、もともと、昨年１０月のシドニー会合で大きな進展があり、もはや難航分野でないという位置づけとなり、１２月のワシントン会合でできればクローズしようという雰囲気でも議論したが、そうはならなかった。１月のニューヨーク会合の後、意見を出している国が絞られているので、その意見を出している国も含めた関係国の間で調整がずっと続けられてきた。議長国がずっと調整を続けてきて、昨日もワーキンググループを行ったが、内容面で意見を言っている国があるので、なるべくそれを踏まえたテキストの書き振りの調整をしている。もうすぐ終わりそうと思われていたが、今朝の議論では、内容面よりも、今後の議論の進め方などについて意見が出され、もう一度交渉官レベルで調整をすることとなった。１３日の会議で報告できるかは微妙なところ。午後は、バイや少数国会合の時間に充てられ、鶴岡首席交渉官は少数国会合に参加した。

夕方から全体会合が再開され、市場アクセスの議論をした。市場アクセスは、物品の関税の市場アクセスだけでなく、投資や越境サービスに関する市場アクセスであるNCM、金融サービス分野における外国の金融資本に関わる市場アクセス、ビジネスマンの一時的入国、政府調達に関するものがある。WTOの政府調達協定に入っていない国が８か国あるので、それらの国を中心に、国ごとに、どういうものをどういう基準で開けるのかということ協定している。これも一種の市場アクセスということで、以上のものを幅広く市場アクセスと呼んでおり、オタワの会合から、毎回の首席会議で、１２人の首席交渉官が、自国の市場アクセスに関する調整状況を一人ずつ口頭で紹介しあうというのが定番化し、昨日はそれに充てられた。物品も、日米も含めて難しい問題が残っている国が多いが、紹介しあう中で、物品が片付かないことも原因だと思うが、NCMの協議が物品に比べて遅れ気味ということで、NCMを加速させようという認識が共有された。

並行している分野別のワーキンググループは、昨日に引き続き、国有企業、知的財産、法的・制度的事項、原産地規則（繊維含む）の４グループである。環境のワーキンググループは昨日だけであるが、先ほど申し上げたように、今日も何か国かで集まって引き続き調整をしていると思う。投資のワーキンググループは昨日まで行っていたが、今日からNCMのバイの協議に切り替わった。切り替わったと言うのは、国によっては、投資の交渉官がNCMの交渉官を兼ねる国があるためである。NCMの協議は最終日まで精力的に行われることになっている。NCMの交渉は、我が国にとって、特にビジネスチャンスにつながるアジアの国々に対して、完全に攻めの分野になっている。そうではあるが、関税交渉の様子見て保留扱いの項目が結構多いということで、交渉官レベルではなかなか動かないものがあるので、今会合では、鶴岡首席交渉官は、首席交渉官同士のバイの協議の際に、この部分をかな

り力強く攻めているところ。

大江首席交渉官代理は、12日は、前日に引き続き、米国と事務レベルの協議を行った。この他、米国以外の2か国と協議を行った。大江首席交渉官代理以外の交渉官レベルの協議は、午前中に1か国とバイの協議を行った。

13日は、午前中はバイと少数国の協議を行う予定であり、予定はすべて流動的だが、現時点では、午後は原産地規則、夕食休憩を挟んで、夜7時半から投資を行う予定。14日（土）は、午前中に国有企業を行い、午後は知的財産を行う予定。最終日の15日（日）は、午前は引き続き知的財産をやり、残りの時間をハワイ会合中に議論した宿題の返しをやる予定。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（４回目）

日時：平成２７年３月１６日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

ハワイでのＴＰＰ首席交渉官会合は、現地時間１５日午後６時前に終了した。週末を挟んだ関係で、１３日（金）から最終日までの分をまとめて報告する。

１３日（金）の午前中は、バイや少数国での協議を行った。昼は、鶴岡首席交渉官は、４か国の首席交渉官とバイの協議を行った。特定のテーマでなく、全体の話を取った。

午後は、繊維と原産地規則を扱い、投資まで予定していたが、結局原産地規則を夜まで行った。繊維は、元々、特定の国同士の話が多く、まだ懸案がいくつか残っているが、特定の国同士の話なので、調整中という報告があった。この日の原産地規則は、かなりの時間をＰＳＲ（個別品目ごとのルール）ではなく、一般規定であるテキストの議論に充てた。最近、原産地規則の議論では、ＰＳＲの方はそれなりに粛々と進んでいるが、こちらを固めていくと、ある国にとって、そこで心配事がある場合に、その心配事を一般規定で手当てしたいと考え、テキストにあれを入れたい、これを入れたいという意見が出るようになった。これは、時間稼ぎではなく、心配事があると言っているのだから、そういう提案の一つ一つについて、何が心配なのか全体で確認し、手当の仕方を考え、テキストをできるだけハワイ会合で片付けようと、丁寧なプロセスを経て整理した。原産地規則は物品貿易の裏番組なので、これとの絡みで残るものはあるが、それ以外の一般的な話は、おおむね、ハワイ会合で方向性が整理されることになったと思う。

その後、鶴岡首席交渉官は、１か国の首席交渉官とバイ協議を行った。

１４日（土）の午前中は、まずテクニカルな論点を扱った。分野でいうと、マーケットアクセスと原産地規則の両方にまたがるような話があり、テキストに書く規律というよりは、決め事のような話について、協定をまとめるまでには一度整理しないといけないという案件がずっと残っていた。それをそろそろ整理するということになり、これまで少数国で詰めていたが、平場で議論することになり、この時間に議論をした。これは、どこかの国が損をしたり得をしたりという話でなく、実務的に決めておかないと現場が混乱するというたぐいの話である。

次に投資の議論を行った。投資の章は、ＩＳＤＳがあるので、最終的には閣僚レベルに上げて決めるという形をとるかもしれないが、そうだとすると、実質的にできるだけ首席交渉官レベルで解決策の提示をしようとワーキンググループで精力的に調整を行ってきた。この日も、これも時間稼ぎではなく、国内法との関係で整理が必要とかいう事情により意見を言っている国があり、原産地規則と同様に、各国の心配事を一つ一つ丁寧に聞いて、調整案を検討した。それを首席交渉官が指導し、あと１日ワーキンググループで調整し、投資については、ランディングゾーンを固めて各国が持ち帰り、国内調整のプロセスに入るべしという指示があった。

次に国有企業。このワーキンググループの雰囲気は悪くなく、課題は残っている

が、粛々と調整を続けているという状況である。テキストはかなり論点が片付いたと初日に説明したが、その段階では、片手では足りないくらいの数の課題が残っていたが、ハワイ会合中に半分くらいに減らせたのではないかなと思う。残っている論点も、実務的な懸念から出ているものが多く、最終日までのあと1日でできるだけ調整し、なるべく国内プロセスに持ち込むようにとの指示があった。附属書レベルの議論は、まず各国が出してきたリストを、物品交渉におけるオファーのように捉えて、それに対して、各国がリストに残す理由を問いただすという、オファー・リクエストのやり方で効率的に行っている。リクエストも事前に調整して数か国が連名で出すという工夫もし、ハワイ会合ではワーキンググループを精力的に行った。ワーキンググループは、首席交渉官会合に諮るまえに全体会合を行い、それぞれの国に対する各国のリクエストを確認し、登録するというプロセスを丁寧にこなし、リクエストを受けた国は、それぞれ国に持ち帰り、国内調整をすることになった。

この日は盛りだくさんで、最後に知的財産の議論をした。まずは閣僚に上げないで整理したい課題について議論した。一つ一つの論点が、どこの国とどこの国が対立しているか明確になるように細分化されているので、数としては残っているが、各論点については関係国が特定されているので、理論上は、関係国でお互いバイや少数国で調整すれば、時間をかければ終わるはずではある。だが、テクニカルに難しいというのもあり、また、そうでないものも、お互いに立場は分かっているが、例えば他の問題、医薬品の問題がまだ決着してないから、または、知的財産以外の分野で取りたいものが取れないから降りないのだ、というようなものもある。知的財産が難航しているから全体が終わらないのか、全体が終わらないから知的財産が難航しているのか、関係が非常に難しいが、やはり、これだけ多くの分野を扱う交渉なので、終盤になると、そういうところが出てくるとのことだと思う。

鶴岡首席交渉官は、この日、3か国とバイの協議を行っている。

15日(日)の最終日は、前日の知的財産で閣僚に上げないで整理するものを扱ったが、閣僚マターと思われる課題について議論した。結論から言うと、まだ各国の立場にかなりの開きがあり、いきなり閣僚には上げられないという感じである。最終日は、知的財産の閣僚案件の後、国有企業、投資、前日に議論した実務的な話について、ワーキンググループで今後どういう調整をするか、基本的には国内プロセスということだと思うが、そういう報告を受けた後、去年の北京の後から作成している宿題リストを一つ一つ確認して終了した。

大江首席交渉官代理は、13日以降、米国以外の3か国と協議した。

全体としては、一定の進展があったが、まだ難しい課題が残っているというのがハワイ会合の総括である。まだ開きが大きい課題が残っているので、このまま直ちに閣僚レベルの協議に移るというよりは、交渉官レベルや首席交渉官レベルで調整する必要があるということである。今後の日程は、これからの調整であり、全く未定である。一部、米国の通商専門紙で、閣僚会合の日程に関する記事が出ているが、よく読むと、いずれも憶測であり、去年もAPECの閣僚会合の後にシンガポールで閣僚会合を行ったところからの類推である。事実としては、まだ調整がなされていない状況である。

米国の通商専門紙を読むと、ハワイ会合を「more relaxed atmosphere」としてある記事があるが、現地の日本の交渉団に聞くと、我が国の受け止めかも知れない

が、特に最後の３日間は、これまでのどの首席交渉官会合よりも真剣に議論が行われているというのが感想。今まで議論してきた課題だけでなく、ご説明したように、いつかは議論しないとずっと思いながらこれまで全く整理されてこなかった実務的な課題も含めて、真剣に、かつ、まずは少数国で論点整理をし、その後平場で説明するというプロセスをかなり丁寧に行ったということだと思う。そういう意味では、大詰めらしい議論がされたと思う。

(以上)

日米閣僚協議
(2015 年 4 月)

甘利大臣記者ぶら下がりの概要（日米閣僚協議終了後）

日時：平成２７年４月２１日（火）

場所：内閣府

【冒頭発言】

一昨日１９日の夜から先程まで米国フローマン通商代表と私とで日米間の残された課題であるコメを含む農産品と自動車について、これまでの事務レベルでの協議を踏まえ、閣僚間で大変厳しい協議を続けてきた。双方の夜を徹した努力により、２国間の距離は相当狭まってきたが、コメを含む農産品及び自動車については、依然として課題が残っており、まだ合意までには努力を要する。両大臣は、双方のチームに、残された課題に対処するための作業を継続するよう指示をした。交渉は最終局面にある。国益を最大限に実現すべく、引き続き早期妥結に向けて全力を尽くす。

（以上）

メリーランド (2015 年 4 月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（１回目）

日時：平成２７年４月２４日（金）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

今回の首席交渉官会合は現地ではナショナルハーバー会合と言われているようである。ワシントンＤＣ郊外のメリーランド州のナショナルハーバーという巨大再開発をした場所の大きなホテルが会場。２３日の午後１時半からスタートして、初日は７時半までやった。鶴岡首席交渉官は２１日１１時にここを発って、２２日は１か国とバイの協議を行い、２３日は午前中と夜に３か国の首席と会談を行った。首席交渉官会合の全体会議冒頭、ＴＰＡが進んでいるという話が米国からあった。日本、鶴岡首席からは先日フロマン代表が日本に来て、課題は残っているが日米協議は進展したという話をした。

その後、知的財産からはじまった。今回、ワーキンググループという形ほどの分野もやっていない。知財、投資、ＭＡ（物品、ＮＣＭ）、原産地規則などの交渉官が集まっているが、彼らは従来のような１２か国のＷＧはやらず、バイや少数国会合を別室でやっている。そういう意味で今までと少し違うパターン。知財の議論は、首席と知財の交渉官で、ＣＮ＋１の方式で始まった。知財については、閣僚にあげる政治イシューとそうでないイシューがあるが、閣僚にあげずに済ませたい案件はナショナルハーバーにいる間に何とか整理したい、閣僚の判断を仰ぐ案件についても、最低でもどういうあげ方をするかをここで整理したいということで、２３日に始まったばかりだが、最終日の２６日に首席に報告するという事になった。また、物品市場アクセスのテキストをざっとさわって、テクニカルな案件で各国調整の必要があるものについて議論を行い、引き続き関係国でよく調整して、最終日に首席に戻そうということになった。

２４日、２５日は、午前中は特定テーマについてバイの協議や少数国の協議にあてるということで、首席会合は午後から開催することを決めた。最終日は朝から知財をやるというところまで初日に決めたということである。

大江代理については、今日飛行機でワシントンに向かった。まだ日程ははっきりとは決まっていないが、日米事務レベル協議を続けるほか、せっかくワシントンに行くので、他の首席と協議することも考えられるが、これから日程調整するという事になると思う。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（２回目）

日時：平成２７年４月２７日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

２４日は、午後２時から６時過ぎまで、物品市場アクセスのテキストの前日からの続きとNCM（非適合措置）を行い、２５日は、午後一で投資を行う予定であったが、後で説明する理由によりキャンセルとなり、夕方、繊維について議論をした。２６日は、午前９時から知的財産、その後、物品市場アクセスのテキストの議論をし、午後２時過ぎに終了となった。

知的財産は、今回の会合でかなり時間をかけて議論したが、正直、中々難しく、閣僚で議論をする課題も含めてある程度整理しようということで始まったが、閣僚マターまでは行き着かなかった。事務レベルの案件はいくつか整理されたが、数が多いので、整理すべき点が少なからず残っているという状況。

今回会合の特徴として、首席交渉官の全体会合は長い時間行っていない。首席交渉官の全体会合の時間を極力短時間にし、分野別のワーキンググループの交渉官同士で、バイや少数国での協議をどんどん行い、各国の首席交渉官はその指導に当たるというやり方をとった。

投資は、首席交渉官でも議論する予定であったが、我が国を含めた交渉官同士のバイや少数国の協議が軌道に乗り、いい方向で整理されそうだという報告を受けたので、交渉官を呼んで首席交渉官に報告させるより、そのまま続けさせようということになり、首席交渉官での議論はキャンセルとなった。後で報告を聞くと、閣僚会議に向けた整理がかなり進んだということである。

物品市場アクセスは、テキストのうち、テクニカルであり、他の章にもまたがるため首席交渉官で扱わざるを得ないものがいくつかあるが、そのような論点、前回のハワイ会合から議論し始めたのだが、今回の会合でほぼ整理された。

分野別のワーキンググループは、１２か国の全体会議は行っていないが、知的財産、投資、物品、繊維、原産地規則、NCMについて、それぞれの交渉官が現地に集まり、バイや少数国の会合が精力的に開かれた。

鶴岡首席交渉官は、２５日、２６日とそれぞれ１か国の首席交渉官とバイの協議を行った。

物品市場アクセスの交渉官レベルでは、３か国とバイの協議を行った。

大江首席交渉官代理は、今回の会合の会場であるナショナル・ハーバーに滞

在し、米国以外の1か国と協議を行った。米国とは、24日にカトラ一次席通商代表代行と、25、26日にベッター首席農業交渉官と、先日の日米閣僚級協議を受けた事務レベル協議を行った。大江代理は、現地時間27日も引き続きカトラー氏と会う予定。森経済外交担当大使も26日にカトラー氏と協議を行った。このように、日米の事務レベルは引き続き行っており、終わるという感じではない。

今後の予定であるが、12か国の首席交渉官会合で何も話が出なかったわけではないが、少なからず課題が残っている状況の中で、閣僚会合については、何ら決まらずに終わった。ただ、どのような形であれ、最低でも首席交渉官会合からセットされることになると思うので、そのセットは、各国が持ち帰った宿題の処理状況なども踏まえて今後調整されていく。

(以上)

グアム

(2015 年5月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（１回目）

日時：平成２７年５月１８日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

グアムでの首席交渉官会合について説明する。当初、１５日から開催する予定であったが、台風により１５日は行われず、１６日も倒木による交通障害や、停電による信号停止の結果、午前に行われず、午後２時から全体会合が行われた。最初、全体的な議論が行われ、毎回議論しているとおりの、グアム会合ではどのような姿勢で臨むのかについて議論した。閣僚会合についても、当然話題にはなったものの、そもそも首席交渉官で決める事項でもなく、諸情勢次第であり、閣僚会合とは別に、グアム会合では詰められることは詰めてしまおうとの話になった。本日は１６日、１７日、１８日の分について報告する。

１６日は、最初に、労働章をオタワ会合以来久し振りに扱った。論点は２つ残されており、一点目については、ある一カ国がもう少し待ってほしいとの意見であったので待つこととなった。２点目は、テキストの確認のような論点であるが、確認の結果、国内調整が必要となったため、その結果次第で、労働章は最終日まで終わりそうな雰囲気である。

電子商取引については、テキスト上の残された論点は１点だけであるが、最後まで意見を言っていた国が一カ国あり、国内調整をするとのことであったので、これも最終日まででクローズできそうな感じである。

貿易救済については、ある一カ国がこだわっている論点の一つあり、結果として、グアム会合中にこの国と関心国との間で調整することとなっており、確定ではないが終わりそうである。

TBTについては、他の協定との関連について技術的論点がオタワ会合以来残されており、毎回議論してきたが、ようやく解決をみた。また、附属書の書きぶりで技術的な調整が残っていたが今回解決した。この時点で、TBT章は、事実上クローズした。

紛争処理については、他の章との関係で残されている論点を除けば、単独で残っている論点が３つあり、いずれもある一カ国が意見を言っていたが、今回の議論の結果、この国が国内調整を進めていくことを約束した。

１６日はこのように、今まで閉じそうで閉じなかった論点を閉じたところ。

１７日は、透明性・腐敗防止について、テキスト上、残されていた論点が一点だけであり、この論点は各国が関係する課題であるが、これまでの宿題に対して

各国の対応が余り進んでいなかったことから、これをきちんと進めるようにという指示があった。

政府調達については、テキスト上、2点論点が残っている。一点目は、もめる話ではないが、主張していたある一国が拘らないものの最後まで引っ張ると言っており、置いておくこととなった。また、もう一点について、議論の結果、主張している国が降りそうな雰囲気である。もう一つの論点もあるが、事実上収束しそうな雰囲気である。また、政府調達の国別市場アクセスについては、二国間で交渉中であるが、非常に高い基準額を提示してきた国が、額を引き下げてもよいが国内調整プロセスが必要としており、そのプロセスに入ることを約束した。

18日は、知的財産の第1回目が行われた。知的財産については、この後、20日（水）にも議論されることが決まっている。今までは、閣僚に上げない論点について首席交渉官会合でクローズさせようとしてうまくいかなかったが、今回は、閣僚にあげない論点でも特に纏めやすい5つ程度の課題について集中的に議論を行った結果、片付いたとまでは言えないが、整理、解決の方向性が出てきた。

ここまで3日間、以上のように、片付けられるものは片付けようという雰囲気で行進できている。

鶴岡首席交渉官による二国間協議については、14日に4カ国、15日に1カ国、16日に2カ国、17日に1カ国、18日に2カ国との間で行ってきており、重複している国もあるため、国数としては7つである。また、市場アクセスに関する事務的な二国間協議については1カ国との間で行った。

閣僚会議をいつ開催するのかについて、ご質問をよく頂くが、正直、わからないところであり、現時点では、首席交渉官会合での進捗状況や米国議会の動向を見て判断されるということであって、開催するともしないとも決まっていない。我々も困っている。

（以上）

澁谷審議官記者ブリーフ概要（２回目）

日時：平成２７年５月２２日（金）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

１９日（火）、４日目の首席交渉官会合はキャンセルとなった。台風が直撃した日とその翌日は交通障害でホテル間の行き来が出来ずワーキンググループが開催できない状況が続き、進捗が遅かったのでキャンセルとなったようだ。

２０日（水）、５日目の首席交渉官会合は、国有企業と知的財産を行った。国有企業は、ワーキンググループから、首席交渉官の細かいガイダンスがなくとも、ワーキングのレベルで作業を続けていけば、なんとか最後まで整理できるかもしれないという報告があった。当然、終わっているわけではないが、調整が順調に続いているということ。

知的財産は月曜日に引き続いて２回目。月曜日は、比較的結論が出せそうなものを、水曜日はもう少し難易度が高いものを扱った。論点は、大項目では３つ程度だが、細かく分けると結構な数になる。首席交渉官からも発破をかけたが、知的財産で難易度が高い課題になると、やはり、現場の交渉官だけでは判断できず、本国と相談しながらやっているようだ。日本もそうだが、本国と相談して窓口には伝えるが、知的財産のように幅が広いと様々な役所に相談しなければならず、そういうところは必ずしもすぐに意思決定できるわけではないので、中々返事が来ないということでみな苦労しているようだ。知的財産は、明日２３日（土）もやる。

２０日（水）は、鶴岡首席交渉官は、日本を入れて５か国での少数国会合を行っている。

２１日（木）、６日目は、原産地規則と物品のテキストの議論を時間をかけて行った。原産地規則のテキストで残っている論点は、関税交渉の結果により書き振りが変わるので、待ちの状態。それ以外のものはもうすぐクローズできそうなところまで来ているようだ。品目別の調整はかなり残っているが、残っているものの大半が、市場アクセスの方向性が出てこないと原産地の議論に入れないということなので、原産地としてもめているわけではないが、かなりの数が残っていて、如何ともし難いという報告があった。

物品貿易のテキストは、細かい技術的な話が、ワーキンググループで多く出てきたという感じである。いずれも、まさに最後の方になると詰めないといけない論点が次々に出てくるといふ、この手の交渉にはありがちなパターンであり、イ

メージを言えば、譲許表をまとめるときに、その様式をどうするかといった類の話である。そういう話がたくさん出てきて、さんざん議論した末に、その前に市場アクセスの中身の話を決めるのが先だという意見が出たりした。ただ、そういった細かい調整は、しないといけないものもあるが、様式のような話は、合意後、テキストを完成させて署名するまでに調整してもいい。本当に合意前に決めないといけない論点は何か、市場アクセスのワーキンググループでよく整理し、グアムにいる間に報告しろという話になった。

鶴岡首席交渉官は、21日に1か国の首席とバイの会談を行った。

また、この日の夕方、大江首席交渉官代理がグアム入りし、早速、米国のベッター首席農業交渉官とバイの協議を始めた。今日も行っている。アメリカ以外の国ともやっているが、詳しい報告はまだ受けていない。

本日22日の報告はまだ来っていないが、繊維を議論する予定となっている。

明日以降の予定は、最初の予定表は意味をなさなくなっており、毎回毎回翌日に何をするかを含めて調整をしながらやっている。

大臣が今朝の会見で述べたが、25日までの予定だった首席交渉官会合は、もう少し伸ばそうという話になっている。28日頃までやろうかという話になっているが、それより早く終わる可能性もあるし、伸びる可能性もないわけではない。早くなる可能性があるのは、各国の国内調整がこの時期大事であり、首席交渉官やワーキンググループで議論しても、国内での調整がどうしても必要であり、グアムで残って議論するのがいいのか、一度宿題として持ち帰った方がいいのか、来週、その辺りを見極めていつまでやるか決めるだろう。首席交渉官が残っている間は、関係の分科会交渉官も残る。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（３回目）

日時：平成２７年５月２５日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

２２日（金）７日目は繊維を議論した。米国の通商専門紙に繊維の議論が紹介されており、個別の繊維に関する原産地のルールの詰めが中々難しいという記事だった。関税でもめているものは、原産地でももめるというありがちなパターンである。繊維の場合、それがテキスト本体にも跳ね返っているの、この感じだとグアムでクローズするのは難しいだろう。ただ、繊維は、関心国が非常に限られているので、それらの国同士でバイや少数国の会議をやって詰めていって、グアム会合後もワーキンググループで調整をすることになったという。その後、先週も議論していたようだが、市場アクセスの譲許表の書き方や様式といった実務的な調整の議論が、引き続きこの日も行われた。このような議論をしているところから、大詰め感が感じられるのではないかな。

２３日（土）８日目は、法的・制度的事項の紛争処理について議論した。これはまだ論点が残っているが、オタワで議論し始めた頃に比べると、ずいぶん論点は片付いていて、あと数個という感じである。意見を言う国も限られてきたという感じであり、グアムで閉じるかは分からないが、もう少しというところである。その後、知的財産を時間かけて議論した。閣僚案件以外の案件と閣僚案件とあるが、この日は、閣僚案件以外の案件を中心に議論した。１つ１つワーキンググループの議長国から紹介し、例えば、ある論点については、１０個ほど未解決の課題があるが、このうち、首席交渉官に判断してもらいたいのは１つだけで、あとはワーキンググループで整理する、といった報告がそれぞれなされた。この日、実際に片付いたものもあるが、少数である。分科会では、２３日の首席交渉官会合への報告まで閣僚案件以外の案件を議論してきた。この日から、閣僚案件を中心に整理をするということで、２６日（火）の首席交渉官会合で議論する手はずになっている。

２４日（日）は、国有企業をやる予定だったが、ワーキンググループから、もう１日整理させて欲しいという申し出があり、首席交渉官会合での議論は行われていない。

確定ではないが、各国とも国内調整が必要だということで、２８日ではなく、２７日には終わらせようという話に現時点ではなっている。

鶴岡首席交渉官は、２２日から２４日までの間に３か国と個別の協議を行っ

た。大江首席交渉官代理は、本日帰国しているが、21日から24日までグアムに滞在し、米国を含む3か国とのべ9回バイの協議を行った。4日間で9回であり、1つ1つ長いので、かなりやったという感じである。どの国とも予定時間を延長して、可能な限り協議を行った。特に、昨日は滞在最終日だったので、やるだけやろうということで、精力的な詰めを行ったという。どの国とも進展はあったが、まだ課題が残っている。

(以上)

澁谷審議官記者ブリーフ概要（４回目）

日時：平成２７年５月２７日（水）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

グアムでの首席会合だが、本日２７日の現地時間午後５時過ぎに終了した。前回のブリーフィングは一昨日行ったが、それ以降の状況をまず説明する。

２５日月曜は、国有企業の議論を行った。国有企業は一日延ばしてこの日やったのだが、テキスト本体はだいぶ固まってきており、残っている論点はごくわずかである。国別の付属書を今作っており、これはそれぞれの国の実情を丁寧に聞く必要があるということで、平場でやっても難しいので少数国で調整しているとハワイの頃に説明をしたが、グアムに来て、もう全体の整理をしないといけないということで、また１２か国の全体会議での調整に移行した。そういう意味で、まさに大詰め調整段階に来ているということである。

２６日火曜日。まず知的財産だが、知的財産についてグアムのＣＮで取り上げるのはこの日で４回目である。最初に、非閣僚案件、閣僚に上げないで終わらせたいもののリストに沿って進捗を皆で確認した。我が国でたまに報道されるような論点がいくつかあるが、そういうものは終わっていない。ただ、それ以外の報道されていない論点もたくさんあり、そういった技術的な論点はそれなりに整理された。知的財産は論点の数があまりにも多いので、他のチャプターのように、もう少しでクローズしそうとはお世辞にも言えないが、メリーランドまでの知財の状況に比べれば、今回ワーキンググループはかなり頑張ったといえるのではないと思う。ワーキンググループの報告が終わったあと、ＣＮから拍手があったということである。

その一方で、閣僚案件も議論したが、結論から言うとまだまだ厳しいという状況である。特に医薬品については、まだ間合いが相当残っているという状況。医薬品はよくデータ保護期間の話が紹介されるが、それ以外にも医薬品に関わる論点がいくつかあり、その一つ一つが難しい。そういう報告があり、相変わらず難しいということが確認された。いずれにせよ閣僚会議をいつか開くまでに、ワーキンググループで論点をもっとよく詰めないといけないということである。

次に投資を扱った。投資も閣僚マターになると思うが、知財に比べるとかなり整理されている。ご存知のようにＩＳＤＳ関係が投資の政治案件と言われているものだが、グアムでだいぶ整理をして、最後時間が足りない状況になったが、もうちょっと時間があれば、閣僚への上げ方まで調整できそうなところまでい

ったということである。その一步手前のところで終わったが、今後、ワーキンググループで連絡を取り合って、閣僚への上げ方について整理をして、関係国で国内調整のプロセスに入る、ということになると思う。

物品貿易のテキストも、一部閣僚マターになるのではないかという案件がいくつかあったが、MAがらみで残っているものは、MAが片付けば解決するので放っておくこととし、ルールプロパーで議論になっているものはこの日にずいぶん整理した。閣僚会議でも議論になるかもしれないが、いずれにせよグアムで方向性は相当共有されたということである。

最終日の今日は、最後いつもやっていることだが、残っている課題リストの確認を皆で一つ一つ丁寧に終わらせた。

最終日なので全体の総括をすると、「一定の進展が見られたが、引き続き難しい課題が残されている」というのが公式見解である。ただ、私の個人的感想としては、非閣僚案件、閣僚に上げずに終えたいというチャプターがまだいくつも残っていて、去年のオタワからずっと一つずつクローズしようとして終わらなかったもの、TBTなどについて、実質クローズするか、それに近い状態にまで持てくることができたものがあるということは大きな進展と言えるのではないと思う。閣僚案件とされているものについても、知財は相変わらず厳しいが、国有企業、投資、最後に紹介した物品貿易など、最後まですべてが解決された訳ではないが、閣僚で相当議論しないと終わらないと言われていた状況からは、かなり進展し、できるだけ事務方で整理をしておくということでワーキンググループで努力したと言えるのではないか。もちろんこれらが解決したという訳ではないが、閣僚での判断の時間を少しでも減らすという努力を頑張ったと言えると思う。一方で知的財産はやはり最難関であり、特に閣僚マターは依然として厳しい状況であることに変わりはない。引き続き難しい課題が残っていることは事実だが、知財の中でも非閣僚案件については、今まで整理しようと言いつつ整理できなかったものが、少なくともいくつか片付いたということは、いつも以上に進んだといえるのではないと思う。

閣僚に上げないもので未解決で残っているものは、まだそれなりの数に上るが、知財以外については、国内調整が必要だからグアムで閉じられなかったというものも結構あり、今後、いつになるかわからないが、閣僚会議が決まれば、直前のCN会合で確認すれば終わりそうだというものも、まあやってみないとわからないが、結構多いのではないかと期待している。

みなさんからよく聞かれる今後の閣僚会議の日程について、今回、グアムでまったく話題に出なかったと言えば嘘になるが、結局米国のTPA法案の動向がよくわからない、下院の議論がこれからあるが、今休会中であり来週の動向を見ないと様子がわからないということがまずある。サブスタンス、中身についても、

各国が課題を国内調整に持ち帰るわけだが、これが本当にうまくいくかということを見ないと何ともいえない訳であり、知財がどうなる、ということもあり、グアムにいるCNだけで、今このタイミングで日程を決められるものではない。いずれにしても、現時点で日程や場所が決まっているということはない。何月何日から閣僚会議という根拠のない噂を聞くたびに、日本人記者からの問い合わせがUSTRに殺到しているようだが、特定の日付を含む情報は信用しない方がいい。今後の状況を見て、開催できる状況が整えば、開催するということである。もう少し様子を見ないと分からないということだと思う。

(以上)

ハワイ

(2015 年 7 月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要

日時：平成27年7月26日（日）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

ハワイでの首席交渉官会合の報告である。鶴岡首席交渉は、現地時間22日にマウイ島入りした。同日午後、3カ国の首席交渉官とバイの協議を行った。23日も3カ国の首席交渉官とバイの協議を行った。現地時間24日午後2時から首席交渉官の全体会合が始まった。最初は閣僚会議の進め方について話があった。24日は、この後、知的財産の議論が行われた。議論したというよりは、医薬品の問題、その他いくつかの問題は閣僚案件だが、それ以外の問題は閣僚会合が始まる前にできるだけ片付けるという話があったようだ。その後、知的財産以外の分野も含めた残された課題リストというものがあり、それを皆で確認し、閣僚以外の課題は何とか日曜までに事務的に整理しようと確認した。この日は、法的・制度的事項、リーガルの分科会が扱っている課題に時間をかけた。この中の紛争処理に若干論点が残っており、実質クローズには行けない状態だった。結論から言うと、まだ若干論点が残っているが、残っている論点も他の章との関係で残っているということで、紛争処理プロパーの問題はだいたい片付いた。例外章も議論したが、これはもっと整理が必要である。

全体会合の2日目、25日は、午後2時から始まり、2時間ちょっとで終了した。国有企業を議論し、テキストの一般ルール部分は大体片付いているが、政治案件となるのが各国別の例外扱いをどうするかということ。こうしたことを確認し、バイや少数国の協議に時間を割くため、国有企業の議論はこれで終えた。この日、時間をかけたのが、物品貿易のテキストの議論である。いくつか残っているもののうち、反対意見を取り下げるとい国もいくつかあり、だいぶ片付いたが、若干、まだ、2つ3つ残っているという状況。

明日は、投資から議論をする予定。

いつにもまして全体会議の時間が少ない。全体で議論する時間ももったいないという感じで、早く、交渉官レベルでバイや少数国でやりなさい、首席はそれを監督しなさいという感じである。実際、今日の米国専門紙にもあったが、並行して分野別交渉官が集まっているが、いわゆる12か国全体でのワーキンググループという形では開かれていない。ただ、知的財産、国有企業、投資、法的・制度的事項、物品貿易、繊維、原産地規則の分野の交渉官は皆集まっていて、会場にその分野専用の会議室があてがわれている。そこで、バイや少数国

の協議を精力的に行っている。

大江首席交渉官代理は、23日に現地入りし、同日からバイの協議を開始している。今回は、アメリカを始め、いくつかの国と毎日のように何度も協議をしている。アメリカとは、ベッター首席農業交渉官とは23日から協議を始め、遅れて現地入りしたカトラ一次席代表代行と本日協議を行った。ところで、ここ2週間ほど、五月雨的にコメに関する数字が報道されているが、大江代理がそんな話をしているわけでない。コメについて事務レベルでカード切るという話があるわけがない。どこかで聞きかじった数字をもとに、いかにもそれで決着するかのような報道は、いかがなものかと思う。森大使も現地入りしている。その下の担当者レベルも含め、日米始め、各国との物品の協議は様々なレベルで行っている。

首席交渉官会合は現地時間27日まで開催される。

(以上)

甘利大臣ぶら下がり（閣僚会合初日の概要）

日時：平成27年7月28日（火）

場所：ハワイ（マウイ島）

【冒頭発言】

初日の本日は、米国フロマン代表、豪州ロブ貿易投資大臣及びNZのグローサー貿易大臣とバイ会談を行った後に閣僚全体会合に出席した。全体会合においては今回の会合で大筋合意を目指すという目標が共有された。他方、乗り越えなければならない困難な課題、特に二国間の市場アクセスと知的財産の問題を解決していかなければならないという点についても各国の共通の認識として確認された。私からは今回の閣僚会合は TPP 交渉の命運を左右する極めて重要な会合であり、全ての閣僚がこれを最後の閣僚会合にするという思いを共有しなければならないと申し上げた。最後にフロマン代表が議長として、困難な課題が残っているが、二国間協議、少数国会合、全体会合を使って作業を進めていこう発言した。バイ会談においては、二国間で残されていた論点やマルチの課題の解決に向けた道筋などについて議論を行った。フロマン代表との会談においては、日米二国間で引き続き難しい課題が残されていたため今回の閣僚会合期間中に改めて協議することになる見込み。明日も閣僚による全体会合、バイ会談が予定されている。TPP 交渉が成就するようにしっかり貢献し、日本の国益を踏まえつつ、困難な交渉を主導していきたいと考えている。

以上

甘利大臣ぶら下がり（閣僚会合２日目の概要）

日時：平成２７年７月２９日（水）

場所：ハワイ（マウイ島）

【冒頭発言】

本日は午後に閣僚全体会合が行われた。また、ベトナムのホアン商工大臣、シンガポールのリム貿易産業大臣、マレーシアのムスタパ国際貿易・産業大臣、及びメキシコのグアハルド経済大臣との間でバイ会談を行った。全体会合においては、最も難航している知的財産分野、GI（地理的表示）、そして医薬品特許の問題を議論した。残された論点は各国の利害が複雑に絡んだ難しい論点であり、今日、明日とさらに議論を継続することとした。バイ会談においては、二国間で残された論点や、マルチの課題の解決に向けた道筋等について議論を行った。残された時間は少ないが、TPP交渉が成就するよう、しっかり国益を踏まえた主張をし、同時に貢献をし、困難な交渉を主導していきたいと思う。

以上

甘利大臣ぶら下がり（閣僚会合３日目の概要）

日時：平成２７年７月３０日（木）

場所：ハワイ（マウイ島）

【冒頭発言】

本日は１４時に予定されていた閣僚会合が、知的財産の議論を詰めるために１７時からに繰り下げられた。従って、この時間を利用して私の直接の指示のもとに我が国の交渉チームは米国、カナダ、NZ と二国間協議を行い、交渉を進展させた。このような成果を念頭におきつつ、本日これからの全体会合に臨み、これを通じて困難な課題を速やかに解決し、今回を最後の閣僚会合にできるようにしっかりと議論をしたい。

以上

甘利大臣による記者会見の概要

日時：平成27年7月31日（金）

場所：ハワイ（マウイ島）

【冒頭発言】

28日から31日までの4日間、ハワイにて閣僚会合が行われ、交渉は大きく前進した。しかしながら、いくつかの限られた論点について、引き続き協議が必要との結論に達した。ルール分野では、物品貿易、投資、環境、金融サービス、リーガルなど、紛争処理も含まれるが、こうした分野でこれまで未決着の論点が残されていた多くの分野において、交渉をまとめることができた。難航していた知的財産分野でも、多くの論点について決着させることができた。物品市場アクセスについても、多くの国との間で交渉を前進させることができた。しかしながら、一部の国との間の物品市場アクセス交渉、知的財産分野の一部について、各国の利害が対立し、交渉を終結させるには至らなかった。今後の予定だが、多くの論点が決着し、残された課題は相当絞り込まれた。今回の会合の成果を踏まえ、今後も交渉の早期妥結に向けた努力を継続するとの認識が各国で共有された。残された論点について、各国が準備をした上で、もう一回閣僚会合を開けば決着できると思う。

以上

アトランタ
(2015 年 10 月)

澁谷審議官記者ブリーフ概要

日時：平成27年9月28日（月）

場所：内閣府

【澁谷審議官冒頭説明】

アトランタの首席交渉官会合の様子をご報告する。現地時間26日から首席交渉官会合が開催されている。鶴岡首席交渉官は、25日に現地入りをし、その日は1か国の首席交渉官とバイの協議を行った。26日は現地時間の午後2時から首席交渉官の全体会合が開かれている。毎回そうだが、冒頭各国の首席交渉官から決意表明のようなものがなされ、今回の会合で何としてもクローズさせようという思いは、各国で共通のものであるということが確認された。

26日の全体会合ではその後、仮に今回大筋合意した場合の公表資料をどのようにするかという議論がなされ、合意した後はなるべく情報をオープンにしようという考えが共有されたが、各国それぞれ事情があるようで、具体的な調整は引き続きやるということになっている。鶴岡首席交渉官はその日、最初の国とは違う2か国の首席交渉官とバイの協議をしている。

27日は現地時間の午後4時から全体会議である。知的財産をやろうと思ったようだが、それは明日にすることにして、この日はルール分野の残っている論点、知的財産・前文・最終規定、以外のチャプターでテキスト上残っている論点を1つ1つ確認していった。前回のハワイの会合でWGとしては協議をクローズしたものが多数あったわけだが、その中でも、閣僚会合で最後に閣僚が意見を言って終わりにしたいという案件、1つとか2つといったレベルだが、がまだある。それに加えて、閣僚に上げるのはあと1つくらいかなという確認がされた。ちなみにこれは、よくみなさんが報道するような難航している課題とはまた別に、というものである。あとは、脚注などで細かい調整が必要な点がテキストで若干残っているが、これは合意した後、首席交渉官が残って議論し、そこで調整するということになると思う。27日、鶴岡首席交渉官は1か国とバイの協議をしている。

大江首席交渉官代理は26日、27日と同じ1か国と協議をしている。明日28日は同じその国と、また別の1か国とも協議をする予定。

首席交渉官会合と並行してWGがどうなっているかという、3月のハワイの首席会合以降、公式にはWGのような形で集まることはしないと言っているが、さすがに知財は今回集まって、事実上WGのような形で協議している。リーガル・スクラブのチームも先週半ばくらいから集まって、延々と作業をやっている。

る。それ以外の分野はあまり大人数で集まっていないが、N C M (Non-Conforming Measures)という投資とサービスの分野で、各国の個別の規制措置を緩和しろ、撤廃しろという、広い意味での市場アクセス交渉だが、この交渉がまだ全部終わっていないことがあり、バイの調整を精力的にやっている。したがって、投資やサービスの交渉官はそういうことをやっている。

(以上)

甘利大臣によるぶら下がりの概要

日時：平成27年10月1日（木）

場所：米国（アトランタ）

【冒頭発言】

本日は 18:30 から閣僚の全体会合が開かれ、これに出席した。交渉状況を閣僚で確認し、各閣僚が自身関わっている最終的に残っている課題についての交渉状況、今後の努力についてそれぞれ発言した。閣僚会合は予定を延ばして明日一日更に精力的に協議を進める。共同会見は明後日3日にずれ込む見込み。みなさんもその準備をしていただきたい。状況は厳しいことに変わりはないが、解決に向けて全閣僚が最後の努力を続けていくということになった。マウイでは会議が延長されなかったが、これは延長しても見込みが立たないという判断で延長されなかったのだと思う。今回あえて予備日を使ってそれにプラス一日全日程を延長させるということは解決の可能性を信じて各国が最後の努力をするという意思表示だと思う。

以上

甘利大臣による記者会見の概要

日時：平成27年10月2日（金）

場所：米国（アトランタ）

【冒頭発言】

先ほどの閣僚会合の結果を報告申し上げる。残された3つの課題、つまり、バイオ、自動車、乳製品の交渉の状況について議長及び関係国から説明があった。それぞれについて、アトランタ到着以降進展が見られたが、解決には至っていない。今晚閣僚が個別に解決に向けて更に努力をするということになった。日本としても、自動車についてはあと一步のところまで来ているということを閣僚会合で説明した。

明日も午後まで交渉することになる。明日午後には交渉を終結し、記者会見を開くことを目標にすることを確認した。

以上

甘利大臣による記者会見の概要

日時：平成27年10月3日（土）

場所：米国（アトランタ）

【冒頭発言】

先ほど閣僚会合が開かれた。先ほどの全体会合では、昨日から行われている医薬品、乳製品を含む農産品の二国間交渉の最新状況について、議長と関係国から、残された限られた時間で課題解決に向けて努力を傾注するということを確認した。その中で、医薬品については依然として埋めるべき差異が残っている。その差を埋めるための交渉を、今日も徹夜になる、今晚精力的に差を埋めるための交渉をするということが確認された。

乳製品であるが、NZ から二国間で精力的に交渉を続けている、進展を見ているとの発言があった。

私からは、交渉は最終段階にあるので、ゲームはやめて誠実な対応で交渉を行うべき、そうでないと妥結は難しくなると、21世紀型にふさわしい協定を目指すべきであるという発言をした。

今晚、残された課題の解決に向けて関係国で作業を続ける。先程申し上げたように、関係国首席交渉官並びに交渉官は完全な徹夜になろうかと思う。そして、明日の何処かのタイミングで閣僚全体会合が開かれる見込みである。具体的な時間については議長から追って連絡があると思う。

以上

甘利大臣記者会見概要

日時：平成27年10月5日（月）

場所：米国（アトランタ）

【冒頭発言】

先ほどＴＰＰ閣僚会合が終了した。長く厳しい交渉の末、ＴＰＰ交渉が大筋合意に至ったことを国民の皆様にご報告する。

交渉の道のりは決して平坦ではなかった。「国益にかなう最善の道を追求する」という大きな目標を掲げ、政府一体となって困難な交渉を乗り越えてきた。12か国が、ＴＰＰがもたらす未来を信じ、粘り強く交渉し、本日ここに大筋合意を達成できたことを本当にうれしく思う。

モノの関税の撤廃・削減だけでなく、幅広い分野で21世紀型の新しい貿易・投資ルールを構築するＴＰＰにより、ヒト・モノ・資本・情報のすべてが自由に行き交う巨大な経済圏が誕生する。このような開放的な枠組みに日本が参加することは、海外の投資家の日本への評価を高め、域内の資金が日本の都市、地方に集まり、地方の活性化が期待できる。

ＴＰＰは大企業だけのものではない。中小・中堅企業がアジア太平洋地域のダイナミックな市場につながり、より一層、活躍の場を広げていくことが可能になる。自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに、新たな通商ルールを構築したということは大きな戦略的意義を有する。ＴＰＰが打ち立てた高いレベルのルールが世界のスタンダードになっていくこととなる。

具体的な合意内容について少しご説明する。初めに市場アクセスについて説明する。農林水産物の重要品目については、衆・参の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、我が国の国益を守るべく、全力で交渉にあたってきた。私は交渉の中で、衆・参の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、重要品目に関するセンシティビティを粘り強く説明し、交渉してきた。交渉の中で各国から、日本の農林水産物だけ例外を認めるべきではないとの大変激しい攻撃を受けた。これに対し、私は「ＴＰＰの目指す高いレベルの自由化というのは、サービスや投資の自由化やルールづくりも含め、交渉分野全体で評価すべきである、各国の抱えるセンシティビティに十分配慮しなければならない」ということを強く主張してきた。

日米二国間交渉でも、私はフロマン代表と徹夜の交渉も行い、重要品目についての日本の立場を徹底的に主張した。こうして交渉の流れが変わってきた。

交渉の結果はお手元の資料にあるように、重要5品目の多くの品目については、関税撤廃はしないということを確保した。具体的には、コメについては国家貿易制度を維持し、その制度の下で最終的に合計7万8,400トンの国別枠を設置するとともに枠外税率を維持した。麦については、国家貿易制度を維持し、その制度の下で新たな関税割当枠の設置、国が徴収する輸入差益、いわゆるマークアップの段階的引下げを行うが、枠外税率を維持した。

甘味資源作物については糖価調整制度を維持し、一部の調製品について関税割当枠を設置した。牛肉については、16年目に9%まで関税を削減するが、輸入急増に対するセーフガード措置を確保した。豚肉については、10年目に従価税を撤廃、従量税を50円まで引下げるが、差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格も現状のままとした。また、輸入急増に対するセーフガード措置も確保した。

乳製品については、バター・脱脂粉乳等の国家貿易制度と、これらを含む関税割当を維持し、その下で新たな関税割当枠を設置するが、枠外税率は維持した。

今後、農林水産業については、競争力の強化等を通じて、今般の合意に関する農林水産業を担う人々の懸念と不安を払しょくしていく。同時に、農林水産物の重要品目について、引き続き将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより、確実に再生産が可能となるよう、政府全体で責任を持って国内対策を取りまとめ、交渉で獲得した措置と合わせて万全の体質強化対策等を講じていく。これにより、情熱を持った若者が夢を持てるような、強くて豊かな日本の農林水産業を作り上げ、美しく活力ある農山漁村を構築していく。

「攻め」の分野についても、徹底した交渉の結果、自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現した。

米国、カナダ、NZの3か国とは、これまでEPAを結んでおらず、WTOのルールに基づき無税で輸出できる工業製品の割合は、少ないところでは4割程度に過ぎなかったが、TPPが発効すれば、国によっては、発効の日から9割以上の製品について関税を支払わずに輸出できることになる。

具体的にはお手元の資料をご覧ください。いくつか例を挙げると、米国については、自動車部品に関し、2兆円にも迫る日本からの輸出額の8割以上を発効後直ちに関税撤廃することで、合意に至った。乗用車の関税については、我が国がTPP交渉に参加する際に米国との間で合意した制約がある中で、私自身幾度となくフロマン代表と折衝を行い、TPPの成果が少しでも早く享受できるよう、押し返してきた。

最終的には、15年目から関税の削減が開始され、20年目で半減になり、

22年目で0.5%まで削減し、25年目で完全に撤廃されることで米国と決着した。自動車に次ぐ輸出の主力分野である家電、産業用機械、化学では、輸出額の99%以上を米国が直ちに関税撤廃する。

カナダは乗用車について、5年目での関税撤廃を獲得した。これは、すでに交渉が終了しているカナダ、EU、FTAの内容を上回る成果である。

ベトナムは、これまでASEAN域外からの乗用車には最高70%もの関税をかけて保護してきた、今般、3000cc超の乗用車について、10年目での関税撤廃を実現した。

「攻め」の分野は鉱工業製品に限らない。現在、我が国からTPP11か国への農林水産物、食糧の輸出は対世界の約3割を占めており、これらの国への輸出促進に期待できる関税撤廃などの約束も獲得したところである。例えば、輸出の拡大が期待される米国向けの牛肉については、15年で米国の関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20倍から40倍に相当する数量の無税枠を獲得した。

TPPによる市場アクセスの改善は、モノだけではなく、サービス、投資についても高い水準の自由化を達成した。

ベトナムやマレーシアにおいては、小売分野で外資規制や出店規制が緩和された。これは競争力の高い我が国のコンビニエンスストアの海外展開を大きく後押しするものである。また、アジアの新興国の金融分野での外資規制が改善されることにより、日本の金融機関の海外展開が促進されると期待している。とりわけ、日本各地で地場産業を支えている地方銀行の海外進出によって、地方の中小企業の海外展開に対するサポートもされることになる。

さらに、インフラ市場をはじめとする政府調達市場の開放なども、我が国企業の海外での販路開拓の大きな助けとなることが期待される。

次にルール分野について説明する。知的財産、特に新薬のデータ保護の扱いは、交渉の最後まで大きな論点として残った。生物製剤については、8年間のデータ保護期間、又はデータ保護その他の手段等による同等の保護を行うことと定められた。難航を極めていたこの論点において、バランスの取れた良い結論を得ることができた。

著作権の保護期間は70年となった。また、海賊版対策が大幅に強化された。日本の強みであるコンテンツや地域のブランドの海外展開が安心して進められるようになる。著作権侵害を非親告罪とすることについては、自由な創作活動が阻害されるのではないかという懸念の声があった。これを踏まえ、我が国が主張して、非親告罪化の対象を、著作者が市場において著作物を利用することに影響を与える複製に限定することができるとの規定を盛り込んだ。

また、TPPにおいて国有企業についての規定が設けられたことは画期的な

ことである。国有企業の透明性が高まり不透明な慣行がなくなれば、我が国企業も安心して海外の国有企業と組んで事業展開を図ることも可能となる。すでにベトナムの国有企業との連携を始めている中小の繊維メーカーもある。ＴＰＰの様々なメリットを活用しようという意欲のある中小企業がすでに出てきている。

次に原産地規則では、ＴＰＰ域内で複数の締約国による付加価値・工程の足し上げを可能とする「累積制度」を活用することにより、中小企業を含め、日本企業の最適な生産配分・立地戦略の実現が可能となる。サプライチェーンが広範囲に広がる自動車産業がＴＰＰのメリットを十分に享受できるよう、域内で閉じたサプライチェーンを前提としたＮＡＦＴＡ型の原産地規則ではなく、真にグローバルなサプライチェーンの実現を可能とするアジア型の原産地規則を採用している。また、輸出者、生産者、輸入者による原産地証明書を作成できる制度が採用された。これにより、迅速で機動的な原産地の証明が可能となる。一方、原産地の自己証明に不慣れな中小企業にも配慮し、原産地証明書の作成等に対する十分な支援を行う体制を整備していく。

ＴＰＰにおいて投資に関するルールが定められたことは、資本輸出国である日本のさらなる積極的な投資を促す。例えば、いわゆる「パフォーマンス要求」、投資先国から技術移転を要請されたり、生産の何割にせよというような負荷を掛けられたりと、パフォーマンスを要求されることがあるが、これが禁じられたことにより、より自由な投資活動が保証される。

また、投資章には「投資家対国」の紛争処理手続、すなわち、ＩＳＤＳの規定が書かれている。日本の企業が海外で内外差別や違法収用などの不利益な待遇を受けたときに、自ら相手国政府を訴えることができるようになる。

他方で、ＩＳＤＳに関しては、国家の正当な規制権限の侵害や濫訴の誘発といった懸念の声もいただいた。このような懸念を踏まえて、正当な規制目的のために必要な規制を差別的でない態様で行うことは妨げられないことを確認する規定を盛り込んだ。また、濫訴の抑制につながる規定も置かれている。

電子商取引のルールも整備した。電子商取引は、日本にいながらにして、多額の投資を伴うことなく、海外の消費者や取引先と直接つながることができるという意味で、中小企業にこそ有益なツールである。ぜひ、中小企業の皆様に活用していただきたいと考えている。

さらに、ＴＰＰにおいては、中小企業がこれらのメリットを活用できるよう、域内のサプライチェーンへの中小企業の参加を支援するための措置等が規定されている。我が国としても、中小企業がＴＰＰを積極的に活用し、海外展開を推進していただけるよう、万全の支援策を講じていく。

このように様々なメリットが期待されるＴＰＰだが、これまで様々や不安や

懸念の声が寄せられてきたことも事実である。我々は、そうした声も踏まえつつ交渉を行ってきた。

最も大きな懸念や不安の声が寄せられていた農林水産物の重要品目については、衆参の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、国益を守るべく厳しい交渉を粘り強く続けてきた。その結果、重要５品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保するほか、国家貿易制度を堅持し、関税割当やセーフガード等の有効な措置を認めさせるなど交渉結果として最善のものとなったと考えている。今後、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるようにすることにより、確実に再生産可能となるよう、政府全体で責任をもって国内対策を取りまとめ、交渉で獲得した措置と合わせて万全の措置を講じる。

ＴＰＰによって、我が国の食の安全・安心が損なわれることはない。ＴＰＰでは化学的根拠の説明責任を強化するなど、ＷＴＯ以上の規律が設けられている。

ＴＰＰによって国民皆保険制度が崩壊するのではないかという懸念も寄せられていたが、そのような心配はない。ＴＰＰでは、混合診療の解禁など我が国の公的医療保険制度のあり方に変更を求めるような規定はない。

漁業補助金についても、過剰漁獲を招くような補助金に対象を限定し、持続的漁業の発展に必要な補助金は残すべきであるとの我が国の出張を踏まえ、我が国の漁業補助金はＴＰＰで禁止される補助金には当たらないこととなった。

このように、交渉の結果、ＴＰＰに対する懸念や不安は解消されていると考えている。

今後、ＴＰＰに不安を抱いておられる国民の皆様、ＴＰＰをこれから活用される産業界や地方の中小・中堅企業の皆様へのご説明に全力を尽くす。

また、国会においてもしっかりとご説明し、できるだけ早期にＴＰＰをご承認いただけるよう力を尽くす所存。

安倍内閣は、ＴＰＰを「国家百年の計」であると、ことあるごとに申し上げてきた。ＴＰＰによって生まれたチャンスしっかりと掴み取り、日本の繁栄と活力が次の世代、そのまた次の世代へと受け継がれていってこそ、ＴＰＰが本当の意味で「国家百年の計」としての価値を持つことになる。

ＴＰＰに息吹を吹き込むための取り組みをこれから誠心誠意行っていく所存なので、国民の皆様におかれても、引き続きご支援、ご協力を賜るようお願いしたい。

(以上)

マニラ
(2015 年 11 月)

澁谷審議官による記者ブリーフィング（TPP 首脳会合）

（平成 27 年 11 月 18 日（水）於：内閣府）

○本日 18 日 12:30～13:30 に、TPP 首脳と貿易担当大臣（我が国は世耕副長官）による会合が行われ、全 12 か国の首脳が参加。

○最初にオバマ大統領から、TPP が合意に至りよかったということと TPP の意義について話があった。大統領は「安倍総理の TPP 参加への決断がよかった」と繰り返し発言があった。また、米国における国内手続きについては” as swiftly as possible” で進めたいとのことだった。

○続いて、P4 を代表して NZ が、次に初めての TPP 首脳会合への出席となるカナダ・トルドー首相が話をした。

○安倍総理は 4 番目に発言をし、TPP の意義について述べ、「この偉業も実際に発効しなければ絵に描いた餅です」として各国における速やかな国内手続きを求めた。

○その後、8 カ国がひと通り発言をしたが、ほぼすべての国が、TPP の合意を祝福し、また国内手続きをお互い早く進めていこうという話をした。また、いくつかの国からは新規加盟に関心を寄せている国に関して言及があった。

○前日 17 日には、首席交渉官会合が開かれ、TPP 首脳会合の共同声明の案文の協議、各国の国内手続きの進め方についての情報共有、12 月に NZ で開催されるリーガル・スクラブに向けての技術的な話がなされた。なお、署名の時期については「なるべく早く」というだけで、具体的な日程については話されていない。

オークランド (2016 年 2 月)

高島副大臣のぶら下がり記者会見概要

日時：平成28年2月4日（木）

場所：NZ（オークランド）

概要；

（記者）署名式を終えられた感想は。

（副大臣）正直に言って緊張もしたが、無事に署名式ができてほっとしている。会場の中、12カ国全てそろって、一堂に会して署名が終わったということで、拍手というか非常に温かい雰囲気だった。

（記者）昨日、今日と閣僚会合が行われたと思うが、議論の内容は。

（副大臣）あまり中身のことをしゃべるわけにいかないが、一つには今回の署名を契機にして、今後それぞれの国で国内の手続きをしっかりと進めていこうということが確認された。そのほか今日議題に出たことは、新規に加入をしたい、あるいは関心を持っている国が出てきているので、そういう国々に対しても、今後どういうふうに対応するか、それから TPP には事務局というものがないので、事務局について今後どうするか、その点について首席交渉官でもう少し協議をしてもらおうと各閣僚から指示するということを確認した。

（記者）首席交渉官への指示は新規加盟と事務局に関する2点か。

（副大臣）具体的に今後検討するということはこの2つ。ただ、先ほど NZ の大臣がおっしゃったように、まずは各国でそれぞれきちんと批准に向けて努力していこうということを確認した。

（記者）今後の見通しについて、副大臣のお考えは。また、閣僚会合でも見通しについて何か話されたのか。

（副大臣）各国それぞれの事情があるので、一応見通しについての話も出なかったわけではないが、日本の場合は国会のこれからのスケジュールがどうなるかは国会のご議論で決めていくことである。ただ、政府としては、できるだけ速やかに批准を目指したい、そのために、協定と関連法案を国会に早期に提出できるように努力していく。当然だが、みなさんにご理解いただかないといけないので、内容についてはできるかぎり丁寧に説明していく。

（記者）新規加入国について何か決まったことは。

（副大臣）決まったことは特にないが、各国大臣から出たお話のなかで、興味を持ってくれていることは歓迎すべきことであるし、彼らの関心をしっかりと維持していくことが重要である。

（記者）フロマン代表とバイ会談は行ったのか。

（副大臣）いわゆる立ち話程度だが、私のほうからは日本はいろんな立場あったが、国内でしっかり手続きが進むように努力をしていく、同時に米国の議会

のほうでもしっかりやってくださいということは申し上げた。

（記者）今日和装で望まれた理由、思いは。

（副大臣）着物は日本の伝統文化であり、国際的な舞台にもし自分が立つ機会があれば必ず和装で行きたいと思っていた。日本の代表として着物で臨もうと思った。

以上